嵐山町地域防災計画

令 和 ４ 年 ３ 月

嵐山町防災会議

第１編　総則

第１章　総則----------1

第１節　計画の目的 ---------- 1
　第１　趣旨 ---------- 1
　第２　計画の策定及び修正 ---------- 1
　第３　計画の効果的推進 ---------- 1
　第４　計画の用語 ---------- 2

第２節　嵐山町の概況 ---------- 3
　第１　概況 ---------- 3
　第２　本町における災害 ---------- 4

第３節　嵐山町の防災対策の基本方針 ---------- 8
　第１　「自助」・「共助」・「公助」による取組の強化 ---------- 8
　第２　被害最小化に向けた防災体制の充実 ---------- 8
　第３　地震防災対策の推進 ---------- 8
　第４　耐震化の促進 ---------- 8
　第５　総合的な風水害・土砂災害対策の推進 ---------- 9
　第６　自主防災組織の育成支援 ---------- 9
　第７　事業所、団体等の力の取込み ---------- 9
　第８　避難行動要支援者対策の推進 ---------- 9

第２章　防災体制----------10

第１節　防災機関等の役割 ---------- 10
　第１　町の役割 ---------- 10
　第２　県の役割 ---------- 19
　第３　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割 ---------- 20
　第４　防災上重要な機関 ---------- 23
　第５　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割 ---------- 23
　第６　災害時応援協定締結団体・事業者の役割 ---------- 24

第２節　防災体制 ---------- 25
　第１　応急活動体制の施行 ---------- 25
　第２　災害対策本部の設置等 ---------- 27
　第３　業務継続計画（ＢＣＰ） ---------- 30
　第４　災害対応に必要な電源等の確保 ---------- 30
　第５　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策 ---------- 30

第３章　防災訓練----------31

第１節　基本方針 ---------- 31
　第１　趣旨 ---------- 31
　第２　目的 ---------- 31

第２節　現況と実施計画 ---------- 32
　第１　現況 ---------- 32
　第２　実施計画 ---------- 32

第４章　調査研究----------35

第１節　基本方針 ---------- 35

第２節　現況 ---------- 35

第３節　実施計画 ---------- 35

第２編　震災対策編

第１章　総則----------1

第１節　地震被害想定 ---------- 1
　第１　概要 ---------- 1
　第２　想定条件 ---------- 1
　第３　想定結果 ---------- 3

第２節　施策の体系 ---------- 7

第２章　施策ごとの具体的計画----------8

第１節　自助、共助による防災力の向上 ---------- 8
　第１　基本方針 ---------- 8
　第２　現況 ---------- 8
　第３　具体的取組 ---------- 10
　　＜予防・事前対策＞ ---------- 10
　　１　自助、共助による町民の防災力向上（普及啓発・防災教育）
　　２　自主防災組織の育成強化
　　３　消防団の活動体制の充実
　　４　事業所等における防災組織等の整備
　　５　ボランティア等の活動支援体制の整備
　　６　地区防災計画の策定

＜応急対策＞ ---------- 22
１　自助による応急対策の実施
２　地域による応急対策の実施
３　事業所による応急対策の実施
４　ボランティアとの連携
５　地域の安全確保への協力

第２節　災害に強いまちづくりの推進 ---------- 25
第１　基本方針 ---------- 25
第２　現況 ---------- 25
第３　具体的取組 ---------- 26
＜予防・事前対策＞ ---------- 26
１　防災都市づくり
２　耐震化と安全対策の推進
３　不燃化等の促進
４　オープンスペース等の確保
５　宅地等の安全対策
６　土砂災害の予防
７　ため池の予防対策
８　地震火災等の予防
９　被災建築物応急危険度判定体制等の整備
＜応急対策＞ ---------- 36
１　公共施設等の応急対策
＜復旧対策＞ ---------- 38
１　迅速な災害復旧

第３節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保 ---------- 43
第１　基本方針 ---------- 43
第２　現況 ---------- 43
第３　具体的取組 ---------- 45
＜予防・事前対策＞ ---------- 45
１　交通関連施設の安全確保
２　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
３　ライフラインの確保
４　エネルギーの確保
＜応急対策＞ ---------- 50
１　道路ネットワークの確保
２　交通規制
３　交通施設の応急対策
４　ライフライン施設の応急対策
５　発災時のエネルギー供給機能の確保

＜復旧対策＞ ---------- 58
1　ライフライン施設の早期復旧

第４節　応急対応力の強化 ---------- 61
第１　基本方針 ---------- 61
第２　現況 ---------- 61
第３　具体的取組 ---------- 64
＜予防・事前対策＞ ---------- 64
1　応急活動体制の整備
2　防災活動拠点の整備
3　消防力の充実強化
4　救急救助体制の整備
5　相互応援の体制整備等
＜応急対策＞ ---------- 70
1　災害発生直前の未然防災活動
2　応急活動体制の施行
3　防災活動拠点の開設・運営
4　応急措置
5　警備活動
6　消防活動
7　自衛隊災害派遣
8　応援要請
9　応援の受入れ

第５節　情報収集・共有・伝達体制の整備 ---------- 88
第１　基本方針 ---------- 88
第２　現況 ---------- 88
第３　具体的取組 ---------- 90
＜予防・事前対策＞ ---------- 90
1　情報収集・伝達体制の整備
＜応急対策＞ ---------- 94
1　災害情報の収集・共有・伝達
2　広聴広報活動

第６節　医療救護等対策 ---------- 104
第１　基本方針 ---------- 104
第２　現況 ---------- 104
第３　具体的取組 ---------- 105
＜予防・事前対策＞ ---------- 105
1　医療救護体制の整備
2　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

＜応急対策＞ ---------- 109
１　初動医療体制
２　遺体の取扱い
＜復旧対策＞ ---------- 117
１　防疫活動
２　遺体の埋・火葬

第７節　帰宅困難者対策 ---------- 119
第１　基本方針 ---------- 119
第２　現況 ---------- 119
第３　具体的取組 ---------- 121
＜予防・事前対策＞ ---------- 121
１　帰宅困難者支援体制の整備
＜応急対策＞ ---------- 123
１　帰宅困難者への情報提供
２　一時滞在施設の開設・運営
＜復旧対策＞ ---------- 126
１　帰宅支援

第８節　避難対策 ---------- 127
第１　基本方針 ---------- 127
第２　現況 ---------- 127
第３　具体的取組 ---------- 128
＜予防・事前対策＞ ---------- 128
１　避難体制の整備
＜応急対策＞ ---------- 132
１　避難の実施
２　避難所の開設・運営
３　広域避難・広域一時滞在

第９節　災害時の要配慮者対策 ---------- 141
第１　基本方針 ---------- 141
第２　現況 ---------- 141
第３　具体的取組 ---------- 142
＜予防・事前対策＞ ---------- 142
１　避難行動要支援者の安全対策
２　要配慮者全般の安全対策
３　社会福祉施設入所者等の安全対策
＜応急対策＞ ---------- 150
１　避難行動要支援者等の避難支援
２　避難生活における要配慮者支援
３　社会福祉施設入所者等の安全確保

４　外国人の安全確保

第１０節　物資供給・輸送対策 ---------- 156
第１　基本方針 ---------- 156
第２　現況 ---------- 156
第３　具体的取組 ---------- 157
＜予防・事前対策＞ ---------- 157
１　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備
２　緊急輸送体制の整備
＜応急対策＞ ---------- 163
１　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給
２　輸送対策

第１１節　町民生活の早期再建 ---------- 167
第１　基本方針 ---------- 167
第２　具体的取組 ---------- 167
＜予防・事前対策＞ ---------- 167
１　罹災証明書の発行体制の整備
２　応急住宅対策
３　動物愛護
４　文教対策
５　がれき処理等廃棄物対策
６　被災中小企業支援
＜応急対策＞ ---------- 173
１　災害救助法の適用
２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
３　がれき処理等廃棄物対策
４　動物愛護
５　応急住宅対策
６　文教対策
＜復旧対策＞ ---------- 186
１　生活再建等の支援

第３章　災害復興----------200

第１節　基本方針 ---------- 200

第２節　実施計画 ---------- 200
第１　復興対策本部の設置 ---------- 200
第２　復興計画の策定 ---------- 200
１　復興方針の策定
２　復興計画の策定

第３　復興事業の実施 ---------- 200
１　市街地復興事業のための行政上の手続の実施
２　復興事業の実施

第４章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 ----------202

第１節　基本方針 ---------- 202
第１　趣旨 ---------- 202

第２節　実施計画 ---------- 203
第１　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 ---------- 203
１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達
２　町民、企業等へのよびかけ
第２　地震発生後の対応 ---------- 204

第５章　火山噴火降灰対策----------205

第１節　基本方針 ---------- 205

第２節　実施計画 ---------- 205
第１　被害想定 ---------- 205
第２　具体的取組 ---------- 207
＜予防・事前対策＞ ---------- 207
１　火山噴火に関する知識の普及
２　事前対策の検討
３　食料、水、生活必需品の備蓄
＜応急対策＞ ---------- 212
１　応急活動体制の確立
２　情報の収集・伝達
３　避難所の開設・運営
４　医療救護
５　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策
６　農業者への支援
７　降灰の処理
８　広域避難・広域一時滞在
９　物価の安定、物資の安定供給
＜復旧対策＞ ---------- 217
１　継続災害への備え
２　その他復旧対策

第６章　最悪事態（シビアコンディション）への対応 ----------218
第１　シビアコンディションを設定する目的 ---------- 218

第２　シビアコンディションへの対応 ---------- 218
第３　シビアコンディションの共有と取組の実施 ---------- 218
① 命を守るのは「自分」が基本　～大震災では家具が凶器になります～ ---------- 219
② 支援者の犠牲はあってはならない ---------- 220
③ 火災から命を守る ---------- 221
④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇 ---------- 222
⑤ その時、道路は通れない ---------- 223
⑥ デマやチェーンメールは新たな災害 ---------- 224
⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応 ---------- 225
⑧ 助かった命は守り通す ---------- 226
⑨ 食料が届かない ---------- 227
⑩ 災害の連鎖を防止せよ ---------- 228

第３編　風水害対策編

第１章　総則----------1
第１節　本町における風水害の概況 ---------- 1
第２節　施策の体系 ---------- 2
第２章　施策ごとの具体的計画 ----------3
第１節　自助、共助による防災力の向上 ---------- 3
第１　基本方針 ---------- 3
第２　現況 ---------- 3
第３　具体的取組 ---------- 3
＜予防・事前対策＞ ---------- 3
７　適切な避難行動に関する普及啓発
＜応急対策＞ ---------- 4
第２節　災害に強いまちづくりの推進 ---------- 5
第１　基本方針 ---------- 5
第２　現況 ---------- 5
第３　具体的取組 ---------- 7
＜予防・事前対策＞ ---------- 7
１　水害予防－治山
２　水害予防－治水
３　水害予防－ため池
４　土砂災害予防
５　防災都市づくり

＜応急対策＞ ---------- 13
＜復旧対策＞ ---------- 13

第３節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保 ---------- 14
第１　基本方針 ---------- 14
第２　現況 ---------- 14
第３　具体的取組 ---------- 14
＜予防・事前対策＞ ---------- 14
＜応急対策＞ ---------- 14
＜復旧対策＞ ---------- 15

第４節　応急対応力の強化 ---------- 16
第１　基本方針 ---------- 16
第２　現況 ---------- 16
第３　具体的取組 ---------- 16
＜予防・事前対策＞ ---------- 16
１　水防
２　応急活動体制の整備　～　６　相互応援の体制整備等
＜応急対策＞ ---------- 18
１　水防活動
２　土砂災害防止
３　応急活動体制の施行　～　１０　応援の受入れ

第５節　情報収集・共有・伝達体制の整備 ---------- 23
第１　基本方針 ---------- 23
第２　現況 ---------- 23
第３　具体的取組 ---------- 23
＜予防・事前対策＞ ---------- 23
１　情報収集・共有・伝達体制の整備
２　気象情報や避難情報の活用の周知
＜応急対策＞ ---------- 24
１　特別警報・警報・注意報等の伝達
２　町、県等における措置
３　災害情報の収集・共有・伝達
４　異常な現象発見時の通報
５　広聴広報活動

第６節　医療救護等対策 ---------- 40
第１　基本方針 ---------- 40
第２　現況 ---------- 40
第３　具体的取組 ---------- 40
＜予防・事前対策＞ ---------- 40

＜応急対策＞ ---------- 40
＜復旧対策＞ ---------- 40

第７節　避難対策 ---------- 41
第１　基本方針 ---------- 41
第２　現況 ---------- 41
第３　具体的取組 ---------- 42
＜予防・事前対策＞ ---------- 42
１　避難体制の整備
＜応急対策＞ ---------- 44
１　避難の実施
２　避難所の開設・運営　～　３　広域避難・広域一時滞在

第８節　災害時の要配慮者対策 ---------- 50
第１　基本方針 ---------- 50
第２　現況 ---------- 50
第３　具体的取組 ---------- 50
＜予防・事前対策＞ ---------- 50
＜応急対策＞ ---------- 50

第９節　物資供給・輸送対策 ---------- 51
第１　基本方針 ---------- 51
第２　現況 ---------- 51
第３　具体的取組 ---------- 51
＜予防・事前対策＞ ---------- 51
＜応急対策＞ ---------- 51

第１０節　町民生活の早期再建 ---------- 52
第１　基本方針 ---------- 52
第２　具体的取組 ---------- 52
＜予防・事前対策＞ ---------- 52
＜応急対策＞ ---------- 52
＜復旧対策＞ ---------- 52

第１１節　竜巻等突風対策 ---------- 53
第１　基本方針 ---------- 53
第２　現況 ---------- 53
第３　具体的取組 ---------- 56
＜予防・事前対策＞ ---------- 56
１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及
２　竜巻注意情報等気象情報の普及
３　被害予防対策
４　竜巻等突風対処体制の確立

５　情報収集・伝達体制の整備
６　適切な対処法の普及
＜応急対策＞ ---------- 61
１　情報伝達
２　救助の適切な実施
３　がれき処理
４　避難所の開設・運営
５　応急住宅対策
６　道路の応急復旧
＜復旧対策＞ ---------- 65
１　被害認定の適切な実施
２　被災者支援

第３章　災害復興----------67
第１節　基本方針 ---------- 67
第２節　実施計画 ---------- 67

第４章　雪害対策----------68
第１節　基本方針 ---------- 68
第２節　大雪災害の特徴 ---------- 68
第３節　実施計画 ---------- 69
第１　具体的取組 ---------- 69
＜予防・事前対策＞ ---------- 69
１　町民が行う雪害対策
２　情報通信体制の充実強化
３　雪害における応急対応力の強化
４　避難所の確保
５　建築物の雪害予防
６　道路交通対策
７　鉄道等交通対策
８　ライフライン施設雪害予防
９　農林水産業に係る雪害予防
＜応急対策＞ ---------- 75
１　応急活動体制の施行
２　情報の収集・伝達・広報
３　道路機能の確保
４　警備・交通規制
５　ライフラインの確保

６　地域における除雪協力
＜復旧対策＞ ---------- 80
１　農業復旧支援
２　その他復旧対策
３　生活再建等の支援

第４編　複合災害対策編

第１節　基本方針 ---------- 1
第２節　具体的取組 ---------- 2
＜予防・事前対策＞ ---------- 2
１　複合災害に関する防災知識の普及
２　複合災害発生時の被害想定の実施
３　防災施設の整備等
４　非常時情報通信の整備
５　避難対策
６　災害医療体制の整備
７　災害時の要配慮者対策
８　緊急輸送体制の整備
＜応急対策＞ ---------- 5
１　情報の収集・伝達
２　交通規制
３　道路の修復
４　避難所の再配置

第５編　広域応援編

第１節　基本方針 ---------- 1
第２節　想定災害と対象地域 ---------- 1
第１　想定災害 ---------- 1
第２　対象地域 ---------- 1
第３節　広域応援のタイムテーブル ---------- 3
第４節　初動シナリオ ---------- 4
第５節　具体的取組 ---------- 5
＜予防・事前対策＞ ---------- 5
１　広域応援体制の整備
２　広域応援拠点の確保

３　広域応援要員派遣体制の整備
４　広域避難受入体制の整備
５　町内被害の極小化による活動余力づくり
＜応急対策＞ ---------- 9
１　広域応援調整
２　応援に係る広域災害情報の収集
３　広域応援要員の派遣
４　広域避難の支援
＜復旧・復興対策＞ ---------- 11
１　広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
２　遺体の埋・火葬支援
３　仮設工場・作業場のあっせん
４　生活支援

第６編　事故災害対策編

第１節　火災対策計画 ---------- 1
第１　火災予防 ---------- 1
第２　消防活動 ---------- 2
第３　大規模火災予防 ---------- 5
第４　大規模火災対策 ---------- 6
第５　林野火災予防 ---------- 8
第６　林野火災対策 ---------- 10

第２節　危険物等災害対策計画 ---------- 13
第１　危険物等災害予防 ---------- 13
第２　危険物等災害応急対策 ---------- 14
第３　高圧ガス災害応急対策計画 ---------- 15
第４　火薬類災害応急対策計画 ---------- 15
第５　サリン等による人身被害対策計画 ---------- 16

第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 ---------- 18
第１　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方 ---------- 18
第２　予防対策 ---------- 19
第３　応急・復旧対策 ---------- 22

第４節　農林水産災害対策計画 ---------- 33
第１　農林水産災害対策 ---------- 33

第５節　道路災害対策計画 ---------- 34
第１　道路災害予防 ---------- 34
第２　道路災害応急対策 ---------- 34

第６節　鉄道事故・施設災害対策計画 ---------- 36
第１　鉄道事故対策計画 ---------- 36

第７節　航空機事故対策計画 ---------- 38
第１　目標 ---------- 38
第２　活動体制 ---------- 38
第３　応急措置 ---------- 38

第８節　電気通信設備災害対策計画 ---------- 40
第１　目的 ---------- 40
第２　災害予防計画 ---------- 40
第３　災害発生時の対策 ---------- 40
第４　社外機関との協調 ---------- 41

第９節　電力施設応急対策計画 ---------- 42
第１　目的 ---------- 42
第２　防災体制 ---------- 42
第３　対策組織の運営 ---------- 44
第４　社外機関との協調 ---------- 45
第５　災害予防に関する事項 ---------- 45
第６　電力設備の災害予防措置に関する事項 ---------- 45
第７　防災業務施設及び設備の整備 ---------- 46
第８　災害時における情報の収集、連絡 ---------- 47
第９　非常時における広報 ---------- 48
第１０　要員の確保 ---------- 48
第１１　災害時における電力の融通 ---------- 49
第１２　災害時における危険予防措置 ---------- 49
第１３　災害時における自衛隊の派遣要請 ---------- 49
第１４　災害時における応急工事 ---------- 49
第１５　災害復旧に関する事項 ---------- 49

第１０節　雪害予防計画 ---------- 51
第１　基本方針 ---------- 51
第２　実施計画 ---------- 51

第１１節　文化財災害対策計画 ---------- 52
第１　基本方針 ---------- 52
第２　実施計画 ---------- 52

第１編　総則

第１章　総則

第１節　計画の目的

第１　趣旨

この計画は災害対策基本法第42条の規定及び防災基本計画に基づき、嵐山町の地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、嵐山町防災会議（以下「町防災会議」という。）が定めるものである。

第２　計画の策定及び修正

町防災会議は、町地域防災計画を作成し、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法で定められている国、県、町の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。

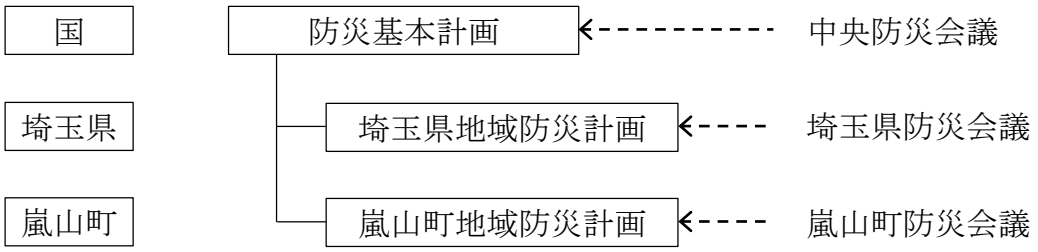

第３　計画の効果的推進

１　自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

２　男女共同参画をはじめとした多様な視点

町は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

３　広域的な視点

県及び他の自治体との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

４　人的ネットワークの強化

町及び県、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

５　計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、町は次の点に留意して取組を進めるものとする。

・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

町は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第４　計画の用語

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

１	町	嵐山町
２	本部	嵐山町災害対策本部
３	県	埼玉県
４	消防本部	比企広域消防本部
５	消防署	小川消防署
６	消防団	嵐山消防団
７	警察	埼玉県警察本部・小川警察署
８	医師会	（一社）比企医師会
９	歯科医師会	比企郡市歯科医師会
１０	災対法	災害対策基本法
１１	救助法	災害救助法
１２	防災関係機関	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
１３	協定締結団体等	災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者

第２節　嵐山町の概況

第１　概況

１　自然環境

（１）位置・地勢

本町は、埼玉県のほぼ中央である比企丘陵の中核に位置し都心より60㎞圏にあり、平均標高約65ｍ、東西約2.5㎞、南北約12.0㎞と南北に長い地形であり、総面積は29.92㎢である。

町の東部は滑川町・東松山市、西部は小川町・ときがわ町、南部は鳩山町、北部は寄居町・深谷市・熊谷市に接している。

町のほぼ中央を国道254号が東西に走り、東は東松山市･川越市などを経て東京都へ、西は小川町・寄居町などを経て群馬県へと通じている。

役場位置		面　積	広ぼう	
東　経	北　緯		東　西	南　北
139度19分15秒	36度3分23秒	29.92㎢	2.5km	12km

（２）地形及び地質

本町の地形は、秩父山地東一帯に連なる丘陵地及びこれを縁どる台地からなり、中央部そして南部は平地が多く、北部は小起伏が多い丘陵地と地勢の変化に富んでいる。

河川は、南部を都幾川・槻川が、中央部を市野川・粕川が、さらに北部を滑川が流れている。

地質は、洪積層が広がり、丘陵地域は、第三期層、台地がいわゆる関東ローム層で構成されている。

２　社会的条件

（１）人口

令和2年10月1日現在の国勢調査によると、本町の総人口は総人口17,889人、世帯数7,421世帯となっており、世帯数は増加しているものの、総人口が減少となっている。１世帯あたりの人数は2.41人で、平成27年に較べ0.22人の減少となった。

年齢３区分別でみると令和2年の国勢調査では老年人口の割合が33.0％を占め、少子高齢化が進行している。

【嵐山町の人口と世帯数】

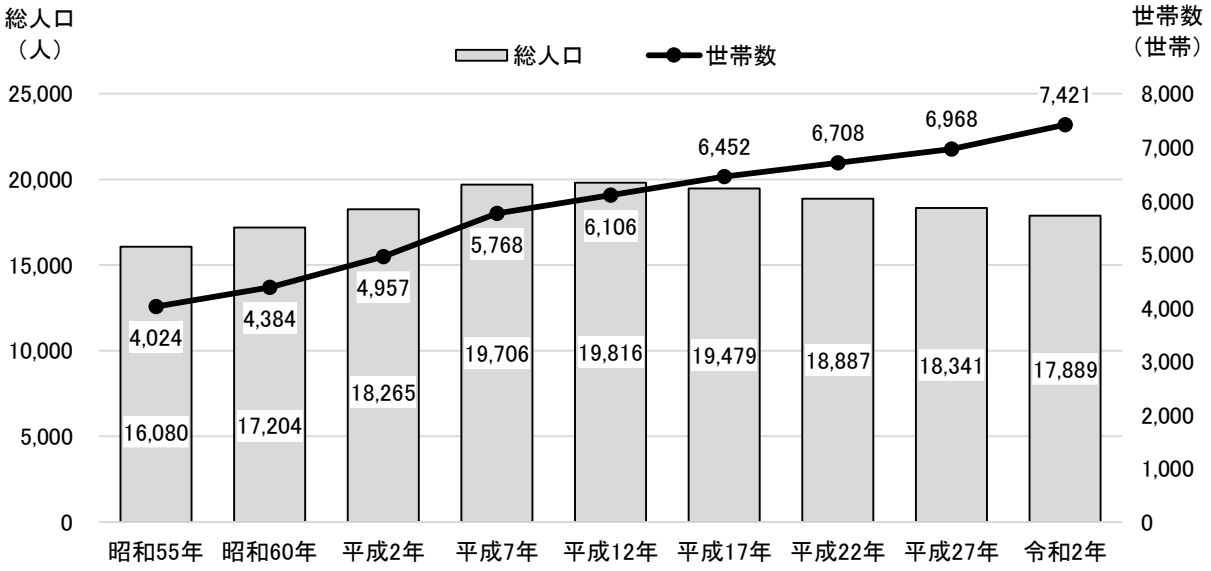

（２）交通

町の中央に東武東上線の武蔵嵐山駅があり、池袋へは約１時間で行くことができる。

バス交通については、現在小川町駅と熊谷駅を結ぶ路線と武蔵嵐山駅を起点にときがわ町を結ぶ路線が運行されている。

鉄道交通においては、武蔵嵐山駅において平成14年３月に橋上化及び複線化が実現し、運行本数が増え利便性が向上している。平成16年３月に嵐山小川インターチェンジ及びアクセス道路が供用開始し、国道254号についても４車線化が完了している。

第２　本町における災害

本町で発生した自然災害、又は発生が予想される災害としては、次のようなものが挙げられる。

１　災害履歴

（１）地震災害

本町に被害を及ぼした地震としては、次のものがあげられる。

発生日	名　称	M	県内の主な被害
安政2(1855)年 11月11日	（安政）江戸地震	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者3名、負傷者1,724名、家屋全壊27棟。幸手付近で家屋3,243棟が全壊同様となる被害あり、そのほとんどは液状化によると思われる。
明治27(1894)年 6月20日	東京湾北部の地震	7.0	南部で被害があり、飯能で山崩れがあった。
大正12(1923)年 9月1日	関東大震災	7.9	死者・行方不明者411名、負傷者497名、家屋全壊9,268棟、半壊7,577棟。
昭和6(1931)年 9月21日	西埼玉地震	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者11名、負傷者114名、住家全壊63棟。秩父郡太田村八入峠にかなりの地すべりがあり。

発生日	名　称	M	県内の主な被害
平成23(2011)年 3月11日	東日本大震災	9.0	〈県内〉　死者1名、負傷者104名、住宅全壊24棟、半壊199棟、一部損壊16,446棟、道路損壊456棟 〈町内〉　住宅一部損壊283棟、ブロック塀損壊14箇所

※　県内の被害を記述。ただし、東日本大震災については、町内の被害も記述。（出典：「日本の地震活動〈追補版〉平成11年３月」、「新編 日本被害地震総覧［増補改訂版416―1995］（1996年）」、「埼玉県地質図（山地・丘陵地）解説書（1999年）」）

（２）気象災害

発生日	名称または 災害の種類	町内の主な被害
昭和31(1956)年 4月30日	晩霜	桑園330ha
昭和33(1958)年 7月	干ばつ	水田160ha
昭和34(1959)年 9月26日	伊勢湾台風	住家全壊3棟、半壊10棟、物置全壊30棟
昭和41(1966)年 9月25日	台風26号	死者1名、負傷者2名、住家全壊15棟、半壊10棟、 橋梁流出2箇所（災害救助法適用）
昭和54(1979)年 10月19日	台風20号	住家床下浸水3棟
昭和57(1982)年 8月2日	台風10号	住家床上浸水12棟、床下浸水23棟、橋梁流出1箇所
昭和57(1982)年 9月12日	台風18号	住家床上浸水19棟、床下浸水27棟
昭和61(1986)年 8月4日	台風10号	住家床下浸水1棟、橋梁流出1箇所
昭和63(1988)年 9月1日	大雨	住家床下浸水2棟
平成元(1989)年 8月1日～2日	大雨	将軍沢地内　前川堤防崩落
平成2(1990)年 9月30日～10月1日	台風20号	床下浸水3棟、道路冠水1箇所、道路法面崩壊8箇所
平成2(1990)年 11月28日～12月1日	台風28号	道路冠水4箇所
平成3(1991)年 8月20日～21日	台風12号	床下浸水5棟、水田冠水15ha、道路法面崩壊4箇所、 畦畔3箇所、道路冠水4箇所、山林崖崩れ1箇所
平成5(1993)年 8月27日	台風11号	道路法面崩壊2箇所
平成10(1998)年 8月27日～31日	豪雨	水路法面崩壊2箇所、道路法面崩壊5箇所
平成10(1998)年 9月15日～16日	台風５号	山林崖崩れ2箇所
平成11(1999)年 8月13日	熱帯低気圧	町道１－18号線（八幡橋）、町道鎌形135号線（班渓寺橋）橋脚部周辺流失
平成14(2002)年 10月1日～2日	台風21号	道路法面崩壊2箇所
平成15(2003)年 8月8日～9日	台風10号	排水路破損1箇所、山林崖崩れ1箇所

発生日	名称または災害の種類	町内の主な被害
平成19(2007)年9月6日	台風９号	水路土羽面崩壊1箇所、道路路肩崩壊1箇所、道路照明灯倒壊1箇所、倒木4箇所
平成23(2012)年7月19日	台風６号	道路路肩崩壊1箇所、道路法面崩落1箇所
平成24(2012)年6月19日	台風４号	倒木4箇所
令和元(2019)年10月12日～13日	台風19号	床上浸水4棟、床下浸水16棟、谷川橋破損、道路損壊1箇所、道路破損21箇所、水田法面崩落1箇所、農業用施設損壊（取水ポンプ）1箇所、排水路破損9箇所（災害救助法適用・特別警報発令）

２　今後予想される災害

【気象災害】

・大雨災害

浸水害、土砂災害、洪水害

・その他の降雨災害

土壌浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干災害（用水不足・塩害）

・風災害

風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）

・雪害

積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊・農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害

・酷寒（気温低下）災害

凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）

・酷暑（気温上昇）災害

膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）

・霜害

農作物被害

・雹（ひょう）害

人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶

・雷害

人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損

・霧害

交通視界困難

・湿度害

疾病

【地変災害】

・地震災害

土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、帰宅困難者の発生

・火山災害

降灰

第３節　嵐山町の防災対策の基本方針

町民の命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む。

第１　「自助」・「共助」・「公助」による取組の強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

また、「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化していく。

第２　被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、実践的・機動的な「避難所開設マニュアル・水防監視マニュアル」の整備・活用を図る。

また、ハザードマップの活用により危険な箇所を町民に広く周知し、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの生活対策の強化、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

情報の受伝達や広報については、携帯電話事業者による緊急速報「エリアメール」の「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

第３　地震防災対策の推進

公共施設の耐震化・不燃化や関係機関との連携によるライフライン機能の強化などを推進するとともに、市街地での火災延焼防止のため公園・緑地などの整備に努め、災害に強いまちづくりを進める。

第４　耐震化の促進

本町に最も影響を及ぼすと思われる「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）」等による被害を最小限に抑えるため、町耐震改修促進計画と連携の上、耐震化の促進を図っていく。

また、建物倒壊等による被害を少なくするため、木造住宅の耐震診断を促すとともに、耐震診断結果に基づく耐震改修工事を促進させる。さらには、橋梁、歩道橋の耐震診断に基づき長寿命化と維持管理を同時に進めていく。

第５　総合的な風水害・土砂災害対策の推進

本町には、土砂災害警戒区域として37箇所が指定されている。近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、急傾斜地やため池の安全を確保する必要がある。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、避難行動要支援者の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップの活用、避難情報の周知などの連絡体制の充実を図っていく。

第６　自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、被害対応を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

第７　事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な災害活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるように努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（ＢＣＰ）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の創出等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

第８　避難行動要支援者対策の推進

自ら避難することが困難な高齢者や障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

第２章　防災体制

第１節　防災機関等の役割

第１　町の役割

町は、基礎的な地方公共団体として、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の防災に関する計画（町地域防災計画）を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第１次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、町地域防災計画及び県防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

１　各部の組織及び主な分担事務

部　名 構成課等	部　長	主　な　分　担　事　務
総務対策部 地域支援課	地域支援課長	・危機管理・防災に関する総合調整 ・所管施設の災害対応に関すること ・災害対策本部の設置、運営に関すること ・水防措置の実施に関すること ・国、県への要請及び連絡調整に関すること ・他自治体への要請及び連絡調整に関すること ・国や他自治体等からの応援の受入れに関すること ・自衛隊の派遣要請に関すること ・消防本部及び防災関係機関との連携に関すること ・災害等に関する情報の収集・伝達に関すること ・災害等に関する広報全般に関すること ・警戒区域の設定及び避難指示等の実施に関すること ・被災者の救助に関すること ・避難所の開設・運営及び避難者の収容に関すること ・災害救助法の適用に関すること
庶務部 総務課〔庶務・人事担当〕・議会事務局	総務課長	・所管施設の災害対応に関すること ・職員の参集、動員、派遣に関すること ・その他職員に関すること
財務部 総務課〔財政契約担当〕・会計課	会計課長	・義援金・支援物資等の受付及び配分に関すること
町民部 町民課	町民課長	・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の埋火葬に関すること ・外国人等の避難支援・安全確保に関すること ・被災者台帳の作成に関すること
住宅部 税務課	税務課長	・住居の罹災証明及び各種証明の発行に関すること ・税の徴収猶予、減免措置に関すること
福祉部 福祉課	福祉課長	・福祉施設の災害対応に関すること ・災害時等の要配慮者対策に関すること ・その他社会福祉に関すること

部　名 構成課等	部　長	主　な　分　担　事　務
長寿部 長寿生きがい課	長寿生きがい課長	・福祉施設の災害対応に関すること ・災害時等の要配慮者対策に関すること ・その他高齢者福祉に関すること
健康管理部 健康いきいき課	健康いきいき課長	・所管施設の災害対応に関すること ・医療及び助産に関すること ・医療救護班の編成、派遣に関すること ・医療機関との連携に関すること ・医薬品及び衛生資材の確保に関すること ・その他医療及び保健衛生に関すること
給水部 上下水道課	上下水道課長	・上下水道施設の災害対応に関すること ・飲料水の確保、供給に関すること ・仮設トイレに関すること
衛生部 環境課	環境課長	・一般廃棄物処理施設等の災害対応に関すること ・災害等による廃棄物の処理に関すること ・被災動物の適正な飼育管理に関すること ・防疫活動に関すること ・降灰の処理に関すること ・その他環境保全に関すること
農林部 農政課、農業委員会事務局	農政課長	・農林業用施設及び水路、ため池等の災害対応に関すること ・米穀の供給要請に関すること ・被災農林業者の支援に関すること
企業支援部 企業支援課	企業支援課長	・所管施設の災害対応に関すること ・被災中小企業支援に関すること ・被災者に対する職業あっせん等に関すること ・帰宅困難者の帰宅活動の支援に関すること
土木部 まちづくり整備課	まちづくり整備課長	・道路及び橋梁等の災害対応に関すること ・緊急輸送道路の確保及び交通対策に関すること ・救援物資の輸送に関すること ・避難住民の輸送に関すること ・輸送事業者との連携に関すること ・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること ・住宅関係障害物の除去に関すること ・被災住宅の応急修理に関すること ・応急仮設住宅の供給に関すること ・市街地復興に関すること
教育部 教育委員会事務局	教育委員会事務局長	・学校施設の災害対応に関すること ・社会教育施設の応急復旧に関すること ・児童及び生徒の安全確保に関すること ・学用品及び教材の確保、調達に関すること ・教育活動の再開に関すること ・災害ボランティアに関すること ・文化財の保護に関すること

２　各課の分掌事務

（１）平時（予防・事前対策）

担当課（部名）	分掌事務	該当箇所	頁
地域支援課（総務対策部）	＜震災対策＞		
	・防災に関する普及啓発活動	第２編第２章第１節予１	第２編-10
	・自主防災組織の育成	第２編第２章第１節予２	第２編-15
	・地域における防災リーダーの育成	第２編第２章第１節予２	第２編-15
	・自主防犯組織の育成	第２編第２章第１節予２	第２編-15
	・消防団に関する普及啓発等	第２編第２章第１節予３	第２編-15
	・消防団員募集の取組	第２編第２章第１節予３	第２編-15
	・災害ボランティア活動の環境整備	第２編第２章第１節予５	第２編-19
	・地区防災計画の策定	第２編第２章第１節予６	第２編-21
	・土砂災害警戒区域の防災対策の推進	第２編第２章第２節予６	第２編-31
	・緊急輸送道路の維持管理	第２編第２章第３節予２	第２編-46
	・災害対策本部体制の整備	第２編第２章第４節予１	第２編-64
	・防災活動拠点の整備	第２編第２章第４節予２	第２編-65
	・災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底	第２編第２章第４節予２	第２編-65
	・消防水利等の整備	第２編第２章第４節予３	第２編-66
	・救急救助体制の整備	第２編第２章第４節予４	第２編-66
	・専門的技術職員による相互応援体制の整備	第２編第２章第４節予５	第２編-67
	・応援受入体制の整備	第２編第２章第４節予５	第２編-67
	・災害情報収集・伝達体制の整備	第２編第２章第５節予１	第２編-90
	・防災行政無線の整備	第２編第２章第５節予１	第２編-90
	・情報通信設備の安全対策の推進	第２編第２章第５節予１	第２編-90
	・災害情報のための電話の指定	第２編第２章第５節予１	第２編-90
	・帰宅困難者の一斉帰宅抑制の取組の推進	第２編第２章第７節予１	第２編-121
	・避難計画策定	第２編第２章第８節予１	第２編-128
	・指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保	第２編第２章第８節予１	第２編-128
	・要配慮者（外国人）の安全対策	第２編第２章第９節予２	第２編-145
	・食料の供給体制の整備（備蓄、調達、給与）	第２編第２章第１０節予１	第２編-157
	・生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達、給与）	第２編第２章第１０節予１	第２編-157
	・防災用資機材の供給体制の整備（備蓄、調達）	第２編第２章第１０節予１	第２編-157
	・輸送施設・拠点の確保	第２編第２章第１０節予２	第２編-162
	・緊急輸送ネットワークの形成	第２編第２章第１０節予２	第２編-162
	・輸送手段の確保	第２編第２章第１０節予２	第２編-162
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・火山噴火に関する知識の普及	第２編第５章第２節予１	第２編-210
	・町民の安全、健康管理等	第２編第５章第２節予２	第２編-210
	・降灰による空調機器等への影響	第２編第５章第２節予２	第２編-210
	・視界不良時の交通安全確保	第２編第５章第２節予２	第２編-210
	・食料、飲料水、生活必需品の備蓄の促進	第２編第５章第２節予３	第２編-211
	＜風水害対策＞		
	・適切な避難行動に関する普及啓発	第３編第２章第１節予７	第３編-3
	・水害リスク情報図の周知	第３編第２章第２節予２	第３編-7
	・警戒避難体制の確立	第３編第２章第２節予４	第３編-11
	・要配慮者施設における避難確保計画の作成等	第３編第２章第２節予４	第３編-11
	・水防体制の確立	第３編第２章第４節予１	第３編-16
	・気象情報や避難情報の活用の周知	第３編第２章第５節予２	第３編-23

担当課（部名）	分掌事務	該当箇所	頁
	・竜巻や対処方法に関する知識の普及	第３編第２章第１１節予１	第３編-56
	・竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの普及	第３編第２章第１１節予２	第３編-57
	・竜巻被害の予防対策の普及	第３編第２章第１１節予３	第３編-57
	・竜巻に対する対処、防災関係機関との事前調整	第３編第２章第１１節予４	第３編-58
	・竜巻・突風等に関する情報収集・伝達体制の整備	第３編第２章第１１節予５	第３編-58
	・竜巻・突風等への適切な対処法の普及	第３編第２章第１１節予６	第３編-59
	＜雪害対策＞		
	・町民が行う雪害対策の啓発	第３編第４章第３節予１	第３編-69
	・情報通信体制の充実強化	第３編第４章第３節予２	第３編-70
	・雪害における応急対応力の強化	第３編第４章第３節予３	第３編-71
	・道路交通対策	第３編第４章第３節予６	第３編-73
	＜広域応援＞		
	・広域応援体制の整備	第５編第５節予１	第５編-5
	・広域応援拠点の確保	第５編第５節予２	第５編-6
	・広域応援要員の活動体制の整備	第５編第５節予３	第５編-6
	・避難所の選定、確保	第５編第５節予４	第５編-7
	・町民への普及啓発	第５編第５節予５	第５編-7
	・自主防災組織の育成	第５編第５節予５	第５編-7
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	第５編第５節予５	第５編-7
総務課〔庶務・人事担当〕・議会事務局（庶務部）	＜震災対策＞		
	・応急対応、復旧復興のための人材の確保	第２編第２章第４節予２	第２編-65
町民課（町民部）	＜震災対策＞		
	・遺体収容所の選定	第２編第２章第６節予２	第２編-107
	・埋・火葬資材の確保	第２編第２章第６節予２	第２編-107
	・要配慮者（外国人）の安全対策	第２編第２章第９節予２	第２編-145
税務課（住宅部）	＜震災対策＞		
	・罹災証明書の発行体制の整備	第２編第２章第１１節予１	第２編-167
福祉課（福祉部）	＜震災対策＞		
	・高齢者、障害者等に対する適切な避難行動に関する理解促進	第２編第２章第１節予１	第２編-10
	・避難計画の策定（避難行動要支援者の避難支援）	第２編第２章第８節予１	第２編-128
	・福祉避難所の指定	第２編第２章第８節予１	第２編-128
	・全体計画の策定	第２編第２章第９節予１	第２編-142
	・避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・管理・活用	第２編第２章第９節予１	第２編-142
	・要配慮者を考慮した防災基盤整備の促進	第２編第２章第９節予２	第２編-145
	・福祉避難所の指定	第２編第２章第９節予２	第２編-145
	・見守りネットワークの活用や相談体制の整備	第２編第２章第９節予２	第２編-145
	・社会福祉施設入所者等の安全対策	第２編第２章第９節予３	第２編-147
	＜風水害対策＞		
	・要配慮者施設における避難確保計画の作成等	第３編第２章第２節予４	第３編-11

担当課（部名）	分掌事務	該当箇所	頁
長寿生きがい課（長寿部）	＜震災対策＞		
	・高齢者、障害者等に対する適切な避難行動に関する理解促進	第２編第２章第１節予１	第２編-10
	・避難計画の策定（避難行動要支援者の避難支援）	第２編第２章第８節予１	第２編-128
	・福祉避難所の指定	第２編第２章第８節予１	第２編-128
	・全体計画の策定	第２編第２章第９節予１	第２編-142
	・避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・管理・活用	第２編第２章第９節予１	第２編-142
	・要配慮者を考慮した防災基盤整備の促進	第２編第２章第９節予２	第２編-145
	・福祉避難所の指定	第２編第２章第９節予２	第２編-145
	・見守りネットワークの活用や相談体制の整備	第２編第２章第９節予２	第２編-145
	・社会福祉施設入所者等の安全対策	第２編第２章第９節予３	第２編-147
	＜風水害対策＞		
	・要配慮者施設における避難確保計画の作成等	第３編第２章第２節予４	第３編-11
健康いきいき課（健康管理部）	＜震災対策＞		
	・初期医療体制の整備	第２編第２章第６節予１	第２編-105
	・自主防災組織等による救護班支援計画の策定	第２編第２章第６節予１	第２編-105
	・自主防災組織等の応急救護力の強化	第２編第２章第６節予１	第２編-105
	・指定避難所における感染症対策	第２編第２章第８節予１	第２編-128
	・医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達）	第２編第２章第１０節予１	第２編-157
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・町民の安全、健康管理等	第２編第５章第２節予２	第２編-210
上下水道課（給水部）	＜震災対策＞		
	・社会資本の長寿命化計画の策定・実施	第２編第２章第２節予１	第２編-26
	・上水道施設の震災予防対策	第２編第２章第３節予３	第２編-47
	・下水道施設の耐震性の確保	第２編第２章第３節予３	第２編-47
	・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定	第２編第２章第１０節予１	第２編-157
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・上下水道施設への影響の軽減対策	第２編第５章第２節予２	第２編-210
	＜風水害対策＞		
	・治水対策の推進	第３編第２章第２節予２	第３編-7
	・内水対策	第３編第２章第２節予２	第３編-8
	＜広域応援＞		
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	第５編第５節予５	第５編-7
環境課（衛生部）	＜震災対策＞		
	・一般廃棄物処理施設の耐震性の確保	第２編第２章第３節予３	第２編-47
	・動物の災害対策に関する普及啓発	第２編第２章第１１節予３	第２編-169
	・がれき処理等廃棄物対策	第２編第２章第１１節予５	第２編-171
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・降灰処理	第２編第５章第２節予２	第２編-210
農政課、農業委員会事務局（農林部）	＜震災対策＞		
	・山腹崩壊地の防災対策の推進	第２編第２章第２節予６	第２編-31
	・ため池の震災予防対策の推進	第２編第２章第２節予７	第２編-32
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・農産物等への被害軽減対策	第２編第５章第２節予２	第２編-210
	＜風水害対策＞		
	・山地災害危険地区における住民の安全確保	第３編第２章第２節予１	第３編-7
	・山林・農地の保全	第３編第２章第２節予２	第３編-7

担当課（部名）	分掌事務	該当箇所	頁
	・ため池の水害予防対策の推進	第３編第２章第２節予３	第３編-10
	・農作物における耐風対策	第３編第２章第１１節予３	第３編-57
	＜雪害対策＞		
	・農産物等への被害軽減対策	第３編第４章第３節予９	第３編-74
企業支援課（企業支援部）	＜震災対策＞		
	・企業に対する指導・助言の実施	第２編第２章第１節予４	第２編-16
	・事業継続力強化支援計画の策定	第２編第２章第１節予４	第２編-16
	・帰宅困難者の一時滞在施設の確保	第２編第２章第７節予１	第２編-121
	・被災中小企業支援	第２編第２章第１１節予６	第２編-172
まちづくり整備課（土木部）	＜震災対策＞		
	・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進	第２編第２章第２節予１	第２編-26
	・計画的な市街地整備の推進	第２編第２章第２節予１	第２編-26
	・社会資本の長寿命化計画の策定・実施	第２編第２章第２節予１	第２編-26
	・防災活動のための公共用地の有効活用	第２編第２章第２節予１	第２編-26
	・建築物等の耐震化と安全対策の推進	第２編第２章第２節予２	第２編-28
	・防火地域・準防火地域の指定の推進	第２編第２章第２節予３	第２編-29
	・公園の整備	第２編第２章第２節予４	第２編-30
	・避難道路の整備	第２編第２章第２節予４	第２編-30
	・開発許可制度に基づく防災対策の推進	第２編第２章第２節予５	第２編-30
	・被災建築物応急危険度判定体制等の整備	第２編第２章第２節予９	第２編-34
	・緊急輸送道路の維持管理	第２編第２章第３節予２	第２編-46
	・橋梁の耐震化の推進	第２編第２章第３節予２	第２編-46
	・応急復旧資機材の整備	第２編第２章第３節予２	第２編-46
	・消防水利等の整備	第２編第２章第４節予３	第２編-66
	・輸送施設・拠点の確保	第２編第２章第１０節予２	第２編-162
	・緊急輸送ネットワークの形成	第２編第２章第１０節予２	第２編-162
	・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備	第２編第２章第１１節予２	第２編-168
	・余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施	第２編第２章第１１節予２	第２編-168
	・建築物の応急措置及び応急復旧に関する指導・相談	第２編第２章第１１節予２	第２編-168
	・応急仮設住宅の事前計画	第２編第２章第１１節予２	第２編-168
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・降灰処理	第２編第５章第２節予２	第２編-210
	＜風水害対策＞		
	・治水対策の推進	第３編第２章第２節予２	第３編-7
	・道路橋梁の維持補修	第３編第２章第２節予２	第３編-8
	＜雪害対策＞		
	・道路交通対策	第３編第４章第３節予６	第３編-73
	＜広域応援＞		
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	第５編第５節予５	第５編-7
教育委員会事務局（教育部）	＜震災対策＞		
	・学校等の防災計画	第２編第２章第１節予４	第２編-16
	・災害ボランティア活動の環境整備	第２編第２章第１節予５	第２編-19
	・町災害ボランティアの登録	第２編第２章第１節予５	第２編-19
	・学校における帰宅困難者対策	第２編第２章第７節予１	第２編-121
	・公立学校の避難計画の策定	第２編第２章第８節予１	第２編-128
	・応急教育に関する計画の策定等	第２編第２章第１１節予４	第２編-170

（２）災害発生時（応急対策）

大規模災害発生時には、災害対策本部を設置し、下記の各部及び支部が災害対応に当たる。

災害対策本部の体制は、「第２節 防災体制　第１ 応急活動体制の施行（第１編-25ページ）」のとおりである。

なお、災害対策本部を設置しない災害においては、非常体制に準じた配備を行い、迅速かつ必要十分な対応を実施する。

担当課（部名）	分掌事務	該当箇所	頁
地域支援課（総務対策部）	＜震災対策＞		
	・緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む）	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・道路施設の応急対策の実施	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・放置車両対策の実施	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・発災時のエネルギー供給機能の確保	第２編第２章第３節応５	第２編-56
	・物資支援の準備	第２編第２章第４節応１	第２編-70
	・災害対策本部体制等の施行	第２編第２章第４節応２	第２編-70
	・防災活動拠点の開設・運営	第２編第２章第４節応３	第２編-71
	・応急措置	第２編第２章第４節応４	第２編-72
	・災害派遣部隊の受入体制の確保	第２編第２章第４節応７	第２編-80
	・市町村相互応援協力の実施	第２編第２章第４節応８	第２編-84
	・応援の受入れ	第２編第２章第４節応９	第２編-87
	・被害情報等の収集・共有・伝達の実施	第２編第２章第５節応１	第２編-95
	・正確な情報に基づく適切な災害応急対策の実施	第２編第２章第５節応１	第２編-95
	・被災者の安否情報の提供	第２編第２章第５節応２	第２編-101
	・広報の実施	第２編第２章第５節応２	第２編-101
	・避難指示の実施	第２編第２章第８節応１	第２編-132
	・警戒区域の設定	第２編第２章第８節応１	第２編-132
	・避難所の開設、運営	第２編第２章第８節応２	第２編-134
	・広域避難・広域一時滞在	第２編第２章第８節応３	第２編-140
	・避難のための情報伝達	第２編第２章第９節応１	第２編-150
	・妊産婦及び乳幼児の避難支援・安全確保	第２編第２章第９節応１	第２編-150
	・物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給	第２編第２章第１０節応１	第２編-163
	・輸送手段の調達	第２編第２章第１０節応２	第２編-165
	・災害救助法の適用手続	第２編第２章第１１節応１	第２編-173
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・災害応急対策の実施	第２編第５章第２節応１	第２編-212
	・降灰情報の収集・伝達	第２編第５章第２節応２	第２編-212
	＜風水害対策＞		
	・資機材の備蓄及び水防措置の実施	第３編第２章第４節応１	第３編-18
	・情報の収集・伝達	第３編第２章第４節応２	第３編-20
	・避難指示等の発令	第３編第２章第４節応２	第３編-20
	・避難誘導の実施	第３編第２章第４節応２	第３編-20
	・二次災害の防止	第３編第２章第４節応２	第３編-20

担当課（部名）	分掌事務	該当箇所	頁
	・気象特別警報・警報・注意報の伝達	第３編第２章第５節応２	第３編-35
	・異常な現象発見時の通報	第３編第２章第５節応４	第３編-38
	・避難の指示	第３編第２章第７節応１	第３編-44
	・警戒区域の設定	第３編第２章第７節応１	第３編-44
	・避難誘導の実施	第３編第２章第７節応１	第３編-44
	・防災情報メール等を活用した竜巻・突風等の情報の伝達	第３編第２章第１１節応１	第３編-61
	・避難所の開設・運営	第３編第２章第１１節応４	第３編-63
	＜雪害対策＞		
	・応急活動体制の施行	第３編第４章第３節応１	第３編-75
	・情報の収集・伝達・広報	第３編第４章第３節応２	第３編-76
	・道路機能の確保	第３編第４章第３節応３	第３編-77
	・ライフライン施設の応急対策の実施	第３編第４章第３節応５	第３編-79
	＜広域応援＞		
	・広域避難の支援	第５編第５節応４	第５編-9
町民課（町民部）	＜震災対策＞		
	・遺体の捜索・処理	第２編第２章第６節応２	第２編-115
	・外国人等の避難支援・安全確保	第２編第２章第９節応１	第２編-150
	・外国人等の安全確保	第２編第２章第９節応４	第２編-154
	・被災者台帳の作成	第２編第２章第１１節応２	第２編-175
税務課（住宅部）	＜震災対策＞		
	・罹災証明書の発行	第２編第２章第１１節応２	第２編-175
	＜風水害対策＞		
	・被害認定及び罹災証明の発行	第３編第２章第１１節応５	第３編-64
福祉課（福祉部）	＜震災対策＞		
	・避難行動要支援者等の避難支援	第２編第２章第９節応１	第２編-150
	・避難生活における要配慮者支援	第２編第２章第９節応２	第２編-151
	・社会福祉施設等入所者の安全確保	第２編第２章第９節応３	第２編-154
	＜風水害対策＞		
	・避難行動要支援者の避難の実施	第３編第２章第４節応２	第３編-20
	＜広域応援＞		
	・広域避難の支援	第５編第５節応４	第５編-9
長寿生きがい課（長寿部）	＜震災対策＞		
	・避難行動要支援者の避難支援	第２編第２章第９節応１	第２編-150
	・避難生活における要配慮者支援	第２編第２章第９節応２	第２編-151
	・社会福祉施設等入所者の安全確保	第２編第２章第９節応３	第２編-154
	＜風水害対策＞		
	・避難行動要支援者の避難の実施	第３編第２章第４節応２	第３編-20
	＜広域応援＞		
	・広域避難の支援	第５編第５節応４	第５編-9
健康いきいき課（健康管理部）	＜震災対策＞		
	・搬送用車両の手配・配車	第２編第２章第６節応１	第２編-109
	・医薬品等の調達、供給	第２編第２章第６節応１	第２編-109
	・医療救護班の編成	第２編第２章第６節応１	第２編-109
	・避難所外避難者対策	第２編第２章第８節応２	第２編-134
	・妊産婦及び乳幼児の避難支援・安全確保	第２編第２章第９節応１	第２編-150
	・医療救護資機材、医薬品の調達、供給	第２編第２章第１０節応１	第２編-163
	＜広域応援＞		
	・広域避難の支援	第５編第５節応４	第５編-9

担当課（部名）	分掌事務	該当箇所	頁
上下水道課（給水部）	＜震災対策＞		
	・上水道施設の応急対策の実施	第２編第２章第３節応４	第２編-53
	・下水道施設の応急対策の実施	第２編第２章第３節応４	第２編-53
	・飲料水の供給	第２編第２章第１０節応１	第２編-163
	・し尿のくみ取りの実施、仮設トイレの設置	第２編第２章第１１節応３	第２編-177
	＜雪害対策＞		
	・上下水道施設の応急対策の実施	第３編第４章第３節応５	第３編-79
環境課（衛生部）	＜震災対策＞		
	・がれき処理等廃棄物処理	第２編第２章第１１節応３	第２編-176
	・所有者不明の動物、負傷動物等の保護	第２編第２章第１１節応４	第２編-178
	・避難所における動物の適正飼養の指導の実施	第２編第２章第１１節応４	第２編-178
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・降灰の処理	第２編第５章第２節応７	第２編-215
	＜風水害対策＞		
	・がれき処理	第３編第２章第１１節応３	第３編-63
農政課、農業委員会事務局（農林部）	＜震災対策＞		
	・米穀の供給要請	第２編第２章第１０節応１	第２編-163
企業支援課（企業支援部）	＜震災対策＞		
	・帰宅困難者に対する情報の提供、広報の実施	第２編第２章第７節応１	第２編-123
	・町有施設の一時滞在施設の開設、運営	第２編第２章第７節応２	第２編-124
	・町有施設以外の一時滞在施設の開設依頼	第２編第２章第７節応２	第２編-124
	・一時滞在施設の開設情報等の収集、提供	第２編第２章第７節応２	第２編-124
	・一時滞在施設への誘導	第２編第２章第７節応２	第２編-124
	＜火山噴火降灰対策＞		
	・物価の安定、物資の安定供給	第２編第５章第２節応９	第２編-215
まちづくり整備課（土木部）	＜震災対策＞		
	・緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む）	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・道路施設の応急対策の実施	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・放置車両対策の実施	第２編第２章第３節応１	第２編-50
	・応急仮設住宅提供に係る要配慮者への配慮	第２編第２章第９節応２	第２編-152
	・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	第２編第２章第１１節応５	第２編-179
	・被災住宅の応急修理	第２編第２章第１１節応５	第２編-179
	・応急仮設住宅の供給	第２編第２章第１１節応５	第２編-179
	・住宅関係障害物の除去	第２編第２章第１１節応５	第２編-179
	＜風水害対策＞		
	・応急住宅対策	第３編第２章第１１節応５	第３編-64
	・道路の応急復旧	第３編第２章第１１節応６	第３編-64
教育委員会事務局（教育部）	＜震災対策＞		
	・災害ボランティアセンターの設置・運営支援	第２編第２章第１節応４	第２編-23
	・応急教室	第２編第２章第１１節応６	第２編-182
	・学用品の調達	第２編第２章第１１節応６	第２編-182
	・文化財の応急措置の実施	第２編第２章第１１節応６	第２編-182

（３）災害発生後（復旧・復興対策）

担当課（部名）	分掌事務	該当箇所	頁
地域支援課（総務対策部）	＜火山噴火降灰対策＞		
	・継続災害への備え	第２編第５章第２節復１	第２編-217
総務課〔財政契約担当〕・会計課（財務部）	＜震災対策＞		
	・義援金・義援物資等の受入れ・保管	第２編第２章第１１節復１	第２編-186
町民課（町民部）	＜震災対策＞		
	・埋・火葬の実施	第２編第２章第６節復２	第２編-118
税務課（住宅部）	＜震災対策＞		
	・地方税の徴収猶予及び減免の措置	第２編第２章第１１節復１	第２編-186
	＜風水害対策＞		
	・被害認定の適切な実施	第３編第２章第１１節復１	第３編-65
福祉課（福祉部）	＜震災対策＞		
	・被災者への融資等	第２編第２章第１１節復１	第２編-186
上下水道課（給水部）	＜震災対策＞		
	・上水道施設復旧対策	第２編第２章第３節復１	第２編-58
	・下水道施設復旧対策	第２編第２章第３節復１	第２編-58
環境課（衛生部）	＜震災対策＞		
	・防疫活動	第２編第２章第６節復１	第２編-117
農政課、農業委員会事務局（農林部）	＜雪害対策＞		
	・農業復旧支援	第３編第４章第３節復１	第３編-80
企業支援課（企業支援部）	＜震災対策＞		
	・一時滞在施設の提供	第２編第２章第７節復１	第２編-126
	・緊急輸送手段の確保	第２編第２章第７節復１	第２編-126
	・被災者に対する職業あっせん等	第２編第２章第１１節復１	第２編-186

第２　県の役割

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

県の機関	事務又は業務の大綱
川越比企地域振興センター	１　現地災害対策本部に関すること ２　被害情報の収集に関すること ３　市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ４　災害応急対策の把握に関すること ５　災害応急活動の支援に関すること
東松山保健所	１　医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに関すること ２　各種消毒に関すること ３　細菌及び飲料水（井戸水）の水質検査に関すること ４　感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること

県の機関	事務又は業務の大綱
	5　災害救助食品の衛生に関すること 6　被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること
東松山農林振興センター	1　農業災害融資に関すること 2　農作物、農業用施設、農地の被害状況の調査に関すること 3　被害農作物の管理、病害虫の防除指導に関すること 4　主要農作物の種子、その他農業用資材の調達あっせんに関すること 5　土地改良施設の災害応急対応指導に関すること
東松山県土整備事務所	1　降水量及び水位等の観測通報に関すること 2　洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること 3　水こう門及び排水機場等に関すること 4　水防管理団体との連絡指導に関すること 5　河川、道路及び橋りょう施設等の災害状況の調査、応急修理及び復旧に関すること 6　障害物の除去に関すること
西部教育事務所	1　教育関係の被害状況の調査に関すること 2　公立学校及び施設の災害応急対策並びに指導に関すること 3　教科書及び教材等の配給に関すること 4　文化財の保護に関すること 5　被害地の学校の給食指導に関すること
寄居林業事務所	1　林産、治山事業に関する調査に関すること 2　地すべり防止事業に関すること 3　災害対策及び事業の実施に関すること 4　水源林の保全に関すること

第３　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町及び県の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

１　指定地方行政機関

名　　称	事務又は業務の大綱
関東農政局	1　災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること 2　応急対策 (1)　管内の農業・農地･農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2)　飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3)　農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること (4)　営農技術指導、家畜の移動に関すること (5)　災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6)　応急用食料・物資の支援に関すること

名　　称	事務又は業務の大綱
	(7)　農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること (8)　食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9)　関係職員の派遣に関すること 3　復旧対策 (1)　農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること (2)　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
東京管区気象台（熊谷地方気象台）	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める 1　災害予防 (1)　震災対策の推進 (2)　危機管理体制の整備 (3)　災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4)　防災教育等の実施 (5)　防災訓練 (6)　再発防止対策の実施 2　災害応急対策 (1)　災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2)　活動体制の確保 (3)　災害発生直後の施設の緊急点検 (4)　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5)　災害時における応急工事等の実施 (6)　災害発生時における交通等の確保 (7)　緊急輸送 (8)　二次災害の防止対策 (9)　ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11)「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3　災害復旧・復興 (1)　災害復旧の実施 (2)　都市の復興 (3)　被災事業者等への支援措置

２　警察

名　　称	事務又は業務の大綱
小川警察署	１　警告及び避難誘導に関すること ２　人命の救助及び負傷者の救護に関すること ３　交通の秩序の維持に関すること ４　犯罪の予防検挙に関すること ５　行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること ６　漂流物等の処理に関すること ７　その他治安維持に必要な措置に関すること

３　自衛隊

名　　称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	１　災害派遣の準備 (1)　災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2)　自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3)　県防災計画と合致した防災訓練の実施 ２　災害派遣の実施 (1)　人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2)　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

４　指定公共機関

名　　称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話（株） 埼玉事業部	１　電気通信設備の整備に関すること ２　災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること ３　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
日本郵便（株） 嵐山郵便局 嵐山志賀郵便局	１　郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること ２　救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	１　災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと ２　救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと ３　主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること
東日本高速道路（株） 関東支社	１　東日本高速道路の保全に関すること ２　東日本高速道路の災害復旧に関すること ３　災害時における緊急交通路の確保に関すること
東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社	１　災害時における電力供給に関すること ２　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

※埼玉県防災会議委員を委嘱している指定公共機関のみ掲載

５　指定地方公共機関

名　　称	事務又は業務の大綱
東武鉄道（株）	１　鉄道施設等の安全保安に関すること ２　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第４　防災上重要な機関

名　　称	事務又は業務の大綱
（一社）比企医師会、 比企郡市歯科医師会	１　医療及び助産活動の協力に関すること ２　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること ３　災害時における医療救護活動の実施に関すること
消防署	１　消防力の整備に努めること ２　災害の予防、警戒に関すること ３　災害時の救助、救援に関すること
嵐山消防団	１　消防活動に関すること ２　水防活動に関すること ３　救助活動に関すること ４　その他災害対策に関し、消防本部等と協力すること

第５　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第７条第１項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

・異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
・災害時における広報等に協力すること
・出火の防止及び初期消火に協力すること
・避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
・被災者の救助業務に協力すること
・炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
・被害状況の調査に協力すること

名　　称	事務又は業務の大綱
埼玉中央農業協同組合	１　町が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ２　農作物の災害応急対策の指導 ３　被災農家に対する融資、あっせん ４　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん ５　農産物の需給調整
社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会	１　要配慮者の支援に関すること ２　災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること

名　　称	事務又は業務の大綱
商工会等商工業関係団体	１　町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること ２　災害時における物価安定についての協力に関すること ３　救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
病院等経営者	１　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ２　被災時の病人等の収容、保護 ３　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	１　避難施設の整備と避難等の訓練 ２　災害時における収容者の保護
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
学校法人	１　避難施設の整備と避難等の訓練 ２　被災時における教育対策 ３　被災施設の災害復旧
自主防災組織	１　防災に関する知識の普及に関すること ２　災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、避難所運営等の応急対策に関すること ３　防災訓練の実施に関すること ４　防災用資機材の整備に関すること
行政区・ボランティア団体等	町が実施する応急対策についての協力に関すること
日本赤十字社埼玉県支部・嵐山町分区	１　医療救護の実施に関すること ２　救援物資の配分に関すること ３　災害時の活動（応急手当・炊き出し・安否確認等）に関すること
ガス事業者	１　ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること ２　ガスの供給の確保に関すること

第６　災害時応援協定締結団体・事業者の役割

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

町と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

【資料編】災害時応援協定一覧

第２節　防災体制

各防災機関は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

第１　応急活動体制の施行

町、消防局及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに各部署の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合、各部署及び関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

１　体制の区分及び配備の基準

職員の体制区分及び配備の基準は以下のとおりとする。

【体制の配備区分、配備基準及び活動内容】

配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	〈地震〉 震度４の揺れが発生した場合	情報の収集及び報告 その他職員は待機	災害即応室を設置する
	〈風水害等〉 災害の発生が予見される場合 （各種警報・台風接近等）		
警戒体制	〈地震〉 震度５弱以上の揺れが発生した場合	被害の調査、災害応急対策（避難所開設等） 非常体制への移行準備	
	〈風水害等〉 災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予見される場合 （土砂災害警戒情報･河川氾濫･台風直撃等）		
非常体制	〈地震〉 震度６弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて災害対応にあたる	本部を設置する
	〈風水害等〉 ア　相当規模の災害が発生した場合 （複数市町村に災害救助法が適用） イ　相当規模の災害の発生が予想される場合 （複数市町村に災害救助法の適用） ウ　町内に特別警報が発表された場合		

※現地災害対策本部は必要に応じて本部長が設置する。

【配備体制施行・解除の手続】

種　別	施行・解除を行う者
情報収集体制	地域支援課長が施行する。
警戒体制	副町長の承認を受け、地域支援課長が施行する。
非常体制※	副町長の指示を受け、本部部長の意見を聞いたうえで、町長の承認を得て地域支援課長が施行する。

※震度６弱以上の地震が発生した場合の非常体制施行は自動（災害対策本部自動設置）

２　職員の動員

情報収集体制及び警戒体制時における職員の動員については、職員動員計画に定める。また、非常体制時においては、全職員をあげて災害に対応する。

（１）自主参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し電話等による情報伝達が困難になった場合には、職員自らの判断により所属の課に参集し、災害対策本部の各部長の指示を受けるものとする。

- 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努めるものとする。
- 職員は、災害発生を覚知した場合、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状況を判断し自主的に登庁するものとする。

（２）参集時の留意事項

- 職員は、参集に際し安全かつ活動しやすい服装で参集する。
- 職員は、参集途中において人命に危険のある事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとらなければならない。
- 職員は、参集途上に知り得た被害状況、又は災害情報を参集後に速やかに所属部長及び部長に報告しなければならない。
- 交通途絶時における職員の参集は、自転車、バイク、徒歩のいずれかによるものとする。

３　災害即応室

災害対策本部を設置しない体制（情報収集体制や警戒体制）においては、災害予防及び災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、災害即応室を設置する。室長は地域支援課長とする。

４　情報収集体制の配備

情報収集体制の配備については、「第２編 震災対策編－第２章－第５節 情報収集・共有・伝達体制の整備（第２編-88ページ）」を参照。

５　警戒態勢における情報の収集等

警戒態勢における情報の収集及び報告の方法は、次に掲げる課の長が地域支援課長に報告し、かつ、関係課長に報告するものとする。

・　税務課長　家屋の被害に関する事項
・　町民課長　住家及び人的被害に関する事項
・　農政課長　農林被害に関する事項
・　まちづくり整備課長　公共土木及び公共施設被害に関する事項
・　上下水道課長　公共上下水道被害に関する事項
・　教育委員会教育総務課長　教育関係被害に関する事項

第２　災害対策本部の設置等

町は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、町災害対策本部条例、町災害対策本部要綱及び同運営要領に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

１　災害対策本部の設置

町に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制を発令する必要があると認めたときは、町長は災害対策本部を設置する。

２　災害対策本部の組織

町災害対策本部は、本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）及びその下に設置される各部によって組織される。

【本部組織図】

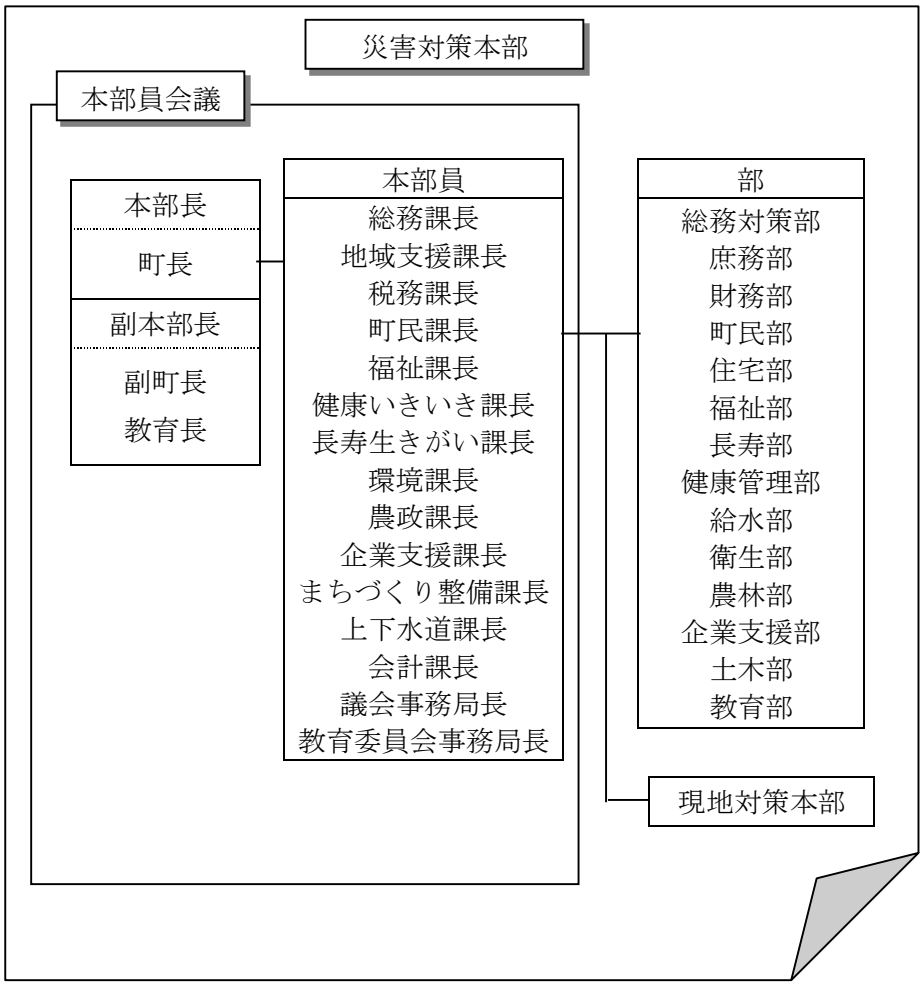

３　災害対策本部員の職務

・　災害対策本部長（町長）
　災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。
・　災害対策副本部長（副町長、教育長）
　災害対策本部長を補佐し、本部長が不在又は事故がある時は、その職務を代理する。
・　災害対策本部員（課長級職員）
　災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

４　部及び担当課局の構成

各部の構成については以下のとおりとする。

【本部の部と担当課局の構成】

部　　名	担当課局
総務対策部	地域支援課
庶務部	総務課〔庶務・人事担当〕・議会事務局
財務部	総務課〔財政契約担当〕・会計課
町民部	町民課
住宅部	税務課
福祉部	福祉課
長寿部	長寿生きがい課
健康管理部	健康いきいき課
給水部	上下水道課
衛生部	環境課
農林部	農政課、農業委員会事務局
企業支援部	企業支援課
土木部	まちづくり整備課
教育部	教育委員会事務局

５　各部の分掌事務

各部・班の分掌事務については、「第１節－第１－２　各課の分掌事務（第１編-12ページ）」を準用する。

６　職務代理

町長が不在の場合、災害対策本部長の職務を代理する副本部長の順位については、以下のとおりとする。

第１順位　副町長
第２順位　教育長

７　災害対策本部の設置場所等

災害対策本部は、総務対策部長が災害の規模等に応じ、役場庁舎２階に設置する。

役場庁舎が被災して使用できない場合は、第１順位を健康増進センター、第２順位をふれあい交流センターとして、災害対策本部を設置する。

８　地域防災活動拠点の開設

各地の被害状況や避難状況など、災害情報を統括するとともに、地域内における各避難場所（避難所）間の総合調整を図る。

９　本部の運営

（１）本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

- 本部の配備体制に関すること
- 災害救助法の適用に関すること
- 県等に対する応援要請に関すること
- 県等との連絡調整に関すること
- 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること
- 現地対策本部長に対する事務の委任に関すること
- その他重要な災害対策に関すること

（２）部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を実施する。

（３）現地対策本部

現地対策本部は、必要に応じて本部長が設置し、その区域における被災状況を把握し本部に連絡するとともに災害応急対策の実施を行う。

（４）教育委員会への指示

本部長は、教育委員会に対し、町の災害予防又は災害応急対策を実施するため、必要な指示を行う。

（５）災害対策本部の閉鎖

本部長は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。閉鎖の通知等は、設置等通知に準じて処理する。

１０　設置・閉鎖等の通知

本部の設置及び配備体制の決定又は本部の閉鎖及び配備体制の解除が行われた場合は、直ちにこの旨を庁内に周知するとともに、次の機関に対し通知するものとする。

- 県知事
- 埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所長
- 小川消防署嵐山分署長
- 小川警察署長
- 報道機関
- その他必要と認める機関の長

第３　業務継続計画（ＢＣＰ）

業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

第４　災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

第５　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

町は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

第３章　防災訓練

第１節　基本方針

第１　趣旨

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の向上に努める。また、町、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、各種訓練を計画的に実施する。

第２　目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

（１）防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。

（２）防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。

（３）住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。

（４）防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。

（５）防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

（６）防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の町民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第２節　現況と実施計画

第１　現況

町、県、消防本部、消防団、自主防災組織、住民等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

第２　実施計画

災対法第47条で定める災害予防責任者が、同法第48条に基づき実施する。

【訓練の種類】

- 町及び県を主とするもの
- 防災関係機関を主とするもの
- 自主防災組織・住民を主とするもの

１　町、県及び防災関係機関が実施する訓練

【全課（全部）、県、消防本部、消防団、防災関係機関】

（１）趣旨

災害発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。

（２）現況

町、県及び防災関連機関は、単独又は合同して訓練を実施している。

（３）訓練の種類

住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

ア　町防災訓練

町は、大規模な災害の発生を想定して、各防災関係機関と連携し、災害時の応急対策に関する防災訓練を実施し、防災対策の習熟と関係機関相互の協力体制の確認を行う。

【訓練の種類】

- 本部等の設置運営訓練
- 非常招集訓練
- 災害情報の収集
- 広報訓練
- 避難所、救護所運営訓練
- 避難訓練、避難行動要支援者避難訓練
- 水防訓練
- 給水訓練

・消火訓練
・救命訓練
・ライフライン応急復旧訓練
・物資輸送訓練
・配給訓練、炊出し訓練
・自主防災組織等の活動支援訓練等

イ　災害情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を実施する。

【訓練の種類】

・災害情報収集伝達訓練
・通信連絡訓練
・非常通信訓練

【実施の方法】

・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
・気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
・被害の状況及び処置を報告及び連絡する

ウ　消防訓練

消防組織法第４条第２項第15号の規定に基づき、消防計画により実施する。

【訓練の種類】

・基礎訓練
・火災防御訓練
・水災防御訓練
・救急・救助訓練
・総合防災訓練

エ　学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

町は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

２　事業所、自主防災組織等が実施する訓練

【事業所、自主防災組織、地域支援課（総務対策部）、消防本部、消防団】

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、日頃から町民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び町民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

ア　自主防災組織等の訓練

各自主防災組織等は、町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、防災訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた訓練等を行う。

また、地域支援課（総務対策部）、消防本部及び消防団は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

イ　事業所等の訓練

学校、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を実施する。また、地域の一員として、町及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

３　その他の訓練　　【地域支援課（総務対策部）、県、消防本部、消防団】

上記訓練のほか、防災関係機関が実施する業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練等、災害対応に資する各種訓練に積極的に参加する。

４　訓練の検証　　【地域支援課（総務対策部）】

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに評価及び検証を行う。

【評価及び検証の方法】

- 訓練後の意見交換会
- アンケート
- 訓練の打合わせでの検討

【検証の効果】

- 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。
- 町の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
- 次期の訓練計画に反映する。

第４章　調査研究

第１節　基本方針

災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。調査研究にあたっては、男女別データの収集・分析に努める。

第２節　現況

１　地震被害想定調査

県では、平成24～25年度に５回目の地震被害想定調査を実施している。この調査では、東京湾北部、茨城県南部、元禄型関東、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯の５つの地震を想定し、地震動、液状化、急傾斜地、建物、火災、交通輸送施設、ライフライン、人的被害、生活支障及びその他の項目について被害を予測している。

２　活断層調査

県では、平成７年度から11年度にかけて、地震が発生した場合に社会的に大きな影響を与えると予想される綾瀬川断層、荒川断層及び深谷断層について地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施している。

第３節　実施計画

１　基礎的調査研究

震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

（１）防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、行政区、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子ども、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成される。

（２）地震被害想定に関する調査研究

震災対策を効果的に実施するためには、町内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である。

県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的に実施している。

２　震災対策に関する調査研究　　【地域支援課（総務対策部）、町民】

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

町又は町民は、地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援する。

第２編　震災対策編

第１章　総則

第１節　地震被害想定

第１　概要

県は、平成24～25年度の２か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。本調査は、今回が５回目の実施となる。

第２　想定条件

１　想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○　季節・時刻３ケース

・冬５時 － 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
・夏12時 － 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
・冬18時 － 火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○　風速２ケース

・３m/s － 平均的な風速のケース
・８m/s － 強風のケース

２　想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の５つの地震とした。

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説　明
海溝型	東京湾北部地震	７．３	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	７．３	
	元禄型関東地震	８．２	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	８．１	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	７．４	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

【想定地震の断層位置図】

３　活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は３点（北、中央、南）、立川断層帯は２点（北、南）のパターンを設定した。

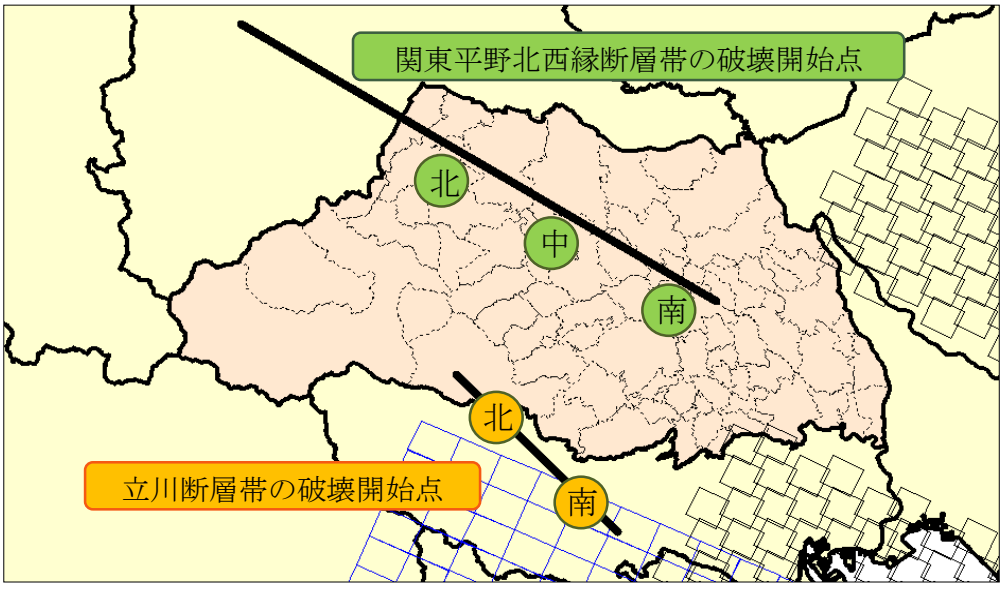

第３　想定結果

１　地震動

○　東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

県内の最大震度は６強である。震度6強の地域は南東部県境から概ね４kmの範囲に集中する。

震度６弱の地域は、南東部県境から概ね10kmの範囲に集中し、概ね20kmの範囲に散在する。

最大震度が６強となる市区町村は、南東部を中心に11市区存在し、震度６強の地域は、南東部県境付近に集中している。

嵐山町の想定最大震度は５弱である。

○　茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

県内の最大震度は６強である。県東部の中川低地において震度６強の地域が散在し、震度６弱の地域が集中して分布する。

最大震度が６強となる市区町村は、東部を中心に５市町存在し、震度６強の地域は、中川低地沿いに散在している。

嵐山町の想定最大震度は５弱である。

○　元禄型関東地震（マグニチュード8.2）

県内の最大震度は６弱である。川口市、草加市、八潮市の一部に震度６弱の地域が集中して分布し、最大震度が６弱となる市区町村は、南東部を中心に20市区町存在する。

嵐山町の想定最大震度は５弱である。

○　関東平野北西縁断層帯による地震（マグニチュード8.1）

県内の最大震度は７である。最大震度が７となる市区町村は、中部から北部を中心に18市区町（北、南パターン）、17市区町（中央パターン）存在する。また、最大震度が６強以上となる市区町村は、45市区町村（全パターン）存在する。中部から北部の断層近傍では、震度６強以上の地域が広い範囲に渡って存在する。

- **破壊開始点：北**

  吉見町・川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度７が分布し、断層周辺に震度６強が分布する。県内の広域に震度６弱が分布する。

  嵐山町の想定最大震度は６強である。

- **破壊開始点：中央**

  吉見町・川島町を中心とした地域で震度７が分布し、断層周辺に震度６強が分布する。県内の広域に震度６弱が分布する。

  嵐山町の想定最大震度は６強である。

- **破壊開始点：南**

  川島町・北本市を中心とした地域で震度７が分布し、断層周辺に震度６強が分布する。県内の広域に震度６弱が分布する。

  嵐山町の想定最大震度は６強である。

○　立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

県内の最大震度は６強である。最大震度が６強となる市区町村は、南西部に５市（北パターン）、２市（南パターン）存在する。震度６強の地域は、南西部の断層近傍に存在する。

- **破壊開始点：北**

  入間市に震度６強が集中して分布し、県境から10km程度に震度６弱が集中して分布する。

  嵐山町の想定最大震度は５強である。

- **破壊開始点：南**

  入間市、所沢市に震度６強が集中して分布し、その周囲10km程度に震度６弱が集中して分布する。

  嵐山町の想定最大震度は５強である。

２　町における被害想定結果

町において被害規模が最大となる地震は、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）となる。

各地震における被害想定結果は次の通りとなる。

【想定地震別被害想定結果集計表】

被害項目			ケース	風速	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
								破壊開始点北	破壊開始点中央	破壊開始点南	破壊開始点北	破壊開始点南
最大震度			－	－	5弱	5弱	5弱	**6強**	**6強**	**6強**	5強	5強
建物		全壊数(棟)	－	－	0	0	0	1,059	606	761	0	0
		半壊数(棟)	－	－	0	0	0	1,823	1,542	1,656	2	4
火災		焼失数(棟)	冬5時	3m/s	0	0	0	20	11	15	0	0
				8m/s	0	0	0	22	13	15	0	0
			夏12時	3m/s	0	0	0	26	17	20	0	0
				8m/s	0	0	0	29	19	21	1	1
			冬18時	3m/s	0	0	0	100	69	80	1	1
				8m/s	0	0	0	111	76	84	1	1
人的被害		死者数（人）	冬5時	3m/s	0	0	0	71	41	51	0	0
				8m/s	0	0	0	71	41	51	0	0
			夏12時	3m/s	0	0	0	33	19	23	0	0
				8m/s	0	0	0	33	19	23	0	0
			冬18時	3m/s	0	0	0	51	29	36	0	0
				8m/s	0	0	0	51	29	36	0	0
		負傷者数（人）	冬5時	3m/s	0	0	0	424	313	353	0	1
				8m/s	0	0	0	424	313	353	0	1
			夏12時	3m/s	0	0	0	259	180	205	0	1
				8m/s	0	0	0	259	180	205	0	1
			冬18時	3m/s	0	0	0	288	209	236	1	1
				8m/s	0	0	0	289	209	236	1	1
生活支障	1日後	避難所避難者数（人）	冬18時	3m/s	0	0	0	1,552	974	1,175	2	2
				8m/s	0	0	0	1,565	982	1,179	2	2
		全体避難者数（人）		3m/s	1	0	0	2,587	1,623	1,958	3	3
				8m/s	1	0	0	2,608	1,637	1,965	3	4
	1週間後	避難所避難者数（人）		3m/s	0	0	0	1,655	1,163	1,311	1	2
				8m/s	0	0	0	1,665	1,170	1,314	2	2
		全体避難者数（人）		3m/s	1	0	0	3,310	2,327	2,621	3	3
				8m/s	1	0	0	3,330	2,340	2,628	3	4
	1ヶ月後	避難所避難者数（人）		3m/s	0	0	0	1,275	949	999	1	1
				8m/s	0	0	0	1,280	953	1,001	1	1
		全体避難者数（人）		3m/s	1	0	0	4,249	3,165	3,331	3	3
				8m/s	1	0	0	4,268	3,177	3,338	3	4
		帰宅困難者数（人）	夏12時	－	1,617～1,682	670～893	1,330～1,449	2,898～3,084	2,898～3,084	2,898～3,084	2,279～2,535	2,175～2,476
ライフライン	電力	電柱被害数（本）	冬18時	3m/s	0	0	0	145	104	121	0	0
				8m/s	0	0	0	149	107	122	0	0
		停電世帯数-1日後-(世帯)		3m/s	0	0	0	4,048	2,330	2,919	1	1
				8m/s	0	0	0	4,050	2,333	2,920	1	1
	通信	電柱被害数（本）	冬18時	3m/s	0	0	0	73	53	61	0	0
				8m/s	0	0	0	76	54	62	0	0
		不通回線数-1日後-(回線)		3m/s	0	0	0	146	105	119	1	1
				8m/s	0	0	0	154	110	121	1	1
	上水道	配水管被害数（箇所）	－	－	0	0	0	89	75	70	0	0
		断水人口-1日後-(人)	－	－	0	0	0	11,695	10,788	10,409	0	0
	下水道	管渠被災距離(km)	－	－	2	1	0	16	16	16	8	8
		機能支障人口-直後-(人)	－	－	459	229	18	4,386	4,293	4,236	2,045	2,055
その他		災害廃棄物量（万トン）	冬18時	3m/s	0.0	0.0	0.0	17.3	10.2	12.6	0.0	0.0
				8m/s	0.0	0.0	0.0	17.5	10.3	12.7	0.0	0.0

＊ケース、風速の欄にある“－”は、ケース、風速に影響されない被害を意味する。

＜参考：国の被害想定＞
中央防災会議首都直下地震ワーキンググループの被害想定（平成25年12月）

１　地震動

「首都直下地震モデル検討会」（座長：阿部勝征東京大学名誉授）による。
震度分布は次図のとおり。
嵐山町の想定最大震度は５強となっている。

【震度分布（都心南部直下地震）】

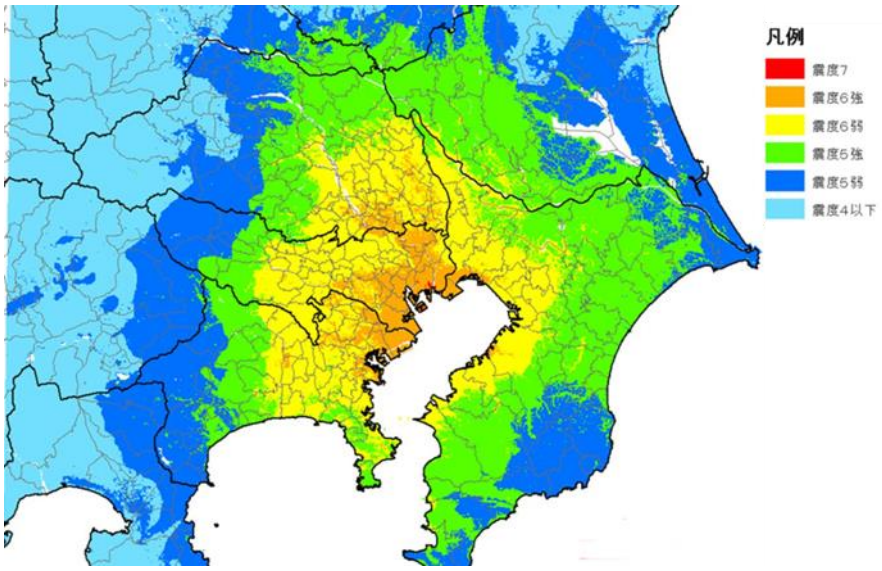

第２節　施策の体系

予防・事前対策	応急対策	復旧対策
第1節　自助、共助による防災力の向上		
自助、共助による町民の防災力向上（普及啓発・防災教育）	自助による応急対策の実施	
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施	
消防団の活動体制の充実		
事業所等における防災組織等の整備	事業所による応急対策の実施	
ボランティア等の活動支援体制の整備	ボランティアとの連携	
地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力	
第2節　災害に強いまちづくりの推進		
防災都市づくり	公共施設等の応急対策	迅速な災害復旧
耐震化と安全対策の推進		
不燃化等の促進		
オープンスペース等の確保		
宅地等の安全対策		
土砂災害の予防		
ため池の予防対策		
地震火災等の予防		
被災建築物応急危険度判定体制等の整備		
第3節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保		
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保	
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制	
	交通施設の応急対策	
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧
エネルギーの確保	発災時のエネルギー供給機能の確保	
第4節　応急対応力の強化		
	災害発生直前の未然防災活動	
応急活動体制の整備	応急活動体制の施行	
防災活動拠点の整備	防災活動拠点の開設・運営	
	応急措置	
	警備活動	
消防力の充実強化	消防活動	
救急救助体制の整備	自衛隊災害派遣	
相互応援の体制整備等	応援要請	
	応援の受入れ	
第5節　情報収集・共有・伝達体制の整備		
情報収集・伝達体制の整備	災害情報の収集・共有・伝達	
	広聴広報活動	
第6節　医療救護等対策		
医療救護体制の整備	初動医療体制	防疫活動
埋・火葬のための資材・火葬場の確保	遺体の取扱い	遺体の埋・火葬
第7節　帰宅困難者対策		
帰宅困難者支援体制の整備	帰宅困難者への情報提供	帰宅支援
	一時滞在施設の開設・運営	
第8節　避難対策		
避難体制の整備	避難の実施	
	避難所の開設・運営	
	広域避難・広域一時滞在	
第9節　災害時の要配慮者対策		
避難行動要支援者の安全対策	避難行動要支援者等の避難支援	
要配慮者全般の安全対策	避難生活における要配慮者支援	
社会福祉施設入所者等の安全対策	社会福祉施設入所者等の安全確保	
	外国人の安全確保	
第10節　物資供給・輸送対策		
飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	
緊急輸送体制の整備	輸送対策	
第11節　町民生活の早期再建		
罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
動物愛護	がれき処理等廃棄物対策	
文教対策	動物愛護	
がれき処理等廃棄物対策	応急住宅対策	
被災中小企業支援	文教対策	

第２章　施策ごとの具体的計画

第１節　自助、共助による防災力の向上

第１　基本方針

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。町は、各々の公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等（※１）の整備を促進する必要がある。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を守るため、町民や事業所等が、町や防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、住民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめ細かい防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行うとともに、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、町民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

第２　現況

○　自主防災組織

令和4年3月現在、町内には行政区を中心とする12の自主防災組織が結成されている。町内全地区を網羅しており、構成世帯数では100％となっている。

【組織名及び構成地区】　　**（令和4年3月1日現在）**

自主防災組織名	構成地区名
菅谷西防災会	菅谷１区～４区、９区
菅谷東防災会	菅谷５区～８区
川島防災会	川島地区
志賀１防災会	志賀１区
志賀２区防災会	志賀２区
むさし台防災会	むさし台地区
平沢防災会	平沢地区
遠山防災会	遠山地区
千手堂防災会	千手堂地区
鎌形防災会	鎌形地区
大根将防災会	大蔵、根岸、将軍沢地区
七郷防災会	古里、吉田、越畑、勝田、広野、杉山、太郎丸地区

○　消防団

嵐山消防団は１本部、２分団、５部で構成されており、定員数は基本団員100名、機能別団員10名の合計110名となっている。

【組織及び定員】　　**（令和3年7月1日現在）**

組織		基本団員							機能別団員
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
団本部		1	2	1	1	10		7	10
第１分団	第１部					1	2	12	
	第２部					1	2	12	
	第３部					1	2	12	
第２分団	第１部			1	2	1	2	12	
	第２部					1	2	12	

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　自助、共助による町民の防災力向上（普及啓発・防災教育）
２　自主防災組織の育成強化
３　消防団の活動体制の充実
４　事業所等における防災組織等の整備
５　ボランティア等の活動支援体制の整備
６　地区防災計画の策定

１　自助、共助による町民の防災力向上（普及啓発・防災教育）

（１）取組方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。町は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・防災に関するパンフレット、防災マップ等の作成・配布 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・防災に関する広報の実施 ・緊急地震速報についての普及・啓発
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・高齢者、障害者等に対する適切な避難行動に関する理解促進
県	・防災に関するパンフレット等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会・出前講座の開催 ・防災に関する広報の実施 ・埼玉県防災学習センターの運営 ・緊急地震速報についての普及・啓発
熊谷地方気象台	・防災に関する広報の実施 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・地震情報の普及・啓発 ・緊急地震速報についての普及・啓発

機関名等	役　　割
町民	・防災に関する学習 ・火災の予防 ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（１週間（最低３日間）分を推奨） ・自動車へのこまめな満タン給油 ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル１７１など） ・自主防災組織への参加 ・町や県、行政区、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（行政区の活動等）への参加 ・近隣の要配慮者への配慮 ・住宅の耐震化 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭や地域での防災総点検の実施 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

（３）具体的な取組内容

ア　町民向けの普及・啓発

【地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、消防本部、県、熊谷地方気象台】

○　普及・啓発パンフレット等の作成配布

災害時の対応や避難場所の位置を示したパンフレット・マップ等を作成し、防災知識の普及を図る。

○　講演会・研修会等の実施

講習会・講演会等を適宜開催し、地域住民へ自分達が住む地域で起こり得る災害を知り、その対策や日頃からの準備などの防災知識の普及・啓発を図る。

また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会等を開催する。

○　広報紙等の活用

広報紙等に防災に関する情報を掲載するとともに、広く住民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災に関する知識の普及を図る。

○　地震情報等の普及・啓発

熊谷地方気象台は、地震や気象災害に関する情報を住民が容易に理解できるよう、都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、東海地震に関連する情報、気象災害等の解説に努める。

○　緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び県、町は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

○　高齢者等に対する適切な避難行動に関する理解促進

地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

イ　自助の強化　　【地域支援課（総務対策部）、町民、事業所、自主防災組織、学校】

○　実践的な訓練の導入

町は、町民を対象とする訓練に災害図上訓練（ＤＩＧ（※1））や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ（※2））などを取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

※１　ＤＩＧ（Disaster Imagination Game）
　大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。
※２　ＨＵＧ（Hinanzyo Unei Game）
　避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

○　防災意識の向上

町民は、町その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

○　家庭内の三つの取組の普及

町民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

１　家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
２　災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
３　家庭内で備蓄を行う（１週間（最低３日間）分を推奨する）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨１週間分）を行う。

町は、三つの取組を中心に、町民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

○　防災総点検

町民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、町、町民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル１７１」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物施設の安全点検

各主体	点検事項
自主防災組織	・地域の危険性の把握 ・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検
学校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

２　自主防災組織の育成強化

（１）取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

【自主防災組織の活動内容】

平常時	・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 （例　防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布） ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例　初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ・地域の把握（例　危険箇所の把握、要配慮者）
発災時	・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） ・避難所の運営活動の実施（例　炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・自主防災組織の育成（新規結成及び活動の強化） ・地域における防災リーダーの育成 ・自主防犯組織の育成（新規結成及び活動の強化）
県	・自主防災組織の育成に係る町の支援 ・地域における防災リーダーの育成支援 ・自主防犯組織の育成に係る町の支援

（３）具体的な取組内容

ア　活動の充実・強化　　【地域支援課（総務対策部）、県】

自主防災組織の活動を充実･強化するため､県が主催する研修会等の機会を活用し、自主防災組織のリーダーの育成を図る。

また、１組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

自主防災組織が実施する防災訓練については、財政的な支援を行うとともに、講師の派遣、訓練の企画・運営に関するアドバイス等を行い、組織の育成を図る。

さらに、防災に関する知識・技術の習得のため、国、県及び市等が実施する総合防災訓練への参加を促進する。

３　消防団の活動体制の充実

（１）取組方針

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、消防本部	・消防団の設置 ・消防団員の募集

（３）具体的な取組内容

ア　消防団の活性化と育成　　【地域支援課（総務対策部）、消防本部】

町は、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

４　事業所等における防災組織等の整備

（１）取組方針

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、町内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

（２）役割

○　事業所等

機関名等	役　　割
企業支援課（企業支援部）	・企業に対する指導・助言の実施 ・事業継続力強化支援計画の策定
企業、社会福祉施設、病院等	・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定 ・事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の推進 ・防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、各計画の点検・見直し等の実施 ・コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施

○　危険物施設

機関名等	役　　割
消防本部	・危険物施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言・指導の実施
県	・高圧ガス関係保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施

○　学校、その他

機関名等	役　　割
消防本部	・学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対する指導・助言の実施
県	・社会福祉施設等の防災対策、業務継続に向けた取組の支援
教育委員会事務局（教育部）、学校	・防災計画及び業務継続計画の策定

○　高層建築物

機関名等	役　　割
消防本部	・高層建築物（消防法第８条の２　高さ31ｍを超える建物）の管理者に対する防災組織の活動等についての助言・指導の実施

（３）具体的な取組内容

ア　企業等における防災教育　　【消防本部、事業所、社会福祉施設、病院等】

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

町は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

イ　企業等における防災体制の充実

【企業支援課（企業支援部）、事業所、自主防災組織、商工会】

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ　危険物施設の防災対策　　【消防本部、事業者】

消防本部（一部の高圧ガス等は県）は、危険物施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

エ　学校等の防災計画　【教育委員会事務局（教育部）、学校管理者】

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

＜公立学校＞

○　防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

○　防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び町並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

○　防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

・　日常点検の実施

職員室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を確認する。

・　定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、定期的に点検を実施する。

○　防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

・　学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、ＡＥＤ研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

・　**教科目による防災教育**

社会、理科、体育の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等について映像教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

・　**教職員に対する防災研修**

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

＜私立学校＞

上記「公立学校」に準じた措置を講じるものとする。

５　ボランティア等の活動支援体制の整備

（１）取組方針

大規模災害時には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等の活動環境の整備を図っておくことが重要である。

（２）役割

機関名等	役　　割
教育委員会事務局（教育部）、地域支援課（総務対策部）	・災害ボランティア活動の環境整備
教育委員会事務局（教育部）	・町災害ボランティアの登録
県	・災害ボランティア活動の環境整備 ・ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録 ・災害時動物救護活動ボランティアによる被災動物の適正な飼養管理の支援

（３）具体的な取組内容

ア　災害ボランティア活動の環境整備

【県、教育委員会事務局（教育部）、地域支援課（総務対策部）、社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動には、一定の知識や経験、特定の資格を有するものと、特別の資格を要しないものがある。今後は、それぞれの活動形態に対応した受入態勢の整備が必要である。

このため、町と社会福祉協議会は、災害発生時にボランティア活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの開設について協定書を締結し、受入態勢や活動拠点の整備等、受入条件の整備について連携協力しながら推進する。

また、災害ボランティアセンターの開設場所については、災害の規模に応じて、町社会福祉協議会事務所、もしくは健康増進センターに開設するよう協定書に定める。

イ　町災害ボランティアの登録　　【教育委員会事務局（教育部）】

町は、災害が発生した際に、災害ボランティア活動を希望する人材を平時より登録し、ボランティア活動を迅速かつ円滑に行えるよう備える。

ウ　県の登録ボランティア　　【地域支援課（統括部）、県】

県は、専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業について、平時から登録を行い、災害発生に備えている。

町は、必要に応じて災害救援専門ボランティアの派遣を県に要請する。

（ア）被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には、町の要請に基づいて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

（イ）災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。

（ウ）埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備している。

【埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度の概要】

- 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。
- 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
- 県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。
- 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。

・登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
・登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。
・登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。
・この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

６　地区防災計画の策定

（１）取組方針

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・地区居住者等に対し、提案手続等の周知 ・地区防災計画の策定

＜応急対策＞

１　自助による応急対策の実施
２　地域による応急対策の実施
３　事業所による応急対策の実施
４　ボランティアとの連携
５　地域の安全確保への協力

１　自助による応急対策の実施

（１）取組方針

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

（２）役割

機関名等	役　　割
町民	・初期消火の実施 ・避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ・自主防災活動への参加、協力 ・避難所でのゆずりあい ・町、県、防災関係機関が行う防災活動への協力 ・風評に乗らず、風評を広めない

２　地域による応急対策の実施

（１）取組方針

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

地域における避難対策及び要配慮者対策は、「第８節 避難対策（第２編-127ページ）」及び「第９節 災害時の要配慮者対策（第２編-141ページ）」を参照する。

（２）役割

機関名等	役　　割
自主防災組織	・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。） ・避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
消防団	・消火、救助活動の実施

３　事業所による応急対策の実施

（１）取組方針

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
事業者	・利用者、従業員等の安全確保 ・被災者等の安否確認 ・救助隊との協力 ・救出・救護の実施
消防本部	・企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止

４　ボランティアとの連携

（１）取組方針

大規模災害時に、被災地内外からボランティアを円滑に受け入れるため、関係機関が連携して対応する。

（２）役割

機関名等	役　　割
教育委員会事務局（教育部）	・災害ボランティアセンターの設置・運営支援
町社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターの設置、運営 ・ボランティアの受入れ、振り分けなど

（３）具体的な取組内容

ア　災害ボランティアセンターの設置　**【教育委員会事務局（教育部）、町社会福祉協議会】**

町と町社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断したときは、ボランティア活動の調整業務について委託契約を締結する。

災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入れ、振り分けなどを行う。また、町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等の支援を要請する。

開設場所は、原則として小規模災害の場合は町社会福祉協議会事務所とし、大規模災害の場合は健康増進センターに開設する。

○　ボランティアの受入窓口

町に災害が発生した場合のボランティア受入れは、町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し受入れにあたる。

災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会によって運営するものとし、災害対策本部（教育部）との協議、調整により活動計画を定める。

【ボランティアセンターにおける活動】

・被災者ニーズの把握
・ボランティアの振り分け
・ボランティア活動用資機材、物資等の確保
・一般参加ボランティアの受付
・ボランティア団体への要請
・災害対策本部との調整
・県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）への要請

受入窓口では、ボランティアの受入日、氏名、住所、電話番号、活動予定期間等を記した「防災ボランティア受入名簿」を作成し、受入状況を把握する。

町のみではボランティアが不足する場合は、県にボランティアの派遣を要請する。

○　ボランティア活動拠点の提供

災害が発生した場合は、直ちにボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

○　連絡調整

本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整は教育委員会事務局があたる。

○　活動内容

町長は、災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアに対して、おおむね次に掲げる事項について協力依頼するものとする。

・被災者の介護と安全確保・衛生管理
・避難所のすべての作業と保安
・救援物資（食料・日用品）の集積と発送
・被災者の要望事項や相談の行政との仲介
・避難所以外の被災者の支援活動
・被災者の毎日の状況調査
・町行政業務の円滑化の支援
・仮設住宅運営に対する支援
・被災者の活動全般に係る活動全般
・その他必要な作業

５　地域の安全確保への協力

（１）取組方針

自主防犯組織は、地域の安全の確保のため町及び警察の活動に可能な範囲で協力する。

（２）役割

機関名等	役　　割
自主防犯組織	・地域の安全確保に向けた町、警察への協力

第２節　災害に強いまちづくりの推進

第１　基本方針

地震による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

第２　現況

○　防災拠点となる施設等の耐震化率　100%（平成30年3月末現在）

○　住宅の耐震化率　66.1%（令和3年3月末現在）

○　防火・準防火地域の指定状況　（令和3年1月末現在）

準防火地域　12.4ha

○　土地区画整理事業の実施　約34.3ha（令和3年3月末現在）

施行名	面積	状況
平沢土地区画整理事業	34.3ha	事業施行中
東原土地区画整理事業	－	事業完了
駅東土地区画整理事業	－	事業完了

○　被災建築物応急危険度判定士登録者数　23人（令和3年3月末）

○　被災宅地危険度判定士登録者数　6人（令和3年1月末現在）

○　地震防火対策

町は自主防災組織の育成を図っており、自主防災組織の活動及び資機材整備への補助等を行っている。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　防災都市づくり
２　耐震化と安全対策の推進
３　不燃化等の促進
４　オープンスペース等の確保
５　宅地等の安全対策
６　土砂災害の予防
７　ため池の予防対策
８　地震火災等の予防
９　被災建築物応急危険度判定体制等の整備

１　防災都市づくり

（１）取組方針

地震による人的・物的被害を最小限にするため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（第２次嵐山町都市計画マスタープラン）、及び耐震改修促進計画等に基づき総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

【第２次嵐山町都市計画マスタープラン 第３章 分野別構想 ３.住環境 減災の推進より】

- 土砂災害や浸水の危険度が高いと想定される地域は、危険の周知・警戒、避難体制の整備と宅地化の抑制を図ります。
- 一級河川は、甚大な被害を防ぐため、関係機関に計画的な河川整備を促進します。
  普通河川や水路は、適切な維持管理に努めます。
- 建築物の耐震化・不燃化を促進し、延焼被害の拡大が予想される地域では、防火地域・準防火地域の指定等を検討していきます。
- 避難場所の確保や延焼拡大を抑制するオープンスペース等の整備を検討します。
- 身近な災害対応を強化するため、地域の防災体制の支援を図ります。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）	・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進 ・計画的な市街地整備の推進 ・社会資本の長寿命化計画の策定・実施 ・防災活動のための公共用地の有効活用
上下水道課（給水部）	・社会資本の長寿命化計画の策定・実施

（３）具体的な取組内容

ア　防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進　　【まちづくり整備課（土木部）】

○　土地利用の規制・誘導

計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

【関連する計画】

- 総合振興計画
- 都市計画マスタープラン
- 農業振興計画
- 環境基本計画

○　土地情報の把握

適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷等を把握する。

イ　市街地の整備等　　【まちづくり整備課（土木部）】

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業などを推進するとともに、各種都市計画を活用して市街地の整備を推進する。

○　土地区画整理事業

道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を促進する。

○　密集市街地の改善及び拡大の防止

密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号）第２条第１号に規定する密集市街地）の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。

○　地区計画等の活用

地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

ウ　公共土木施設の耐震補強の推進　　【まちづくり整備課（土木部）】

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事にあたっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先的に実施する。

エ　社会資本の老朽化対策の推進　**【まちづくり整備課（土木部）、上下水道課（給水部）】**

町は、老朽化の進む社会資本（橋梁、上下水道等）に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

オ　防災活動のための公共用地の有効活用　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

町は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

２　耐震化と安全対策の推進

（１）基本方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、建築物等の耐震性の向上を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）	・耐震改修促進計画の策定 ・耐震診断及び耐震改修の促進 ・ブロック塀倒壊防止対策の推進
全課（全部）、防災関係機関	・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施

（３）具体的な取組内容

ア　公共建築物等　　**【全課（全部）、防災関係機関】**

町は、耐震改修が完了した施設について「公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化と安全対策を推進する。

イ　一般建築物等　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、町は、そのための助言、支援を行うものとする。

○　耐震化対策

町は、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

・　耐震化に特に配慮すべき施設

町は、駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

・　耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。

・　**耐震診断を行う技術者の養成**

建築関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成する。

・　**耐震性に関する知識の普及・啓発**

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、町民への知識の普及・啓発に努める。

・　**緊急輸送道路沿道閉塞建築物の実態把握**

町は、県と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。

○　ブロック塀の倒壊防止対策

町は、管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

・　**ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発**

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広く町民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。

・　**ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成**

ブロック塀を設置している者に対し、点検を行うよう指導するとともに、上記の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修等を奨励する。

また、町は、ブロック塀の改修等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

３　不燃化等の促進

（１）取組方針

市街地が連続して木造住宅が密集している地域は延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を促進する。

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を推進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）	・都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定の推進

（３）具体的な取組内容

ア　防火・準防火地域の指定　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

町は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域の指定を検討する。

また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して指定を検討する。

４　オープンスペース等の確保

（１）取組方針

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課 （土木部）	・公園の整備 ・避難道路の整備

（３）具体的な取組内容

ア　公園の整備　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

町は、震災時における町民の生命、財産を守るため、都市公園の適切な管理を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

イ　避難道路の整備　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

町は、避難路として必要に応じて狭あい道路や避難路の整備を推進する。

５　宅地等の安全対策

（１）取組方針

町は、造成地に発生する災害の防止対策を講じる。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課 （土木部）	・開発許可制度に基づく防災対策の推進

（３）具体的な取組内容

ア　宅地造成地の防災対策　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

○　災害防止に関する指導等

町は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

○　指導基準

・　災害危険度の高い区域

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等については都市計画法に基づき、開発の規制を行う。

・　人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

・　軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

・　盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

○　大規模盛土造成地マップの作成・公表

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

【大規模盛土造成地】

・面積3,000㎡以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高５ｍ以上の腹付け盛土がなされた造成地

６　土砂災害の予防

（１）取組方針

土砂災害警戒区域、山腹崩壊地等における防災対策を推進する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・土砂災害警戒区域の防災対策の推進
農政課（農林部）	・山腹崩壊地の防災対策の推進

（３）具体的な取組内容

ア　急傾斜地の防災対策　　**【地域支援課（総務対策部）】**

「第３編 風水害対策編－第２章－第２節 災害に強いまちづくりの推進（第３編-5ページ）」を準用する。

イ　山腹崩壊地など　　【農政課（農林部）】

○　山腹崩壊地については、山地の保全や森林の維持・造成を図るため治山施設の整備などの対策を推進する。また、既設工作物については点検を実施し、亀裂や洗掘部に対しては早急に補修を行う。

なお、山崩れや土砂流出の防止工事として、治山ダム等の整備、山腹基礎工、山腹緑化工などの施工を実施する。

○　治山事業等は、危険度の高いものから逐次実施し、治山施設についても日頃から亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し浮石の除去等の予防措置などの普及啓発を行う。

【資料編】山腹崩壊危険地区一覧
【資料編】崩壊土砂流出危険地区一覧

７　ため池の予防対策

（１）取組方針

町は、地震災害発生時にため池が安全に保たれるよう、予防対策を推進する。

（２）役割

機関名等	役　　割
農政課（農林部）	・ため池の震災予防対策の推進

（３）具体的な取組内容

ア　ため池　　【農政課（農林部）】

町内に148箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち27箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。

このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。

特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行う。

また、町は、防災重点農業用ため池を含んだハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

【資料編】防災重点農業用ため池一覧

８　地震火災等の予防

（１）取組方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
消防本部	・出火防止対策の推進 ・初期消火体制の充実 ・危険物取扱施設の安全化
自主防災組織	・初期消火体制の充実

（３）具体的な取組内容

ア　地震に伴う住宅からの出火防止　　【消防本部】

（ア）一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

○　消防本部は、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。

○　対震自動ガス遮断装置の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。

○　電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの普及啓発を図る。

○　住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

（イ）化学薬品からの出火防止

○　学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を行う。

○　引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

イ　初期消火体制の充実強化　　【消防本部、自主防災組織】

自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

○　事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

○　地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

ウ　危険物取扱施設の安全化　　【消防本部】

危険物等関連施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

（ア）危険物施設

消防機関は、「第６編 事故災害対策編－第２節－第１－２－(2)予防対策（第６編-13ページ）」の予防対策を講ずるよう指導する。

（イ）高圧ガス施設

消防機関は、「第６編 事故災害対策編－第２節－第１－３ 高圧ガス（第６編-13ページ）」の予防対策を講ずるよう指導する。

（ウ）火薬類施設

消防機関は、「第６編 事故災害対策編－第２節－第１－４ 銃砲・火薬類（第６編-14ページ）」の予防対策を講ずるよう指導する。

９　被災建築物応急危険度判定体制等の整備

（１）取組方針

町は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）	・被災建築物応急危険度判定体制等の整備

（３）具体的な取組内容

ア　被災建築物応急危険度判定体制　　【まちづくり整備課（土木部）】

町は、地震災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施するため、建築物判定については、連絡ネットワークにより嵐山町在住の被災建築物応急危険度判定士の参集及び埼玉建築士会へ判定士の派遣を依頼する。また建築物応急危険度判定士の確保が出来ない場合及び宅地危険度判定士については県へ協力依頼を要請する。

【危険度判定士派遣のおおまかな流れ】

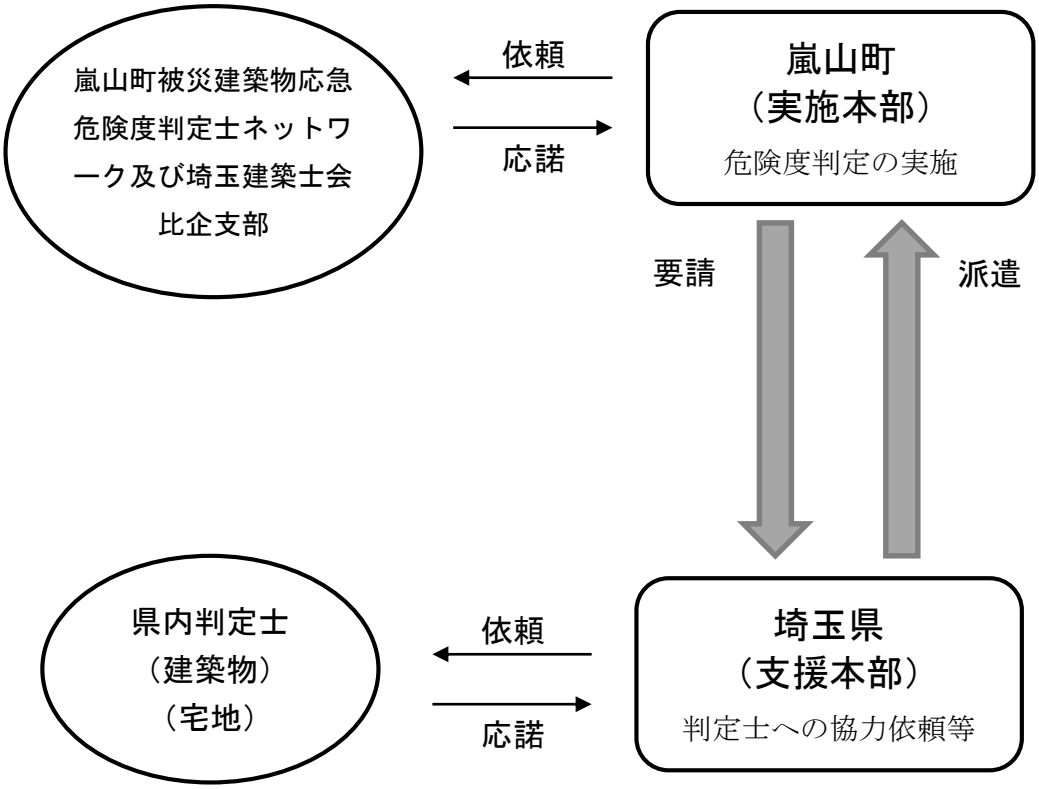

＜応急対策＞

１ 公共施設等の応急対策

１　公共施設等の応急対策

（１）取組方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

町は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

（２）役割

機関名等	役　　割
各課（各部）、防災関係機関	・公共建築物の応急対策の実施
消防本部	・危険物施設の応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　公共建築物　　【各課（各部）、防災関係機関】

○　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって町が判定する。

・　町及び防災関係機関が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。

○　被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

町は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

○　応急措置

町及び防災関係機関は、被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

○　代替施設

役場庁舎が被災して使用できない場合は、ふれあい交流センターに災害対策本部を設置する。

イ　その他公共施設等

（ア）不特定多数の人が利用する公共施設　　【各課（各部）】

○　施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

○　施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

ウ　危険物等関連施設　　【消防本部】

（ア）危険物施設

消防本部は、「第６編 事故災害対策編－第２節－第２－２ 応急措置（第６編-14ページ）」の応急措置を講ずるよう指導する。

（イ）高圧ガス施設

消防本部は、「第６編 事故災害対策編－第２節－第３－２ 応急措置（第６編-15ページ）」の応急措置を講ずるよう指導する。

（ウ）火薬類施設

消防本部は、「第６編 事故災害対策編－第２節－第４－２ 応急措置（第６編-15ページ）」の応急措置を講ずるよう指導する。

＜復旧対策＞

１　迅速な災害復旧

１　迅速な災害復旧

（１）取組方針

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実現を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
各課（各部）	・災害復旧事業計画の作成 ・災害復旧事業の実施 ・県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査への協力
県	・災害復旧計画の作成・実施 ・災害復旧事業の財政面での調整や助言の実施
防災関係機関	・被災施設の復旧事業計画の作成
関東財務局	・災害査定の立会い ・災害復旧に必要な資金の確保

（３）具体的な取組内容

ア　災害復旧事業計画の作成　　【各課（各部）】

町（各課（各部））は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

【災害復旧事業計画の種類】

第１　公共土木施設災害復旧事業計画
第２　農林水産業施設災害復旧事業計画
第３　都市災害復旧事業計画
第４　上下水道災害復旧事業計画
第５　住宅災害復旧事業計画
第６　社会福祉施設災害復旧事業計画
第７　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
第８　学校教育施設災害復旧事業計画
第９　社会教育施設災害復旧事業計画
第10　復旧上必要な金融その他の資金計画
第11　その他の計画

○　公共土木施設災害復旧取扱手続

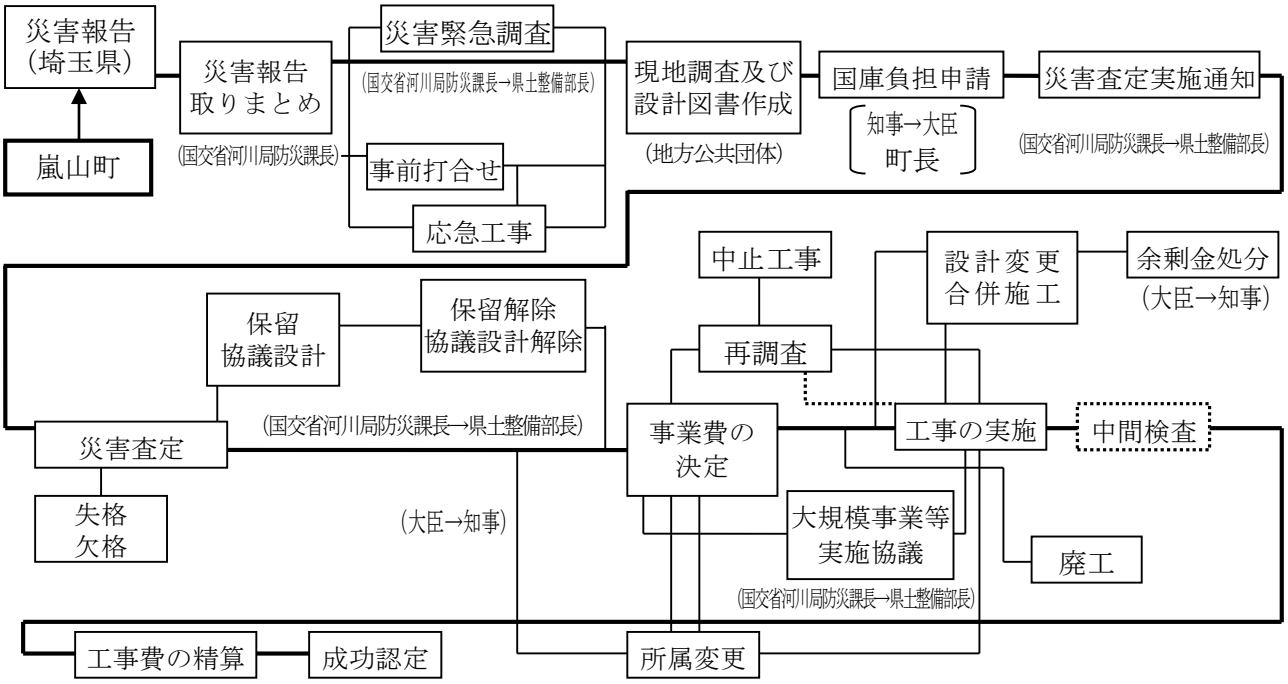

イ　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【総務課〔財政契約担当〕（財務部）】

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

○　法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

○　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。

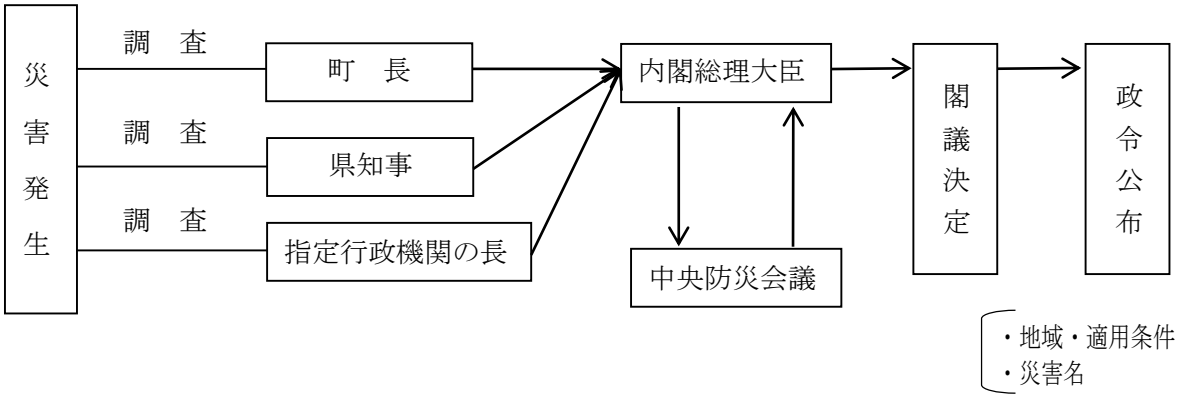

○　財政援助措置の対象

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設復旧事業関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

・共同利用小型漁船の建造費の補助
・森林災害復旧事業に対する補助

【中小企業に関する特別の助成】

・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
・小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
・日本私学振興財団の業務の特例
・市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
・水防資材費の補助の特例
・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
・産業労働者住宅建設資金融通の特例
・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
・上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

○　激甚災害に関する調査

地域支援課（総務対策部）	町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
県	町の被害状況を検討の上、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

○　激甚災害指定の促進

知事は激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

○　災害復旧資金計画

県	①　災害復旧経費の資金需要額の把握 ②　歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。 ③　普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。 ④　一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
関東財務局	①　県・町等の災害つなぎ資金（災害発生に伴う緊急な資金需要）を把握し、その確保の措置を講じる。 ②　県・町等を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として起こす地方債の額を把握する。

ウ　災害復旧事業の実施　　【各課（各部）、防災関係機関】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第３節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第１　基本方針

災害による人的被害を最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠である。そのため、予防、応急、復旧の対策に万全を講じる。

第２　現況

○　緊急輸送道路の現況

種　別	道　路 管理者	道路種別	路　線　名	区　間
第１次特定緊急輸送道路	東日本 高速道路	高速道路	関越自動車道	新座市片山（都境）～上里町五明（群馬県境）
第１次特定緊急輸送道路	埼玉県	県及び政令市管理国道	国道254号	川越市小仙波（国道16号との交差点）～神川町肥土（群馬県境）
第２次緊急輸送道路	嵐山町	市町村道	町道1-22号	嵐山町大字志賀412番地1先～嵐山町大字広野1358番地6先
第２次緊急輸送道路	嵐山町	市町村道	町道広野328号線	嵐山町大字広野1415番地1先～嵐山町大字広野1454番地1先
第２次緊急輸送道路	嵐山町	市町村道	町道杉山268号線	嵐山町大字杉山1075番地1先～嵐山町大字広野1449番地10先
第２次緊急輸送道路	埼玉県	主要地方道	熊谷小川秩父線	嵐山町越畑（深谷嵐山線との交差点）～小川町中爪（国道254号との交差点）
第２次緊急輸送道路	埼玉県	主要地方道	深谷嵐山線	深谷市田中（国道140号との交差点）～嵐山町広野（嵐山町役場）
第２次緊急輸送道路	埼玉県	一般県道	大野東松山線	ときがわ町田中（飯能寄居線との交差点）～東松山市上唐子（国道254号との交差点）
第２次緊急輸送道路	埼玉県	一般県道	菅谷寄居線	嵐山町志賀554-1～小川町中爪263-1

※緊急輸送道路の定義
第１次特定緊急輸送道路：高速道路や国道など４車線道路とこれらを補完する広域幹線道路
第１次緊急輸送道路：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線
第２次緊急輸送道路：地域内の防災拠点（県庁舎・市町村庁舎・災害拠拠点病院・防災基地など）を連絡する路線

各道路管理者において、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進めている。耐震補強工事にあたっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先的に実施している。

【資料編】防災活動拠点・緊急輸送道路網所在地図

○　上水道施設の状況

町で管理する上水施設は、水源３箇所（第１水源・第２水源・第３水源）、浄水場２箇所（第１浄水場・第２浄水場）、配水池３箇所（第１配水池・第２配水池・第３配水池）があり、町内の導・送・配水管の延長は184㎞である。

○　下水道施設の状況

・　下水道施設【県管理　市野川流域下水道終末処理場】
①市野川水循環センター（滑川町月輪521）

・　マンホールポンプ場【７箇所】
①花見台No.１マンホールポンプ
②花見台No.２マンホールポンプ
③花見台No.３マンホールポンプ
④花見台No.４マンホールポンプ
⑤花見台No.５マンホールポンプ
⑥菅谷No.１マンホールポンプ
⑦菅谷No.２マンホールポンプ

・　管渠延長
79.4km（うち主要な幹線管渠6.4km）

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 交通関連施設の安全確保
２ 緊急輸送道路の指定･復旧体制の整備
３ ライフラインの確保
４ エネルギーの確保

１　交通関連施設の安全確保

（１）取組方針

交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保、道路、鉄道施設の耐震性向上を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
道路管理者	・道路整備の推進 ・橋梁の耐震化の推進
交通事業者	・交通関連施設の耐震化の推進 ・交通関連施設における安全確保対策の強化

（３）具体的な取組内容

ア　道路の震災予防対策　　【道路管理者】

実施機関	震災予防対策
東日本高速道路（株）	①　高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。 ②　高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。 ③　橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。 ④　地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。 ⑤　地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。
関東地方整備局、県、町	１　概要 各道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。 ２　橋梁の耐震補強 古い基準で建設された橋梁について、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。 災害時、緊急活動や支援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、橋梁の耐震化を優先的に実施する。

イ　交通関連施設の震災予防対策　　**【東武鉄道（株）】**

○　施設の現況

東武鉄道（株）は、鉄道構造物等設計基準、建築基準法等、関係法令に基づき設計し安全性を確保している。

○　事業計画

東武鉄道（株）は、大規模地震被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。

２　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

（１）取組方針

各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）、地域支援課（総務対策部）	・緊急輸送道路の維持管理
まちづくり整備課（土木部）、県、関東地方整備局、東日本高速道路（株）	・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化 ・応急復旧資機材の整備

（３）具体的な取組内容

ア　町による緊急輸送道路の指定　**【まちづくり整備課（土木部）、地域支援課（統括部）】**

町は、町内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、必要に応じ、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、緊急輸送道路として指定する。

イ　緊急輸送道路及び沿線の整備

【まちづくり整備課（土木部）、県、関東地方整備局、東日本高速道路（株）】

国、県及び町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

○　県が指定する緊急輸送道路に対する取組

・　緊急輸送道路の耐震強化

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図る。

・　危険箇所の調査、応援体制の整備

緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

○　町が指定する緊急輸送道路に対する取組

町は、緊急輸送道路を指定した場合、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。

ウ　応急復旧資機材の整備　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また嵐山町建設水道事業協同組合との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

【資料編】防災活動拠点・緊急輸送道路網所在地図

３　ライフラインの確保

（１）取組方針

ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
ライフライン事業者（電気事業者、ガス事業者、産業廃棄物処理施設管理者、通信事業者）、上下水道課（給水部）	・ライフライン関連施設の耐震性の確保 ・バックアップ機能の確保（系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等） ・被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備
環境課（衛生部）（一部事務組合）	・一般廃棄物処理施設の耐震性の確保

（３）具体的な取組内容

ア　電気施設の震災予防対策　　**【東京電力パワーグリッド（株）　熊谷支社】**

電気施設は以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

実施主体	施　設		耐震設計基準
東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社	変電設備		機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。
	送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
		地中線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
	配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されれている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
		地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。

イ　ガス施設の震災予防対策　　**【ガス事業者】**

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。

ウ　上水道施設の震災予防対策　　**【上下水道課（給水部）】**

被害としては、上水道延べ184㎞の配水管路において、89箇所の損傷並びに継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

町は、各地域の地盤の状況等も考慮し、耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

エ　廃棄物処理施設の震災予防対策　　**【環境課（衛生部）、一般廃棄物処理施設】**

町は、一般廃棄物の処理を委託している事業者と協力し、廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、大規模災害時に備えた始動用緊急電源を整備する。

オ　下水道施設の震災予防対策　　**【上下水道課（給水部）】**

○　中継ポンプ場及び終末処理場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。

○　中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼動などに必要な水の確保に努める。

○　処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。

○　管路計画にあたっては、ループ化や複数系統化などのバックアップ手段を考慮するものとする。

○　下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの整備、消防用水として再生水利用について検討を行う。

○　緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ町・県間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。

カ　通信設備の震災予防対策

【東日本電信電話（株）埼玉事業部、（株）ＮＴＴドコモ埼玉支店】

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話（株）埼玉事業部の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

４　エネルギーの確保

（１）取組方針

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、ＬＰガス、水素等）に努める。

（２）役割

機関名等	役　　割
ライフライン事業者	・エネルギーの安定供給に向けた取組の推進

＜応急対策＞

１　道路ネットワークの確保
２　交通規制
３　交通施設の応急対策
４　ライフライン施設の応急対策
５　発災時のエネルギー供給機能の確保

１　道路ネットワークの確保

（１）取組方針

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することは極めて重要である。関係各機関は、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして的確に対処する。

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、道路の被害情報を的確に把握し、応急復旧を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
警察	・緊急交通路等の被害の把握及び伝達 ・交通信号施設の応急対策の実施
道路管理者（まちづくり整備課（土木部）、地域支援課（総務対策部）、県、関東地方整備局、東日本高速道路（株））	・緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達 ・応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む） ・道路施設の応急対策の実施 ・緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施 ・放置車両対策の実施
県	・緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達

（３）具体的な取組内容

ア　道路被害状況の把握及び伝達　　**【道路管理者、警察】**

○　道路管理者及び警察は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。

○　調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県に報告するものとする。

イ　道路施設の応急対策　【道路管理者】

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合、次のとおり応急対策を実施する。

（ア）町道の安全確保

町は、避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。

ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び町民の安全を図るよう措置するものとする。

＜各道路管理者による応急対策の方法＞

○　道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補修、崩落土等の除去、橋梁の応急修繕等、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

○　応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、一時的な付替道路の開設や、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。

○　道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

○　被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。

○　大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

ウ　緊急輸送道路の応急復旧作業　【道路管理者、警察、嵐山町建設水道事業協同組合】

○　応急復旧作業

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、嵐山町建設水道事業協同組合と連携して行い交通確保に努める。この場合２車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には１車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。

また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。

○　放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

エ　応急復旧、交通規制状況の広報　　**【道路管理者】**

各道路管理者は、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対して的確な情報伝達を行うとともに、交通規制の状況等を広報する。

【資料編】防災活動拠点・緊急輸送道路網所在地図

２　交通規制

（１）取組方針

災害発生後、必要に応じ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路を指定し、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を行う。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
警察、道路管理者	・交通規制措置の実施

（３）具体的な取組内容

ア　被災地内の交通規制　　**【警察、道路管理者】**

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、以下のとおり交通規制を行う。

○　道路管理者の行う交通規制

・　道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

・　道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長及び町長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認する。

あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

・　道路管理者は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。

イ　交通規制に関する情報共有　　**【道路管理者】**

道路管理者は、交通規制を行ったときは、県に報告する。県は、緊急輸送道路を中心に情報を取りまとめ、災害オペレーション支援システム等により関係機関に情報を伝達する。

ウ　交通規制に関する町民等への広報　　**【道路管理者、県】**

道路管理者は、交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

・関係道路の主要交差点への標示
・関係機関への連絡
・一般住民に対する広報

３　交通施設の応急対策

（１）取組方針

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。

（２）役割

機関名等	役　　割
東武鉄道（株）	・鉄道施設の応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　鉄道施設の応急対策　　**【東武鉄道（株）】**

東武鉄道（株）は防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。

応急対策の実施にあたっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

４　ライフライン施設の応急対策

（１）取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
ライフライン事業者、上下水道課（給水部）、県	・ライフライン施設の応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　電気施設応急対策　　**【東京電力パワーグリッド（株）　熊谷支社】**

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

○　応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

・非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
・社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

○　災害時における広報宣伝

・　感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分ＰＲする。

・無断昇柱、無断工事をしないこと。
・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。
・断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
・警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
・地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
・その他事故防止のため留意すべき事項

・　震災時における町民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。
・　上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、ＰＲ車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

・感電事故防止周知	各現業機関	→	ＰＲ車	→ 直接一般公衆に周知する
・復旧周知	非常災害対策支店本部	→	県災害対策本部	

○　災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

イ　ガス施設応急対策　　【ガス事業者】

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

（ア）ガス事業者

○　情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

・災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
・被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
・その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

○　情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

○　広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

○　対策要員の確保

○　他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）

○　危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）

○　地震発生時の供給停止

○　応急工事

○　その他必要な対策

ウ　上水道施設応急対策　　【上下水道課（給水部）】

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかるとともに、被災者、避難者等に対して応急給水を実施する。

エ　下水道施設応急対策　　【上下水道課（給水部）】

町は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

町が被害を受けなかった場合は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

オ　電気通信設備の災害対策　　【東日本電信電話（株）埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

○　災害時の活動体制

・　災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

・　情報連絡

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

○　応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

・　**重要回線の確保**

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等、疎通確保の措置を講ずる。

・　**通信の利用制限**

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

・　**災害用伝言ダイヤル等の提供**

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

○　応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

・　被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
・　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
・　復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

○　災害時の広報

・　災害時における通信量の増加を抑制するため，災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。
・　通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
・　テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
・　災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

５　発災時のエネルギー供給機能の確保

（１）取組方針

応急対策活動に必要なエネルギーを確保する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、埼玉中央農業協同組合	・災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会東松山支部	・災害応急対策上重要な拠点へのＬＰガスの供給の確保

（３）具体的な取組内容

ア　災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給

【地域支援課（総括部）、埼玉中央農業協同組合】

町は「災害時における燃料の供給に関する協定」を締結している埼玉中央農業協同組合に対し、防災活動拠点や応急対策活動に使用する車両等に燃料の補給を依頼する。

イ　災害時応援協定に基づくガスの供給

【地域支援課（総括部）、（一社）埼玉県ＬＰガス協会東松山支部】

町は「災害時におけるＬＰガス等の優先供給に関する協定」を締結している（一社）埼玉県ＬＰガス協会東松山支部に対し、社会的重要度の高い施設、災害活動拠点、避難所等へのガス燃料の供給を依頼する。

＜復旧対策＞

１ ライフライン施設の早期復旧

１　ライフライン施設の早期復旧

（１）取組方針

町、県、防災関係機関、ライフライン事業者が協力し、減災目標で設定した期間内の復旧を目指す。

（２）役割

機関名等	役　　割
上下水道課（給水部）	・上水道施設復旧対策 ・下水道施設復旧対策
ライフライン事業者	・復旧計画の策定 ・復旧作業の実施

（３）具体的な取組内容

ア　電気施設復旧対策　　**【東京電力パワーグリッド（株）　熊谷支社】**

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

○　被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

○　災害時における復旧資材の確保

・　調達

非常災害対策本部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

・請負工事会社保管在庫の相互流用
・本（支）部相互の流用
・本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）

・　輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

・　**復旧資材置場の確保**

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、町防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

○　復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中枢となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

イ　ガス施設復旧対策　　**【ガス事業者】**

○　復旧計画の策定

病院、社会福祉施設等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧するように計画立案する。

○　復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

○　復旧活動資機材の確保

・　**調達**

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

・取引先・メーカー等からの調達
・被災していない他地域からの流用
・他ガス事業者等からの融通

・　**復旧用資機材置場等の確保**

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

ウ　上水道施設復旧対策　　**【上下水道課（給水部）】**

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

エ　下水道施設復旧対策　　**【上下水道課（給水部）】**

町は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

町が被害を受けなかった場合は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

オ　電気通信設備の災害対策　　【東日本電信電話（株）埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。

○　復旧要員計画

・　被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。

・　被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

○　移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

○　被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

○　通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の開設の措置を講ずる。

○　復旧工事

応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第４節　応急対応力の強化

第１　基本方針

各防災機関は、地震災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして、応急活動体制に万全を期す。

第２　現況

○　町の防災活動拠点

町は、防災基地の整備をはじめ、災害時には災害対応の機能を有する主要な施設を防災活動拠点として位置づけ、整備している。

防災活動拠点の種類及び町内における拠点は、次のとおりである。

・災害対策活動拠点 ‥‥‥‥‥ 役場庁舎

【活動拠点機能】

活動拠点	救援物資		活動要員集結機能	備　考
	備蓄機能	集配機能		
役場庁舎	○	○	○	

・代替施設 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 【第１順位】健康増進センター
【第２順位】ふれあい交流センター

・避難拠点 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 指定緊急避難場所
指定避難所

【指定緊急避難場所】

NO	施設名	所在地	災害種別			指定避難所との重複	想定収容人数（人）	備　考
			地震	土砂災害	洪水			
1	菅谷小学校グランド	菅谷577	○	○	○	○	2,222	1人当り4.5㎡
2	菅谷中学校グランド	菅谷649	○	○	○	○	3,650	〃
3	川島集会所	川島1975-1	○	○	○		572	〃
4	志賀小学校グランド	志賀540	○	○	○	○	1,906	〃
5	新田沼公園	むさし台1丁目6	○	○	○		844	〃
6	吹上公園	むさし台2丁目30	○	○	○		444	〃
7	鶴巻運動公園	むさし台3丁目4	○				489	〃
8	フィットネス２１パーク	広野1432-2他	○	○	○		7,243	〃
9	遠山中央グランド	遠山137	○				727	〃
10	平沢コミュニティセンター	平沢311-4	○	○	○		245	〃

NO	施設名	所在地	災害種別			指定避難所との重複	想定収容人数（人）	備　考
			地震	土砂災害	洪水			
11	千手堂構造改善センター	千手堂116-2他	○	○	○		311	〃
12	嵐山町総合運動公園	鎌形505	○	○	○	○	8,516	〃
13	町営南部グランド	大蔵655他	○				4,253	〃
14	観音堂	根岸59	○				231	〃
15	明光寺	将軍沢308	○	○	○		363	〃
16	七郷小学校グランド	吉田1913	○	○	○	○	1,649	〃
17	古里児童遊園地	古里430	○	○	○		174	〃
18	花見台第１公園	花見台1-109他	○	○	○		11,828	〃
19	玉ノ岡中学校グランド	杉山610	○	○	○	○	2,726	〃
20	障害者支援施設嵐山郷中庭	古里1848	○	○	○		8,550	〃
21	国立女性教育会館広場	菅谷728	○	○	○		9,593	〃
22	埼玉県立嵐山史跡の博物館広場	菅谷757	○	○	○		1,270	〃

【指定避難所】

NO	施設名	所在地	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数（人）	備　考
1	ふれあい交流センター	菅谷445-1		77	
2	菅谷小学校	菅谷577	○	374	
3	菅谷中学校	菅谷649	○	278	
4	志賀小学校	志賀540	○	278	
5	B&G海洋センター	鎌形855	○	77	
6	七郷小学校	吉田1913	○	209	
7	北部交流センター	吉田1951-1	○	67	
8	嵐山花見台工業団地管理センター	花見台1-19		46	
9	玉ノ岡中学校	杉山610	○	317	

【防災ヘリ飛行場外離着陸場】

NO	施設名	所在地	認識番号	備　考
1	嵐山町営鎌形野球場	鎌形3072-1	比企-08	
2	嵐山町総合運動公園	鎌形505	比企-09	
3	嵐山町立七郷小学校	吉田1913	比企-10	
4	嵐山町役場	杉山1030-1	比企-11	

【ドクターヘリランデブーポイント】

NO	施設名	所在地	ポイント番号	備　考
1	嵐山町立志賀小学校	志賀540	HK30	
2	嵐山町立七郷小学校	吉田1913	HK32	
3	嵐山町立菅谷中学校	菅谷649	HK33	
4	嵐山町立玉ノ岡中学校	杉山610	HK34	
5	嵐山町営鎌形野球場	鎌形3072-1	HK35	
6	嵐山町総合運動公園	鎌形505	HK36	
7	花見台第１公園グランド	花見台1-110	HK66	

【資料編】防災活動拠点・緊急輸送道路網所在地図

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 応急活動体制の整備
２ 防災活動拠点の整備
３ 消防力の充実強化
４ 救急救助体制の整備
５ 相互応援の体制整備等

１　応急活動体制の整備

（１）取組方針

町、防災機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（ＢＣＰ）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・災害対策本部体制の整備
全課（全部）	・業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び推進

（３）具体的な取組内容

ア　災害対策本部体制の整備　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制を整備する。

災害対策本部体制については、「第１編 総則－第２章－第２節－第１　応急活動体制の施行（第１編-25ページ）」を参照。

イ　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び推進　　【全課（全部）】

町は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定しておく。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

２　防災活動拠点の整備

【地域支援課（総務対策部）、総務課〔庶務・人事担当〕（庶務部）、防災関係機関、施設管理者、ライフライン事業者】

（１）取組方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、防災関係機関、施設管理者	・防災活動拠点の整備 ・電源、非常用通信手段等の確保
地域支援課（総務対策部）	・情報システムやデータのバックアップ対策 ・災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底
総務課〔庶務・人事担当〕（庶務部）、ライフライン事業者	・応急対応、復旧復興のための人材の確保

ア　電源、非常用通信手段等の確保

【地域支援課（総務対策部）、防災関係機関、施設管理者】

町は、町役場庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、ハイブリッド自動車（ＰＨＥＶ）等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ　情報システムやデータのバックアップ対策

【地域支援課（総務対策部）】

町は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

ウ　災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

【地域支援課（総務対策部）】

町は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

エ　応急対応、復旧復興のための人材の確保

【総務課〔庶務・人事担当〕（庶務部）、ライフライン事業者】

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を育成・確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、町は、退職者や、民間の人材の活用方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

３　消防力の充実強化

（１）取組方針

常備消防、消防団による消防力の充実強化に取り組む。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）	・消防水利等の整備
消防本部、消防団	・装備・資機材の充実強化 ・消火体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　消防資機材の整備　　**【消防本部、消防団】**

○　消防本部は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。

○　消防団は、必要な消防資機材を整備する。

○　大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ　消防水利等の整備　　**【地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）】**

町は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備、河川やプール等の水利の確保に努めるものとする。

４　救急救助体制の整備

（１）取組方針

大規模地震の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、消防本部	・救急救助体制の整備

機関名等	役　　割
消防本部	・傷病者搬送体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　救急救助体制の整備　　【地域支援課（総務対策部）、消防本部】

○　町及び消防本部は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救助救出資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

○　消防本部は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

イ　傷病者搬送体制の整備　　【消防本部】

○　情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

○　搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

○　搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

○　ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

○　効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等受傷の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

５　相互応援の体制整備等

（１）取組方針

自治体間における相互応援及び国からの応援受入れに関する体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、県	・専門的技術職員による相互応援体制の整備 ・応援受入体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　専門的技術職員による相互応援体制の整備　　**【地域支援課（総務対策部）、県】**

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、町及び県が連携し、体制を確立する。

○　応援活動の種類と機関

- 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）
- 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

○　受入体制の整備

- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
- 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
- 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

イ　応援受入体制の整備　　**【地域支援課（総務対策部）、県】**

町は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- 国によるプッシュ型の物的支援
- 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- その他国が関与して全国的行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）、災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（Ｄ－ＳＵＴ）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等
- 防災関係機関等におる応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等
- 公共的団体による応援
- ボランティア

○町、県が行う対策

- 県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。町も広域受援計画の策定に努める。

・　応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
・　消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
・　防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
・　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

＜応急対策＞

１ 災害発生直前の未然防止活動
２ 応急活動体制の施行
３ 防災活動拠点の開設･運営
４ 応急措置
５ 警備活動
６ 消防活動
７ 自衛隊災害派遣
８ 応援要請
９ 応援の受入れ

１　災害発生直前の未然防災活動

（１）取組方針

町は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行うものとする。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・物資備蓄状況、物資拠点の開設手続き・管理者連絡先の確認

（３）具体的な取組内容

ア　物資支援の準備　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて災害備蓄品の備蓄状況の把握を行うとともに、鍵の管理について、関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

２　応急活動体制の施行

（１）取組方針

町は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、国、県との緊密な連絡調整を図り、協力して災害応急対策を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・災害対策本部体制等の施行

（３）具体的な取組内容

ア　災害対策本部の設置　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

災害対策本部の設置基準は、「第１章 総則－第２章－第２節 防災体制（第１編-25ページ）」を参照。

災害対策本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したときに閉鎖する。

イ　行政機能の確保状況の報告　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第１報は原則として発災後12時間以内、第２報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。県や国では、把握した情報を基に、町に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

【資料編】市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式

ウ　初動期の人員確保　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員用あんしんメール等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

職員の動員体制は、「第１編 総則－第２章－第２節 防災体制（第１編-25ページ）」を参照。

３　防災活動拠点の開設・運営

（１）取組方針

災害発生時に防災活動の拠点となる施設を速やかに開設し、運営体制を確立する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・防災活動拠点の開設・運営

（３）具体的な取組内容

ア　防災活動拠点の開設・運営　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、速やかに防災活動のための拠点となる施設を開設し、運営体制を整える。

防災活動拠点における運営体制は、避難所開設マニュアル及び職員動員計画によるものとする。

４　応急措置

（１）取組方針

町内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認めるときは、防災関係機関に対し、応急措置の実施を要請する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・応急措置等の実施 ・工作物の保管、管理、使用、収用 ・従事命令等の発出 ・知事の指示に基づく他の市町村の応援
県（知事）	・応急措置等の実施 ・従事命令等の発出 ・応急措置の実施についての町長に対する指示 ・町長が実施すべき応急措置の代行
警察官	・災害対策基本法に基づく措置の実施 ・警察官職務執行法に基づく措置
指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	・応急措置等の実施

（３）具体的な取組内容

ア　町長等の応急措置　　**【町長】**

（ア）応急措置

町長は、町域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。（災対法第62条）

（イ）応急公用負担等

○　町長は、町域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、町内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（災対法第64条）

・　現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、町長は、当該工作物等を保管しなければならない。

・　町長は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
・　町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
・　工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第５条及び第６条の規定を準用する。

○　町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。（災対法第65条）

○　損害補償

・　町は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。（災対法第82条）
・　従事命令、又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災対法第84条、同法施行令第36条第２項、救助法第12条）

イ　知事等の応急措置　　【県（知事）】

（ア）応急措置

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。（災対法第70条第３項）

（イ）従事命令等

○　知事は、災害が発生した場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令等を発して応急活動を行うこととする。（災対法第71条）

・災害を受けた児童及び生徒の応急教育
・施設及び設備の応急復旧
・清掃、防疫その他保健衛生
・犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持
・緊急輸送の確保

・その他災害の発生の防御又は拡大の防止

○　知事は､上記の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋、物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所、又は保管する場所に立ち入り検査をさせ若しくは物資を保管させた者から必要な報告をとることとする。

○　知事等の従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執　行　者
消 防 作 業 水 防 作 業	従事命令	消防法第29条第５項 水防法第24条	消防吏員又は消防団員、水防管理者、水防団長、水防機関の長
災害救助作業 （救助法適用救助）	従事命令	救助法第７条	知　　事
	協力命令	救助法第８条	
災害応急対策作業 （除災害救助）	従事命令 協力命令	災対法第71条	知　　事
災害応急対策作業 （全　　般）	従事命令	災対法第65条第１項	町　　長
		災対法第65条第２項	警　察　官

従事命令等の対象者は次に掲げる範囲とする。

命　令　区　分	従　事　対　象　者
消　防　作　業	火災の現場付近にある者
水　防　作　業	町域内の住民、又は水防作業の現場にある者
災害救助その他の作業（救助法、災対法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及び従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶業者
災害救助その他の作業（知事の協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般（災対法による町長、警察官の従事命令）	町域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者

○　従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令及び収用命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。

なお、命令を変更し、又は取り消すときも同様とする。

【救助法による場合】

・従事命令、協力命令、取消命令
・物資の保管命令
・管理命令
・使用命令、収用命令

【災対法による場合】

・協力命令、変更命令、取消命令
・物資の保管命令
・管理命令
・使用命令、収用命令

（ウ）町長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。（災対法第72条第１項）

（エ）町長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を町長に代わって実施する。（災対法第73条、同法施行令第30条）

・警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（災対法第63条第１項）
・応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること（同法第64条第１項）
・応急措置に支障のある工作物等の除去（同条第２項）
・町域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること（同法第65条第１項）

ウ　警察官の応急措置　　【警察官】

（ア）災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認められる際、町長又はその権限を代行する町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

・警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（第63条第２項）
・区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（第64条第７項）
・区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（第65条第２項）

（イ）警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

・その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
・特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
・その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

エ　指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

【指定行政機関、指定地方行政機関】

○　指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災対法第77条第１項）

○　前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。（災対法第77条第２項）

オ　指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

【指定行政機関、指定地方行政機関】

○　指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び町長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずる。（災対法第80条第１項）

○　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めること。（災対法第80条第２項）

５　警備活動

（１）取組方針

町内に大規模な地震が発生した場合は、警備体制を確立し適切な災害警備活動を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
警察	・警察における災害警備体制の確立

（３）具体的な取組内容

ア　警備措置　　【警察】

○　警備体制

町内に大規模な地震が発生した場合は、警察は所要の警備体制を確立する。

○　災害警備の実施

国、県、町、消防機関その他の関係機関と緊密に連携して、次に掲げる活動を行うものとする。

・情報の収集、伝達及び広報
・警告及び避難誘導
・人命の救助及び負傷者の救護
・交通秩序の維持
・犯罪の予防検挙
・行方不明者の捜索、検視及び死体の調査
・漂流物等の処理
・その他治安維持に必要な措置

６　消防活動

（１）取組方針

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
消防本部	・情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ ・同時多発火災への対応 ・火災現場活動 ・救急救助
消防団	・出火防止 ・消火活動

機関名等	役　　割
	・救急救助 ・避難誘導 ・情報の収集 ・応援隊の受入準備
町長	・消防相互応援協定に基づく他の消防機関への応援要請

（３）具体的な取組内容

ア　消防活動　　**【消防機関】**

機関	活動内容
消防本部	**①　情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ** ｱ　災害状況の把握 　１１９番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。 ｲ　把握結果の緊急報告 　消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。 ｳ　応援隊の受入れ及びその準備
	②　同時多発火災への対応 ｱ　避難地及び避難路確保優先の原則 　大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 ｲ　重要地域優先の原則 　大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。 ｳ　消火可能地域優先の原則 　大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。 ｴ　市街地火災消防活動優先の原則 　大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。 ｵ　重要な消防対象物優先の原則 　重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。
	③　火災現場活動の原則 ｱ　出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救急・救助活動の優先順を判断し、行動を決定する。 ｲ　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な攻勢現場活動により火災を鎮圧する。 ｳ　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
	④　救急救助 　要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。 　詳細については、「第６節 医療救護等対策－＜応急対策＞－１　初動医療体制（第２編-109ページ）」を参照。

機関	活動内容
消防団	①　**出火防止** 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。 ②　**消火活動** 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。 ③　**救急救助** 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。 ④　**避難誘導** 避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。 ⑤　**情報の収集** 消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。 ⑥　**応援隊の受入準備** 応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

イ　応援要請　　**【町長、県】**

○　応援要請の手続等

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

○　内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

・火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
・応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
・応援要請を行う消防隊の種別と人員
・町への進入経路及び集結場所（待機場所）
・応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

７　自衛隊災害派遣

（１）取組方針

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
自衛隊	・災害派遣活動の実施
県	・知事による災害派遣要請の実施 ・自衛隊との連絡調整 ・災害派遣部隊の受入体制の確保
警察、消防機関	・災害派遣部隊との相互協力
地域支援課（総務対策部）	・災害派遣部隊の受入体制の確保

（３）具体的な取組内容

ア　災害派遣活動　　**【自衛隊】**

○　災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

1　緊急性の原則
差し迫った必要性があること。

2　公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

3　非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- 被害状況の把握
- 避難者の捜索、救助
- 消防活動
- 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- 人員及び物資の緊急輸送
- 救援物資の無償貸付又は贈与
- 危険物の保安及び除去
- 避難者の誘導、輸送
- 水防活動
- 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- 通信支援
- 炊事及び給水支援
- 交通規制の支援
- 予防派遣
- その他

○　災害派遣実施の判断

・　自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。

・　自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
・　自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
・　要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、又、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。なお、この場合においても、県と連絡をとるよう努めるものとする。
・　自主派遣後、知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

イ　災害派遣の要請　　【地域支援課（総務対策部）、県】

○　連絡系統

陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統

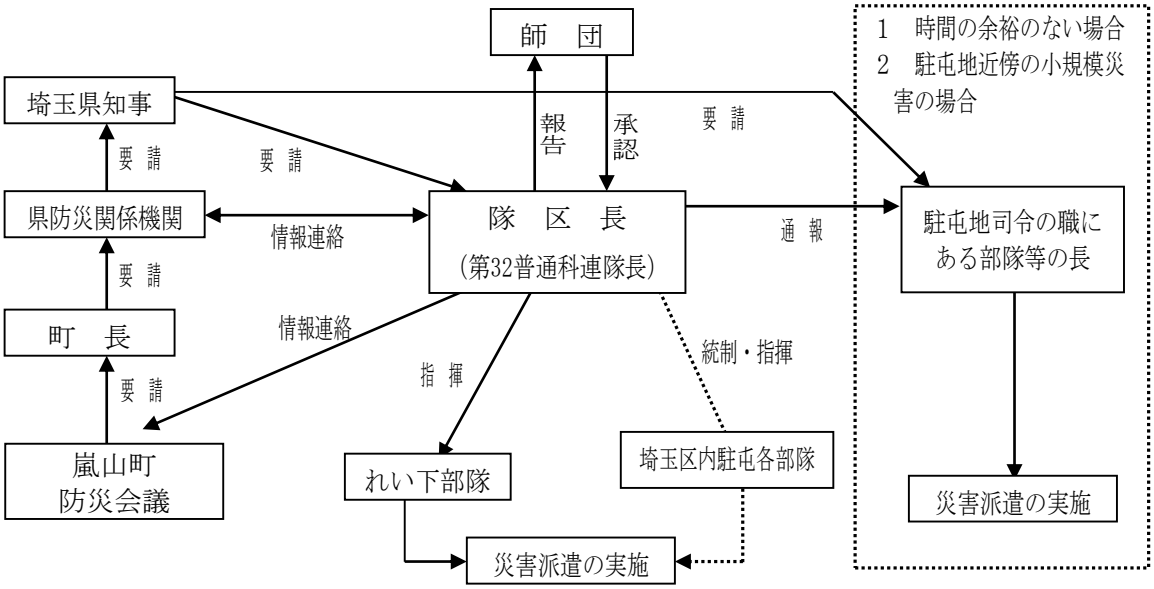

○　県から自衛隊への要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

○　災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復旧に支障がないよう町長及び派遣部隊の長と協議して行うものとする。

○　町から県に対する災害派遣要請の依頼

・　知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、町長が行うものとする。

・　町長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

【記載事項】

・災害の状況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他、参考となるべき事項

ウ　災害派遣部隊の受入体制の確保　【地域支援課（総務対策部）、県、警察、消防機関等】

○　緊密な連絡協力

県、町、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

○　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

県及び町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

○　作業計画及び資材等の準備

県及び町は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

・作業箇所及び作業内容
・作業の優先順位
・作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
・部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

○　自衛隊との連絡窓口一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

○　派遣部隊の受入れ

県及び町は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

・本部事務室
・宿舎
・材料置き場（野外の適当な広さ）
・駐車場（車一台の基準３ｍ×８ｍ）
・ヘリコプター発着場（２方向に障害物がない広場）

なお、本町における派遣部隊の拠点施設については、以下のとおりである。

【拠点施設】

名　称	予定施設
本部事務室	嵐山町役場
宿舎	嵐山町役場駐車場及び周辺施設
材料置き場、炊事場	
駐車場	

【ヘリポート予定地】

施設名	所在地	管理者	表面	散水の必要性	車両進入	入口施錠
嵐山町役場	大字杉山1030-1	嵐山町長	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	無	可	なし
嵐山町営鎌形野球場	大字鎌形3072-1	嵐山町長	芝地	要	可	施錠
嵐山町総合運動公園	大字鎌形505	嵐山町長	転圧地	要	可	施錠
嵐山町立七郷小学校	大字吉田1913	嵐山町長	転圧地	要	可	施錠
花見台第１公園グランド	花見台1-110	嵐山町長	芝地	無	可	なし

※緊急指定避難所に指定されている施設をヘリポートとして使用する場合は、避難者を校舎、体育館へ移動するものとする。

エ　経費の負担区分　　【総務課〔財政契約担当〕（財務部）】

自衛隊の救助活動に要した経費は、町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

・派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
・派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
・その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

８　応援要請

（１）取組方針

大規模地震等により被害が広範囲に及び、町などによる対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他市町村や各団体に応援の要請を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・市町村相互応援協力の実施
県	・防災関係機関への応援要請 ・町からの応援要請に基づく関係機関への応援要請の実施 ・放送機関に対する放送要請

（３）具体的な取組内容

ア　応援要請等　　**【地域支援課（総務対策部）、県】**

○　市町村間の相互応援

町は、町域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災対法第67条及び相互応援協定）。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
・他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
・夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、町では、県外の市町村と、応援協定等の締結を進めており、災害時には協定に基づき、応援を求めるものとする。

○　県及び指定地方行政機関等への応援要請

町は、県又は指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県統括部に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要請の内容	事　　項	備　　考
県への応援要請 又は応急措置の実施の要請	①　災害の状況 ②　応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④　応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥　その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要求	「７　自衛隊災害派遣」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関等、他都県の職員又は他都県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	①　派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ②　派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③　派遣を必要とする期間 ④　派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤　その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	①　災害の状況（負傷者、要救助者の状況） ②　応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

○　埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

町が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

	期　間	業務・職種	
対　象	短　期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短　期	国や関係団体によるルールのある職種	ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員　等
	中長期	―	

※派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

イ　応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

【地域支援課（総務対策部）、県】

県は、県内自治体の相互応援だけでは、町において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の２つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①　避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

＜内容＞

・　被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

・　被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第１段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第１段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第２段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

・　応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

＜第１段階支援の要請方法＞

・　県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第２段階支援の要請方法＞

・　第１段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第２段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第２段階支援の必要性を連絡する。

②　町が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

・　総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを町に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

・　町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

９　応援の受入れ

（１）取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・国からの応援受入れ ・地方公共団体からの応援受入れ ・ボランティアの応援受入れ ・公共的団体からの応援受入れ

（３）具体的な取組内容

ア　国、地方公共団体等からの応援受入れ　　**【地域支援課（総務対策部）】**

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、町では、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮を行う。

＜リエゾン等への配慮＞

- 活動場所の提供
- 被害状況や受援ニーズ等を情報提供
- 県災害対策本部統括部班長会議等への参加機会の提供
- 仮眠場所の提供
- リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供
- リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

イ　ボランティアの応援受入れ

【地域支援課（総務対策部）、教育委員会事務局（教育部）】

「第１節 自助、共助による防災力の向上－＜応急対策＞－４ ボランティアとの連携（第２編-23ページ）」を準用する。

第５節　情報収集・共有・伝達体制の整備

第１　基本方針

町及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対応を行うため、災害情報を迅速かつ的確に収集・共有・伝達する体制の整備を図る必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備をはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。

また、災害指揮情報のデジタル化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な防災情報システムを構築する。

第２　現況

○　各種情報システムの整備状況

町は、町内の被害状況等の情報を収集・伝達するため、次のような情報収集・伝達体制を整備している。

・町防災行政無線システム（固定系・移動系）
・登録制メール（あんしんメール）
・ＳＮＳを活用した情報収集・伝達（Twitter・LINE等）
・ホームページ
・データ放送
・緊急速報メール
・埼玉県災害オペレーション支援システム

○　同報系防災行政無線

町の防災行政無線の現況及びシステムの系統は次のとおりである。

・　防災行政無線の現況

	局の種別		設置数	設置場所
固定系	親局		１局	
	遠隔制御器		１局	消防本部
	同報拡声子局		58局	
	戸別受信機		170局	
移動系	基地局		１局	
	陸上移動局	車載用	２局	
		携帯用	18局	
		半固定型	３局	北部交流センター、ふれあい交流センター、Ｂ＆Ｇ海洋センター

・　嵐山町防災行政無線局システム系統図

【嵐山町防災行政用無線局構成図】

〔固定系〕

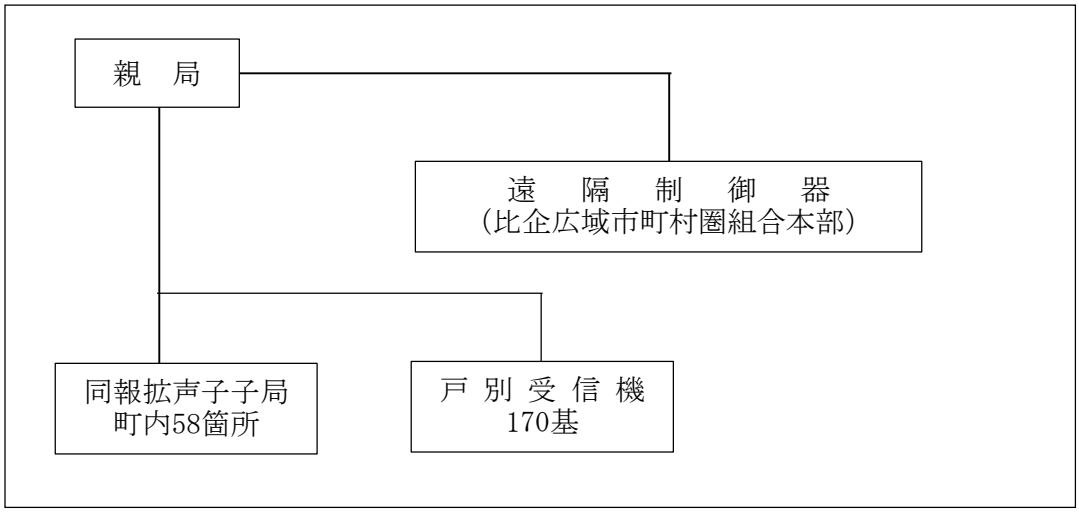

〔移動系〕

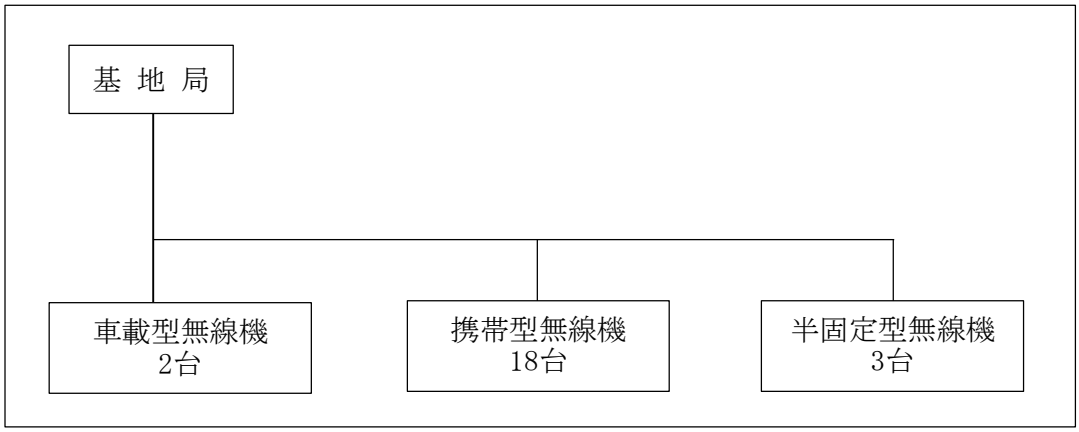

○　県の情報通信設備

県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。

・埼玉県災害オペレーション支援システム
・震度情報ネットワークシステム
・防災行政無線システム（地上系、衛星系）
・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム
・県土整備部水防情報システム
・全国瞬時警報システム（J-ALERT）
・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）
・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 情報収集･伝達体制の整備

１　情報収集・伝達体制の整備

（１）取組方針

町及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、情報収集・伝達体制の整備を推進する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・情報の収集体制の整備 ・情報共有・伝達体制の整備 ・防災行政無線（同報系）の整備 ・情報通信設備の安全対策の推進 ・災害情報のための電話の指定
県	・情報通信設備の安全対策の推進 ・県防災行政無線の強化 ・震度情報ネットワークの整備 ・災害情報のための電話の指定
熊谷地方気象台、日本放送協会（ＮＨＫ）	・緊急地震速報の発表等

（３）具体的な取組内容

ア　情報の収集体制の整備　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。

○　情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

○　情報総括責任者の選任

町は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

イ　情報共有・伝達体制の整備　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。

【住民への伝達】

具体的な伝達方法・伝達先等については次のとおりである。

・防災行政無線により対象地域の住民全般に伝達
・緊急速報メールにより携帯電話へメール送信による伝達
・町の広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達（広報車が聞こえない区域については、適宜、行政区・自主防災組織の役員を通じて伝達してもらう）
・警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼
・避難行動要支援者の避難支援者・事前登録者、利用施設への伝達
・区長、自主防災組織等へ、電話、携帯電話への緊急速報メール等により多重化した伝達を行い、率先して避難行動を促すような伝達や地域内での直接的な声かけによる伝達
・ケーブルテレビ等の報道機関への依頼
・町ホームページへの掲載等、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達

ウ　防災行政無線等の整備　　【地域支援課（総務対策部）】

○　防災行政無線の整備推進

町は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

○　情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

町は、災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

エ　震度情報ネットワークの整備　　**【県】**

県は、全市町村に震度計（もしくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約している。

また、県庁で集約された震度情報を、消防庁や熊谷地方気象台に配信している。

オ　緊急地震速報の発表等　　**【熊谷地方気象台、日本放送協会（ＮＨＫ）】**

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
埼玉県北部	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、滑川町、**嵐山町**、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
埼玉県南部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ケ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、宮代町、杉戸町、松伏町
埼玉県秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

カ　情報通信設備の安全対策　　**【地域支援課（総務対策部）、防災関係機関】**

町及び防災関係機関は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、以下のような安全対策を講じるものとする。

○　非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

○　地震動に対する備え

情報通信設備は、床に固定するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

○　通信回線のバックアップ

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

キ　災害情報のための電話の指定　　【地域支援課（総務対策部）、防災関係機関】

町、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

＜応急対策＞

１　災害情報の収集･共有･伝達
２　広聴広報活動

１　災害情報の収集・共有・伝達

（１）取組方針

町及び防災関係機関は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・共有・伝達を行う。

【災害情報連絡体制の全体構成】

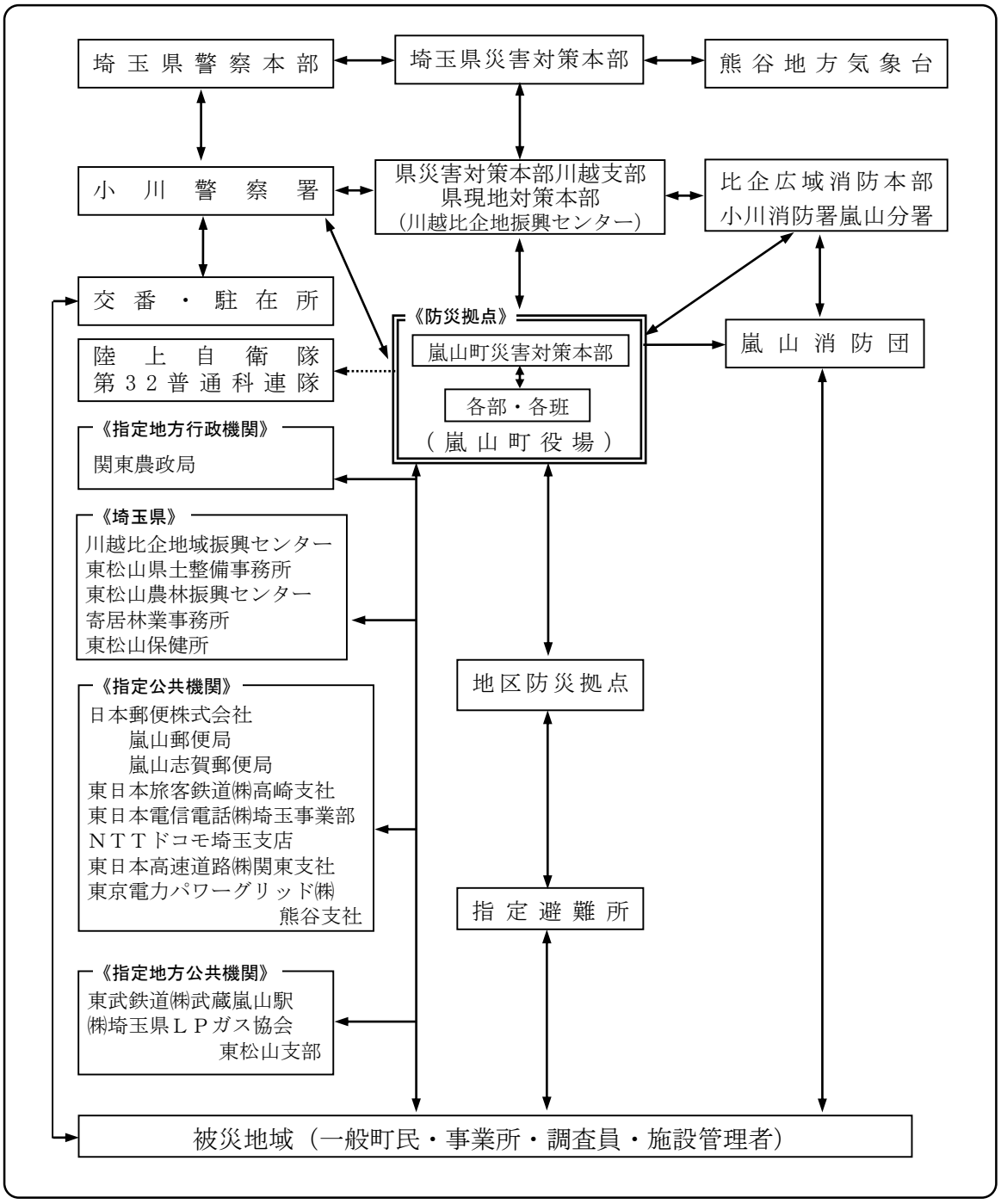

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、県、防災関係機関	・被害情報等の収集・共有・伝達の実施 ・正確な情報に基づく適切な災害応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　情報収集・共有・伝達体制【地域支援課（総務対策部）、県、消防本部、防災関係機関】

（ア）通信連絡体制

町及び防災関係機関は、有線が途絶、又は途絶する恐れがある場合には、以下により行う。

○　防災行政無線

県、県内市町村、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

○　非常通信

町及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

【関東地方非常通信協議会】

○　構成

無線局の免許人又は承認を受けた者並びに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保及び秩序維持に関して特に非常通信に関係の深い機関又は団体をもって構成されている。

○　任務

・非常通信訓練の実施
・非常通信の運用計画の策定
・非常通信網の整備
・アマチュア無線局の育成指導
・非常通信活用に関する調査研究
・通信機器の取扱指導

○　使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

（イ）地震情報等の収集・共有・伝達

○　地震情報の収集・共有・伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県防災行政無線により町に伝達する。

町は、地震情報を収集した場合、町防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

○　震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用して熊谷地方気象台に伝達する。

また、町等へは、県内で震度４以上の地震を観測した場合に防災行政無線の一斉ＦＡＸにより県内の震度分布図と震度一覧を送信する。

【地震情報の収集・共有・伝達系統図】

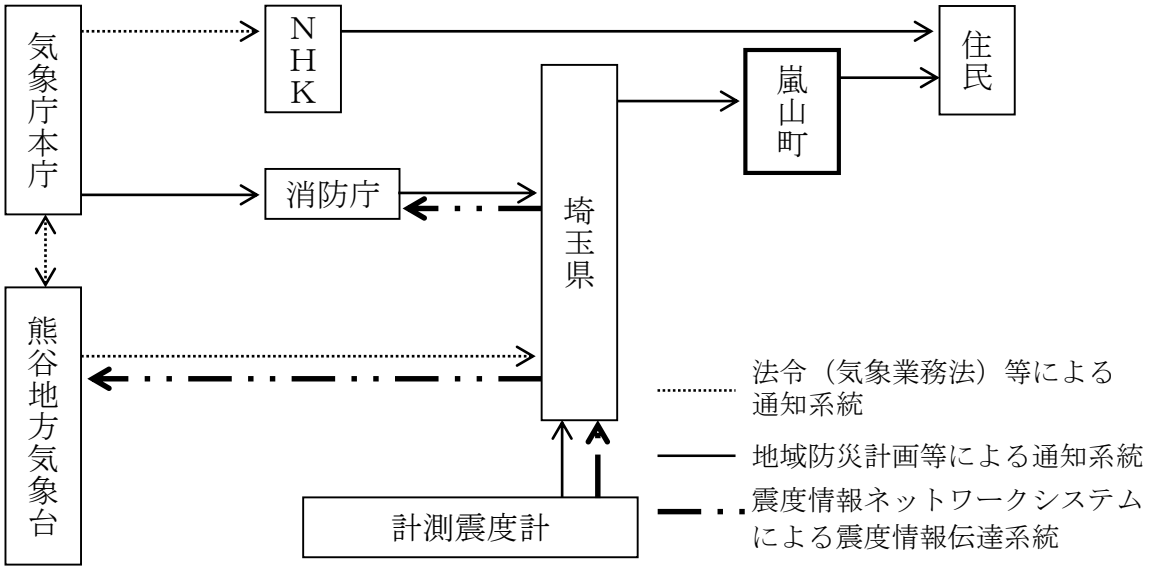

（ウ）災害時気象支援資料の提供

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした気象情報等の提供に努める。

（エ）緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警戒システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と連動した市町村防災行政無線等を通して住民に伝達する。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

イ　災害情報の収集・共有・伝達　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、町内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はＦＡＸ等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

○　情報の収集

・　町は、災害情報の収集にあたっては、警察と緊密に連携するものとする。

・　被害の程度の調査に当たっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
・　被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
・　全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
・　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市区町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

○　情報の共有・伝達

町は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに町関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

【報告すべき災害】

・災害救助法の適用基準に合致するもの
・県又は町が災害対策本部を設置したもの
・災害が２都道府県以上にまたがるもので、県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
・災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
・災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
・地震が発生し、県内で震度４以上を観測したもの
・その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

【発生速報及び被害速報】

・発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第１号の発生速報により防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。

・経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか２時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第２号の経過速報により防災行政無線ＦＡＸ等で報告する。

・　確定報告

様式第３号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後７日以内に文書で報告する。

【資料】被害情報の報告様式
【資料】確定報告記入要領

○　報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。
なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話　048-830-8111（直通）　　防災行政無線　（発信特番）-200-6-8111

【消防庁への報告先】

区分 / 回線		平日（9:30～18:15）（消防庁応急対策室）	左記以外（消防庁宿直室）
ＮＴＴ回線	電　話 ＦＡＸ	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線	電　話 ＦＡＸ	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話 ＦＡＸ	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

（注）TNは、回線選択番号を示す。

ウ　災害通信計画

（ア）非常通話及び緊急通話等の利用　　【防災関係機関】

防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第８条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

（イ）災害情報通信のための通信施設の優先使用　　【地域支援課（総務対策部）、県】

県及び町が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

○　有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

・警察機関
・消防機関
・水防機関
・航空保安機関
・気象業務機関
・鉄道事業者
・電気事業者
・鉱業事業者
・自衛隊

○　有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

・　災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
・　災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

○　有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。

（ウ）非常通信の利用　　【地域支援課（総務対策部）】

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

○　非常通信の運用方法

・　非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

・人命の救助に関すること
・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
・遭難者救援に関すること
・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること

・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること
・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
・災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

・　非常無線通信文の要領

・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
・片仮名又は通常の文書体で記入する。
・簡単で要領を得たものとし、１通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
・余白に「非常」と記入する。

・　非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

・　非常通信の取扱料

原則として無料である。

○　非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課
電　話　03-6238-1776（直通）
ＦＡＸ　03-6238-1769

（エ）警察通信　　【警察】

○　有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するため、必要により通信統制を行うものとする。
○　警察本部長又は警察署長は、知事又は町長から災対法第57条の規定により、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議の上、協力するものとする。

２　広聴広報活動

（１）取組方針

町は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、町は、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や一般町民の要望に適切に対応する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・被災者の安否情報の提供 ・広報の実施
県	・広報センターの設置 ・報道機関への発表 ・広報の実施 ・帰宅困難者・要配慮者への広報 ・広報ホームページ（埼玉県震災コーナー）の開設 ・災害情報相談センターの設置 ・被災者の安否情報の提供 ・震災相談連絡会議の開催
防災関係機関	・広報の実施

（３）具体的な取組内容

ア　住民への広報　　**【地域支援課（総務対策部）、県、防災関係機関】**

町の主な広報活動、広報内容は以下のとおりである。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

（ア）広報手段

町が町民に対して実施する広報手段は、原則として、防災行政無線（固定系）と広報車によるが、必要に応じ現場にて、職員の指示、広報紙の配布、掲示板での広報等、各手段・方法が持つ特性を生かした効率的な運営を行う。被害状況により、必要と認められるときは、県に対し広報の協力を要請する。

○　防災行政無線（固定系）

町が設置した防災行政無線（固定系）を使用して実施する。なお、本町の震度が震度５弱以上の地震が発生した場合、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により緊急地震速報及び地震速報が放送される。

○　広報車

原則として町所有の広報車を使用するが、被害の規模により、対応が困難な場合は、必要に応じて警察、消防本部、消防団、その他防災関係機関の協力を得て実施する。

○　掲示板の貼り出し

広報紙等の発行体制が整わない災害発生初期においては、避難場所、公共施設等の掲示板への貼り出しにより町民に災害情報を提供する。

○　広報紙・町ホームページ

町ホームページ、エリアメール及びＳＮＳ等を利用した広報は、情報の即時性を持つ有効な手段であることから、状況により実施する。

（イ）広報内容

地震発生時における町民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を町民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に町民に周知する。

○　地域の被害状況に関する情報

○　避難に関する情報

- 避難指示等に関すること
- 避難に関すること

○　応急対策活動の状況に関する情報

- 救護所の開設に関すること
- 交通機関及び道路の復旧に関すること
- 電気、水道等の復旧に関すること

○　その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）

- 給水及び給食に関すること
- 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
- 防疫に関すること
- 臨時災害相談所の開設に関すること等

イ　報道機関への発表　　**【地域支援課（総務対策部）】**

迅速かつ広範に情報を提供する必要ある地震発生直後は、町独自の広報体制では、限界があることから、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行う。

○　ラジオ、テレビによる広報

速効性や同時性を活かした広報を行う。また、障害者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

○　新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から町広報紙の配布体制が整うまでは、その役割を代行してもらうよう要請する。

ウ　帰宅困難者・要配慮者への広報　　**【地域支援課（総務対策部）】**

広報を実施する際は、エリアメール、町ホームページ、防災行政無線、自主防災組織等による広報手段を活用し、帰宅困難者や要配慮者に配慮した対策を講じる。

エ　広聴活動　　【地域支援課（総務対策部）】

地震災害時には、被災者は、混乱し、また大きな不安を抱えることが予想される。町は、これらの被災者の悩みや不安などを聞き、助言などを行う相談所を設置し、被災者の生活を支援する。

○　臨時相談窓口の設置

町は、状況に応じて臨時相談窓口を設置して、被災者から寄せられる相談、要望、問い合わせ等に対応する。

また、必要に応じて県及び関係機関・団体等に専門家の派遣を要請する。

第６節　医療救護等対策

第１　基本方針

医療救護体制の確立に努める。また、防疫対策、遺体の埋・火葬等、復旧対策に取り組む。

第２　現況

○　災害時の医療活動の実施主体と役割

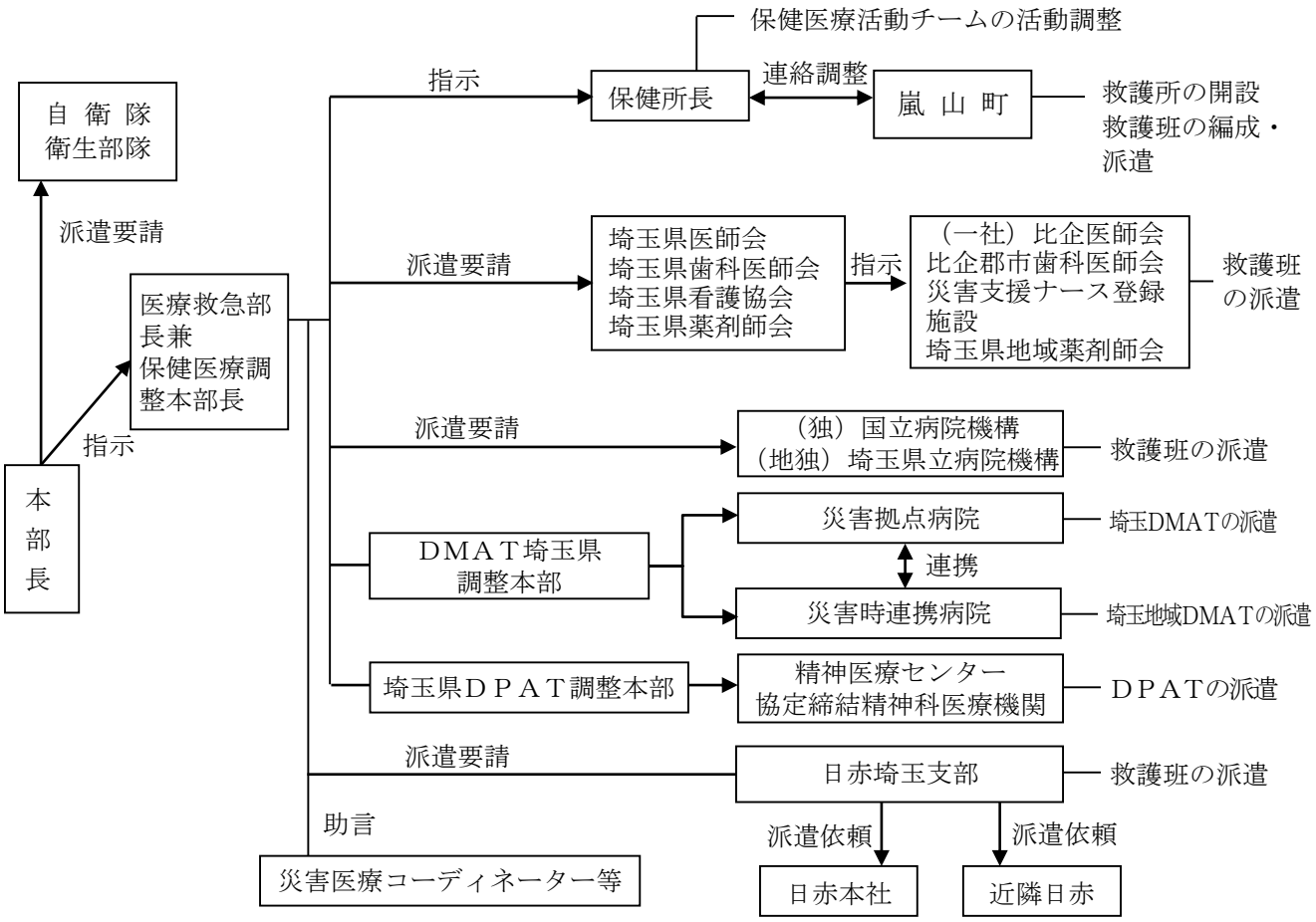

○　日本赤十字社との委託契約

県は日赤埼玉県支部との間で、災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいる。

委託事務の種類は避難所の設置、医療、助産、遺体の処理である。

○　埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる県防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉ＤＭＡＴの３機関で編成され、県内における地震による建物倒壊や列車脱線事故などの災害現場に、知事の指示又は要請に基づき、迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 医療救護体制の整備
２ 埋･火葬のための資材、火葬場の確保

１　医療救護体制の整備

（１）取組方針

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
健康いきいき課（健康管理部）	・初期医療体制の整備 ・自主防災組織等による救護班支援計画の策定 ・自主防災組織等の応急救護力の強化
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会	・医療活動実施体制の整備（救護班編成等）
救急医療機関	・災害時の対応力の強化（ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定）
自主防災組織等	・自主救護活動の実施

（３）具体的な取組内容

ア　初期医療体制の整備

【健康いきいき課（健康管理部）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、自主防災組織等】

○　初期医療体制の整備

町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

【初期医療体制に係る計画の内容】

・救護所の設置
・救護班の編成
・救護班の出動
・自主防災組織等による自主救護体制の整備
・備蓄医薬品の種類及び数量の確保

・　**医師会**

埼玉県医師会医療救護活動マニュアルに基づき、県医師会にあっては県医師会災害対策本部を、（一社）比企医師会にあっては比企医師会災害対策本部を設置することとしている。

なお、急を要する場合は医師会会員の判断で救護活動ができるよう体制整備を行う。

・　**歯科医師会**

埼玉県歯科医師会防災対策委員会規程に基づき、県歯科医師会にあっては災害対策本部を、比企郡市歯科医師会にあっては比企郡市災害対策支部を設置し、町民の救護と歯科治療に当たることとしている。

また、身元不明者の確認業務に警察協力医を中心に会員を派遣することとしている。

・　**県薬剤師会**

埼玉県薬剤師会災害支援特別委員会策定「災害支援薬剤師のための手引き」に基づき、県薬剤師会にあっては災害医療支援本部を設置することとしている。

○　自主防災組織等による自主救護体制の整備

町は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

○　自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、ＡＥＤ等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

○　救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

【資料編】医療機関一覧

イ　後方医療機関　　**【健康いきいき課（健康管理部）、医師会、医療機関】**

○　後方医療機関の確保

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を受け入れ、治療及び入院等の救護を行う医療機関を後方医療機関と位置づける。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、（地独）埼玉県立病院機構の病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

【後方医療機関の主な機能】

・既存入院患者などの治療の継続
・災害による傷病者の受入れ
・救護班の派遣

後方医療機関となるべき医療機関は、災害時に医療機能を確保にするため、主に以下の措置をとる。

・医療施設等の耐震化及び不燃化
・医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備
・水、食糧の備蓄及び整備
・自家発電装置等の備蓄及び配備
・医療要員の非常参集体制の整備
・救護班の編成
・傷病者の円滑な受入体制の整備

○　情報連絡体制

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と町消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

○　衛生器材の備蓄

町は、保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を備蓄する。

ウ　医療保健応援体制の整備　　**【健康いきいき課（健康管理部）、医師会、医療機関】**

○　広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図る。

○　応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関連自治体、関連機関との調整及び整備を図る。

２　埋・火葬のための資材、火葬場の確保

（１）取組方針

災害発生時には、埋・火葬資材が不足する場合や、火葬場の能力を超える場合が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携した対策を進める。

（２）役割

機関名等	役　　割
町民課（町民部）	・遺体収容所の選定 ・埋・火葬資材の確保

（３）具体的な取組内容

ア　遺体収容所の選定　　**【町民課（町民部）】**

町は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

イ　埋・火葬のための資材、火葬場の確保　　**【町民課（町民部）】**

町は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合は、予め協定を締結している関係団体に協力を要請する。

＜応急対策＞

１　初動医療体制
２　遺体の取扱い

１　初動医療体制

（１）取組方針

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
健康いきいき課 （健康管理部）	・搬送用車両の手配・配車 ・医薬品等の調達、供給 ・医療救護班の編成
県	・埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動の指示又は要請の実施 ・県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 ・搬送用車両の手配・配車 ・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療活動チームの派遣等（埼玉ＤＭＡＴ、医療救護班、ＤＰＡＴ、埼玉ＤＨＥＡＴ、保健師チーム、歯科医師チーム、栄養指導班、薬剤師チーム等） ・後方医療機関の指定 ・医薬品等の調達、供給
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部	・医療救護活動の実施
消防機関	・救急救助の実施

（３）具体的な取組内容

ア　救急救助体制　　**【県、消防機関】**

（ア）救急救助における出動

○　出動における連携

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

○　出動における基本的考え方

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

○　埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多大である災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。

（イ）救急救助における活動

○　救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。

○　延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。

○　延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。

○　同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

（ウ）応援要請

次の事項は、「第４節 応急対応力の強化－＜応急対策＞－６－（３）－ア 消防活動（第２編-78ページ）」を準用する。

・消防相互応援協定による応援要請
・知事による応援出動の指示
・緊急かつ広域的な応援要請

イ　傷病者搬送

【健康いきいき課（健康管理部）、県、消防本部、医師会、日赤埼玉県支部、医療機関】

○　傷病者搬送の判定

医療救護班、又は、傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

○　傷病者搬送の要請

・　医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、町、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

・　県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

・　災害対策本部設置後におけるドクターヘリの出動指示は、県災害対策本部において行う。

・　ヘリポートから病院までの搬送経路の道路が通行不能となった場合は、関係者と調整の上、速やかに代替の場外離着陸場等を確保する。

○　傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

ウ　医療救護

（ア）初期医療体制　【健康いきいき課（健康管理部）、県、医師会、看護協会、医療機関】

○　救急病院等の災害時の対応

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

○　救護班の編成

（地独）埼玉県立病院機構、（独）国立病院機構、日赤埼玉県支部、医師会は医療救護班を編成し、派遣する。

○　ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）

・　埼玉ＤＭＡＴ

災害医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉ＤＭＡＴ」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉ＤＭＡＴは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉ＤＭＡＴは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置づけられており、防災航空隊や機動救助隊と連携した活動も行う。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉ＤＭＡＴの派遣等を行うものとする。

※　埼玉ＤＭＡＴのチーム構成：医師１名、看護師２名、業務調整員１名

（イ）救護活動

【健康いきいき課（健康管理部）、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤埼玉県支部、医療機関】

○　医療・助産救護活動

・　町

町は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

【医療救護班の業務内容】

- 傷病者に対する応急処置
- トリアージの実施
- 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- 軽症者に対する医療
- カルテの作成
- 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- 助産救護
- 死亡の確認
- 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

・　県

県は、町から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉ＤＨＥＡＴ」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉ＤＨＥＡＴは保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

・　日赤埼玉県支部

医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。

・　**医師会**

災害が発生し、町長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、医師会の指令で出動し、救護活動を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として医師会長が指揮する。

ＪＭＡＴ：Japan Medical Association Team

災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が、郡市区医師会や医療機関などを単位として編成する。

活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援（災害前からの医療の継続）である。さらに、医療の提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲に及ぶ。

被災地では、都道府県医師会や郡市区医師会が医療関係者の代表として各保健医療調整本部等に参画し、被災地のコーディネート機能の中心となる。ＪＭＡＴは、そのコーディネート機能の下で活動することを原則とする。

・被災地ＪＭＡＴ…被災地内の医師会による組織的な活動として、災害時に備えた計画に則り医療救護活動に従事するＪＭＡＴ
・支援ＪＭＡＴ…被災地外の医師会による組織活動として、被災地に派遣するＪＭＡＴ
・チーム構成例：医師１名、看護職員２名、事務職員（ロジスティックス担当者）１名
（事務職員の主な業務内容：運転、医療事務、活動の記録、情報収集、関係者との連絡調整、派遣元医師会等への報告等）

・　**歯科医師会**

災害が発生し、町長又は知事から協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、歯科医師会の指令で出動し、救護活動（歯科医療の提供、身元確認の協力、口腔ケア活動等）を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、歯科医師会が派遣する歯科医療救護班の現場における救護活動については、原則として歯科医師会長が指揮する。

・　**薬剤師会**

災害が発生し、町長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、町長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として医師会長、歯科医師会長が指揮する。

・　**埼玉県看護協会・看護協会各支部**

災害が発生し、町長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。

また、町長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として医師会長、歯科医師会長が指揮する。

・　後方医療機関における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

○　帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出するものとする。

【資料編】医療機関一覧

（ウ）精神科救急医療の確保　　【健康いきいき課（健康管理部）、県】

町及び県は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

（エ）医薬品等の調達、供給　　【県、薬剤師会】

県は町や医療機関等からの要請に基づき、各種備蓄場所又はランニング備蓄委託先、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者から医薬品等を調達し、供給する。

エ　保健衛生

（ア）精神保健活動　　【県】

○　ＤＰＡＴ（Disaster Psychiatric Assistance Team）

・　埼玉ＤＰＡＴ（埼玉県災害派遣精神医療チーム）

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉ＤＰＡＴ」を、県立精神医療センター及び県とＤＰＡＴ派遣に関する協定を締結した県内12の医療機関に設置する。

埼玉ＤＰＡＴは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉ＤＰＡＴの派遣等を行うものとする。

※　埼玉ＤＰＡＴのチーム構成：医師１名、看護師１名、業務調整員１名。

○　心のケアセンターの設置

県は精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」を設置する。

２　遺体の取扱い

（１）取組方針

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
町民課（町民部）	・行方不明者の捜索 ・行方不明者相談窓口の設置 ・遺体収容所の設置 ・遺体の輸送 ・遺体及び遺留品の管理 ・遺体の一時保管
警察	・町が行う行方不明者捜索への協力 ・検視又は死体調査の実施
医師会、歯科医師会	・検案の実施 ・遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理 ・身元確認業務に対する法歯学上の協力

（３）具体的な取組内容

ア　遺体の捜索・処理

（ア）捜索活動　　【町民課（町民部）】

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、町が、県・警察・関係機関及び地元自治会やボランティア等の協力のもとに実施するものとする。

（イ）行方不明者に関する相談窓口の設置　　【町民課（町民部）】

行方不明者に関する問合せ等への対応は、町が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

（ウ）遺体の処理　　【町民課（町民部）、警察、歯科医師会、医師会】

①　遺体収容所（安置所）の開設	町は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数を指定しておくものとする。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。

②　遺体の輸送	町は県に報告の上、遺体を、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
③　死体調査等	警察官は、検視又は死体調査を行う。 救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。
④　検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
⑤　遺体の収容	町は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥　一時保管	町は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

＜復旧対策＞

１ 防疫活動
２ 遺体の埋･火葬

１　防疫活動

（１）取組方針

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

（２）役割

機関名等	役　　割
環境課（衛生部）	・消毒及び害虫駆除の実施
県	・消毒の指示及び指導の実施 ・保菌検索の実施 ・患者収容計画の樹立

（３）具体的な取組内容

ア　消毒及び害虫駆除の実施　　**【環境課（衛生部）、県】**

県は、次の活動を行う。

・動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。
・災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。
・発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。
・町及び関係保健所と連絡調整を行い、町の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。
・感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。
・被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、町及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

２　遺体の埋・火葬

（１）取組方針

適切に埋葬、火葬を実施することにより、速やかな復旧・復興につなげる。

（２）役割

機関名等	役　　割
町民課（町民部）	・身元不明遺体等の埋・火葬 ・遺体の埋・火葬 ・埋・火葬の調整及びあっせん
県	・埋火葬資材の確保に係る町への支援

（３）具体的な取組内容

ア　埋・火葬の実施　　**【町民課（町民部）】**

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により町が実施するものとする。

①　埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として町内で実施する。
②　他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、町は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③　罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④　葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

イ　遺体の埋・火葬の実施　　**【町民課（町民部）】**

○　遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

○　焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

ウ　埋・火葬の調整及びあっせん　　**【町民課（町民部）】**

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

また、県は埋火葬資材の不足等による町からの協力あっせん要請があった場合、協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については町が負担するものとする。

第７節　帰宅困難者対策

第１　基本方針

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、町内で約３千人の帰宅困難者が発生すると想定される。全ての帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要かつ正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

第２　現況

○　帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

○　帰宅困難者数の把握

埼玉県地震被害想定調査において、帰宅困難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、平日12時の帰宅困難者が最も多く、約３千人に上る。

○　帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

・地域の災害対応力の低下

多くの住民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

・駅周辺等での混乱の発生

鉄道の運行停止により、帰宅できない多数の駅前滞留者が発生し混乱する。

・被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

・通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 帰宅困難者支援体制の整備

１　帰宅困難者支援体制の整備

（１）取組方針

社会の構成員がそれぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する。

県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当する。

町は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当する。

企業等の民間事業者や町民は、自助を基本としつつ、共助の取組みにも努める。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・一斉帰宅抑制の取組の推進
企業支援課（企業支援部）	・町有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ・町有以外の施設における一時滞在施設の確保　など
教育委員会事務局（教育部）	・学校における対策の推進・促進　　など
県	・一斉帰宅抑制の取組の推進 ・九都県市等の広域的取組の推進 ・県有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ・事業者団体等に対する一時滞在施設提供の働きかけ ・代替輸送手段の確保 ・災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充 ・帰宅支援道路の指定　　など
東武鉄道（株）、大規模集客施設の事業者、企業等	・従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組の推進 ・訪問者、利用者等に対する安全の確保 ・訪問者、利用者等のための一時滞在施設の確保 ・地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ・路上等にいる帰宅困難者の受入努力　　など
町民	・外出時の発災に備えた準備 ・家族等との安否確認手段の確保 ・地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ・帰宅困難者に対する支援努力 ・帰宅困難者相互による扶助努力　　など

（３）具体的な取組内容

ア　帰宅困難者対策の普及啓発　　【地域支援課（総務対策部）】

（ア）一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル１７１や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

（イ）企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、花見台工業会等を通じて次の点を要請する。

・施設の安全化　　・災害時のマニュアルの作成　　・飲料水、食料の確保
・情報の入手手段の確保　　・従業員等との安否確認手段の確保
・災害時の水、食料や情報の提供　　・仮泊場所等の確保

イ　一時滞在施設の確保　　【企業支援課（企業支援部）、施設管理者、東武鉄道（株）】

町及び東武鉄道（株）は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、嵐丸ひろばを始めとした一時滞在施設を確保する。

町は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設の運営及び支援に努めるものとする。

ウ　企業等における対策　　【企業等】

東武鉄道（株）、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル１７１や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法についての普及啓発に努めるものとする。

また、自社従業員等との安否確認手段の整備に努めるものとする。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努めるものとする。

エ　学校における対策　　【教育委員会事務局（教育部）】

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

＜応急対策＞

１ 帰宅困難者への情報提供
２ 一時滞在施設の開設･運営

１　帰宅困難者への情報提供

（１）取組方針

帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
企業支援課（企業支援部）、県	・帰宅困難者に対する情報の提供、広報の実施
東武鉄道（株）	・鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話(株)埼玉事業部、携帯電話事業者	・安否確認手段（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等）の提供
報道機関	・帰宅困難者に対する情報の提供

（３）具体的な取組内容

ア　帰宅困難者への情報提供

【企業支援課（企業支援部）、県、東武鉄道（株）、東日本電信電話（株）埼玉事業部、携帯電話事業者、報道機関】

帰宅困難者に対して交通情報や町内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段の確保に努めるものとする。

○　町による情報

- 徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
- ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供
- 駅前の大型ビジョンなどデジタルサイネージを活用した情報提供
- 緊急速報メールによる情報提供

○　運行情報の提供

- 鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等

○　安否確認手段の提供

- 災害用伝言ダイヤル（１７１）及び災害用伝言板（web１７１）のサービス提供
- 特設公衆電話の設置等
- 災害用伝言板のサービス提供

【帰宅困難者に伝える情報例】

・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

２　一時滞在施設の開設・運営

（１）取組方針

町、県、東武鉄道（株）等が連携し、駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

（２）役割

機関名等	役　　割
企業支援課（企業支援部）	・町有施設の一時滞在施設の開設、運営 ・町有施設以外の一時滞在施設の開設依頼 ・一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ・駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ・路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導
警察署	・駅周辺の混乱防止対策に係る支援
東武鉄道（株）	・利用者へ必要な情報を提供 ・利用者の保護、待機場所の提供 ・一時滞在施設の開設、運営 ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供 ・町や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内

（３）具体的な取組内容

ア　駅周辺等における一時滞在施設の開設　**【企業支援課（企業支援部）、東武鉄道（株）】**

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、嵐丸ひろばを始めとした一時滞在施設を開設する。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の運営については、「第８節 避難対策－＜応急対策＞－２ 避難所の開設・運営（第２編-134ページ）」を準用する。

また、警察の協力を得て一時滞在施設まで安全に誘導を行う。

【一時滞在施設の運営の流れ】

(ｱ) 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
(ｲ) 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
(ｳ) 施設利用案内等の掲示
(ｴ) 電話、特設公衆電話、ＦＡＸ等の通信手段の確保
(ｵ) 町等へ一時滞在施設の開設報告

※　一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

イ　一時滞在施設への誘導

【企業支援課（企業支援部）、東武鉄道（株）、大規模集客施設の事業者、企業等】

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

ウ　一時滞在施設の運営　　**【企業支援課（企業支援部）】**

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

＜復旧対策＞

１ 帰宅支援

１　帰宅支援

（１）取組方針

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援の実施に努めるものとする。

（２）役割

機関名等	役　　割
企業支援課（企業支援部）	・一時滞在施設の提供 ・緊急輸送手段の確保

（３）具体的な取組内容

ア　帰宅活動への支援　　**【企業支援課（企業支援部）、東武鉄道（株）】**

徒歩帰宅者に対して、休憩する場所が必要となることから、地域の避難所は、徒歩帰宅者のための一時滞在施設とする。

また、帰宅困難者の交通手段として、交通事業者との協議により、緊急輸送手段の確保に努めるものとする。

第８節　避難対策

第１　基本方針

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第２　現況

○　地震被害想定調査結果

避難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）で、避難者数が最大となるのは冬18時・風速８m/sのケースで、１日後の全避難者が2,608人（避難所避難者　1,565人、避難所外避難者　1,043人）となる。１週間後には全避難者が3,330人（避難所避難者　1,665人、避難所外避難者　1,665人）、１か月後には全避難者が4,268人（避難所避難者　1,280人、避難所外避難者　2,988人）となる。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 避難体制の整備

１　避難体制の整備

（１）取組方針

事前に避難計画を策定し、住民に周知することにより人的被害の防止に万全を期する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・避難計画の策定（避難指示等発令基準の整備） ・指定緊急避難場所の選定、確保 ・指定避難所の選定、確保 ・指定避難所における生活環境の確保 ・指定緊急避難場所、指定避難所及び避難にあたっての留意事項等の住民への周知
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・避難計画の策定（避難行動要支援者の避難支援） ・福祉避難所の指定
健康いきいき課（健康管理部）	・指定避難所における感染症対策
教育委員会事務局（教育部）、施設管理者	・避難計画の策定（公立学校）

（３）具体的な取組内容

ア　避難計画の策定

（ア）避難計画等の策定

【地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

地域支援課（総務対策部）は、避難計画を作成するとともに、自主防災組織などの防災組織との平時からの連携に努めることとする。

福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）は、避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。（避難行動要支援者を含む要配慮者対策については「第９節 災害時の要配慮者対策－＜予防・事前対策＞（第２編-142ページ）」を準用する。）

（イ）公立学校等の避難計画　　【教育委員会事務局（教育部）】

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、本計画に基づき、消防署、警察署及び行政区等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

（ウ）私立学校等の避難計画　　【地域支援課（総務対策部）、県】

町及び県は、私立学校等が、「（イ）公立学校等の避難計画」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。

イ　指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保

（ア）指定緊急避難場所の指定　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、「第４節 応急対応力の強化－第２ 現況（第２編-61ページ）」を参照。

（イ）指定避難所の指定　　【地域支援課（総務対策部）】

町はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。

町は、平常時から、災害時に必要に応じ避難所を開設する予定の施設、収容人数等について町民に周知しておく。

指定避難所については、「第４節 応急対応力の強化－第２ 現況（第２編-62ページ）」を参照。

（ウ）福祉避難所の指定

【地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（エ）指定避難所における生活環境の確保

【地域支援課（総務対策部）、健康いきいき課（健康管理部）】

指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、健康いきいき課（健康管理部）と連携して、必要な措置を講じるよう努める。

指定避難所には、食料、飲料水、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める

また、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

（オ）避難所運営マニュアルの策定　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、避難所運営マニュアルの見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- 避難所の管理・運営体制
- 災害対策本部との情報連絡体制
- 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担
- 生活再建の支援体制

（カ）住民への周知　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、収容人数、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在
- 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

（キ）避難所運営マニュアルの作成

【地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、避難所を運営するための知識の普及・啓発を図る。

＜応急対策＞

１ 避難の実施
２ 避難所の開設･運営
３ 広域避難･広域一時滞在

１　避難の実施

（１）取組方針

地震発生時には、多数の避難者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の避難者の受入れを想定し、一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

（２）役割

機関名等	役　　割
町長、地域支援課（総務対策部）	・避難指示の実施 ・警戒区域の設定
消防職員	・（町長の委任を受け）立退きの指示
警察官、自衛官、知事（又はその命を受けた職員）	・避難指示の実施

（３）具体的な取組内容

ア　避難指示の実施

（ア）町長（災害対策本部長）　　【町長】

町長は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。（災対法第60条、水防法第29条）

この場合、町長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

（イ）警察官　　【警察官】

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったときのほか、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域住民等に対して、立退きを指示するものとする。

この場合、警察官は、直ちにその旨を町長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。（災対法第61条、警察官職務執行法第４条）

（ウ）自衛官　　【自衛官】

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。（自衛隊法第94条）

この場合、自衛官は、町長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

（エ）知事又はその命を受けた職員　　【町職員】

○　知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立退きの指示を行うものとする。（災対法第60条第１項）

○　知事又はその委任を受けた職員は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（水防法第29条）

イ　避難指示の周知　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、避難指示を発令した場合は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

情報伝達手段は、「第５節 情報収集・伝達体制の整備（第２編-88ページ）」を参照。

【避難指示の内容】

・要避難対象地域
・避難先及び避難経路
・避難理由
・避難時の留意事項
　例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

ウ　警戒区域の設定　　【地域支援課（総務対策部）】

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

２　避難所の開設・運営

（１）取組方針

町は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・避難所の開設、運営
健康いきいき課（健康管理部）	・避難所外避難者対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　避難所の開設　　**【地域支援課（総務対策部）】**

○　避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生の不安により、自身の判断で事前の避難を希望する住民が多数発生すると予測される場合には、自主避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

○　開設の方法

- 町は、避難所開設マニュアル及び職員動員計画に基づき、指定避難所を開設する。
- 災害の規模に応じた避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、地区の集会所施設及び、避難所施設利用の協定締結先施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。
- 開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- 自主避難所については、避難場所の提供のみを基本とし、食料品や日用品については避難者各自で用意するよう周知する。

○　開設の広報、誘導及び保護

町は、避難所を開設したときは、その旨を広報し、収容すべき者を誘導して保護する。

○　県への報告

町が避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

・避難所の開設の目的、日時及び場所
・箇所数及び収容人員
・開設期間の見込み

イ　避難所の管理運営　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、避難所開設に伴い、避難所開設マニュアル及び職員動員計画に基づいて、予め定めた職員を各避難所に派遣し、避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

（ア）避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

（イ）通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

（ウ）避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

避難所の運営に当たっては、「第１節 自助、共助による防災力の向上－＜応急対策＞－４ ボランティアとの連携（第２編-23ページ）」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

学校が避難所となった場合、発災から一定期間の避難所開設・運営については教職員に協力を求めるものとする。

（エ）避難者の受入れ

住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ウ　避難所の留意事項

【地域支援課（総括部）、健康いきいき課（健康管理部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、上下水道課（給水部）、環境課（衛生部）】

（ア）避難所の環境衛生

上下水道課（給水部）は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県にあっせんを依頼する。

環境課（衛生部）は、避難所の衛生状態を保つため、清掃等について、必要な措置を講じるものとする。

（イ）要配慮者や女性への配慮

地域支援課（総括班）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）は連携し、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に更衣室や、トイレ、入浴施設、女性専用の物干し場所、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

また、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

また、ＬＧＢＴＱなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）をしないよう注意を要する。

（ウ）要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等や女性のために必要な物資等について、必要数の備蓄や速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

なお、「第９節 災害時の要配慮者対策－＜応急対策＞－２－イ 避難所における要配慮者への配慮（第２編-152ページ）」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

（エ）生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（オ）避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、健康いきいき課（健康管理部）は、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、比企医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

（カ）避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

（キ）新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）を参考に作成した「避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症流行下における避難所運営の手引き）」に沿って、地域支援課（総務対策部）、健康いきいき課（健康管理部）等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

○　健康状態に合わせた避難場所の確保

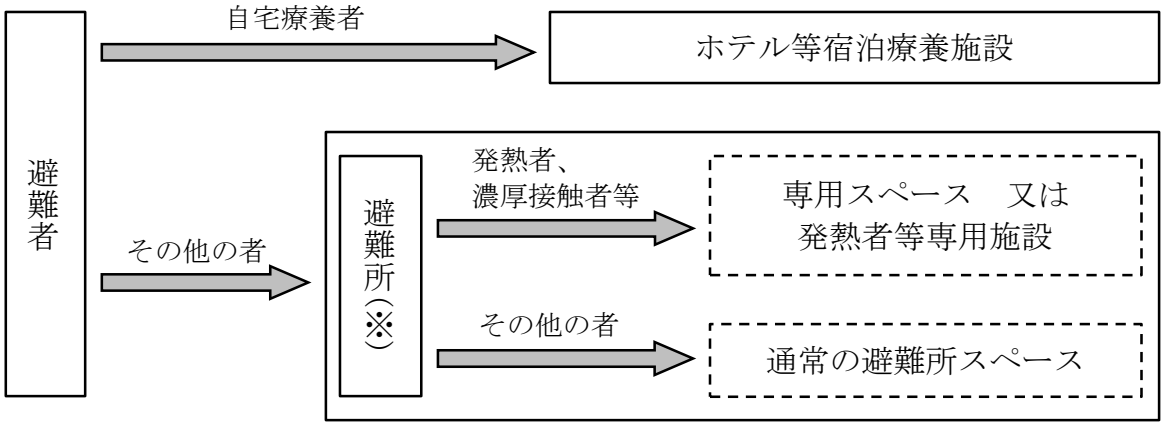

※　十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

○　十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

・　体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用等を行い、避難スペースを確保する。

・　車を所有する避難者には、車中避難を推奨する。

○　避難所受付時のフロー

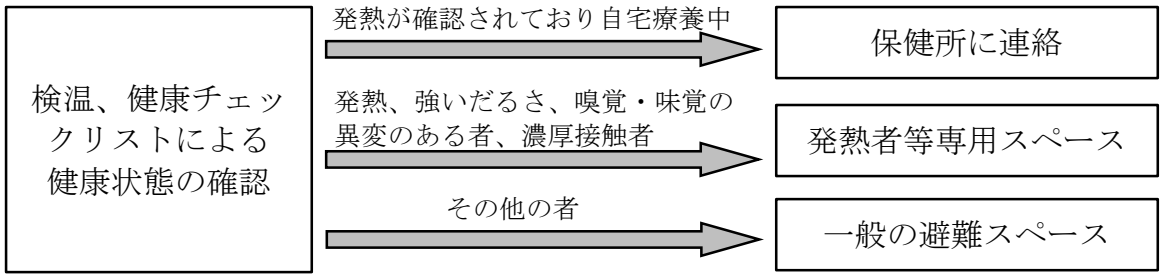

○　避難所レイアウトの検討

・　世帯間で概ね２ｍの間隔を確保するレイアウトを検討する。

○　避難者の健康管理

・　避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

・　感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

○　発熱者等の専用スペースの確保

・　発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

・　発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

・　発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

○　物資・資材

・　マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

○　自宅療養者の対応

・　自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

・　避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

○　住民への周知

・　広報紙、自治体ホームページ、ＳＮＳ等を活用し以下の事項を住民に周知する。

【住民への周知内容】

・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること　　等

○　感染症対策

- 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。
- 定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）
- 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

○　発熱者等の対応

- 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

○　車中泊（車中避難）等への対応

- 車中泊（車中避難）を行う避難者には、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

エ　避難所外避難者対策　　【健康いきいき課（健康管理部）】

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している避難者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導等を実施する。

３　広域避難・広域一時滞在

（１）取組方針

町は、災害から被災住民を避難させることが町内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を得て、被災住民を避難させる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

また、県は、都道府県外広域一時滞在（他都道府県への避難）が必要な場合、町からの協議に基づき、避難先となる都道府県と受入れについて協議する。

避難所の運営に当たっては、「２　避難所の開設・運営－イ　避難所の管理運営（第２編-135ページ）」に準じる。

行政区等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
県	・他の市町村への広域避難・広域一時避難に係る市町村間調整 ・都道府県外広域避難・広域滞在に関する他都道府県との協議 ・町からの要請に基づく職員の派遣 ・町への職員派遣指示
（町が被災していない場合）地域支援課（総務対策部）	・広域避難・広域一時滞在のための避難所の提供
行政区等	・広域避難・広域一時滞在者向け生活支援の実施

（３）具体的な取組内容　　【地域支援課（総務対策部）、行政区等】

「２　避難所の開設・運営（第２編-134ページ）」による。

第９節　災害時の要配慮者対策

第１　基本方針

高齢者、障害者、妊産婦など災害時に配慮を要する対象（要配慮者）毎に、避難行動等において必要な支援を行う体制を整備する。

第２　現況

○　災害時の要配慮者に係る定義

・　**要配慮者**

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等にあたり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

・　**避難行動要支援者**

域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

本施策（第２編-141ページから155ページ）では、社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

・　**避難支援等関係者**

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第４９条の11第２項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

○　地震被害想定調査結果

１週間後の避難所避難者における災害時の要配慮者（災害時要援護者）が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、271人の想定である。

○　取組状況

・　町においては、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている地域もある。

・　消防署等は、緊急通報システムのセンター装置を整備しており、町が心臓疾患・脳血管疾患等、日常生活を営む上で常時注意を要する高齢者宅へ緊急通報システムを設置することで、緊急時の迅速な対応及び平時の不安軽減を図っている。

・　町及び県は、外国人相談窓口等への外国語の防災パンフレットの設置、及び防災標識等への外国語の併記を推進している。

○　社会福祉施設災害対応マニュアルの作成

県は、平成23年度に社会福祉施設が防災計画に盛り込むべき事項を整理し実践的な計画を作成するための参考として、社会福祉施設災害対応マニュアルを作成している。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 避難行動要支援者の安全対策
２ 要配慮者全般の安全対策
３ 社会福祉施設入所者等の安全対策

１　避難行動要支援者の安全対策

（１）取組方針

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約６割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約２倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

町及び関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

（２）役割

機関名等	役　　割
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・全体計画の策定 ・要配慮者の把握 ・避難行動要支援者の範囲の設定 ・避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成 ・避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新 ・避難支援等関係者への事前の名簿情報・個別避難計画の提供

（３）具体的な取組内容

ア　全体計画の策定　　**【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】**

本計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ　要配慮者の把握　　**【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】**

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

ウ　避難行動要支援者の範囲の設定　【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

【高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点】

①　警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
②　避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
③　避難行動を取る上で必要な身体能力

なお、要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

エ　避難行動要支援者名簿の作成　【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、本計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　電話番号その他の連絡先
⑥　避難支援等を必要とする事由
⑦　前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

オ　個別避難計画の作成　【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

キ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、本計画の定めるところにより、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿及び個別避難計画情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、町は、名簿及び個別避難計画情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、名簿及び個別避難計画への登載について、避難行動要支援者等に働きかける。

ク　避難支援等関係者の安全確保の措置　【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、避難支援者等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

ケ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の適正管理

【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

また、個別避難計画については、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

コ　防災訓練の実施

【地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

２　要配慮者全般の安全対策

（１）取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・緊急通報システムの整備 ・防災基盤の整備 ・福祉避難所の指定 ・見守りネットワークの活用や相談体制の整備
地域支援課（総務対策部）、町民課（町民部）	・外国人の安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　要配慮者の安全確保　　【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

（ア）緊急通報システムの整備

町は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の設置の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

（イ）防災基盤の整備

町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

（ウ）要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うよう努める。

また、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

（エ）地域との連携

○　役割分担の明確化

町は、町内をブロック化し、避難所や医療機関、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

○　社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

○　見守りネットワーク等の活用

町は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

（オ）相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

（カ）ヘルプカード

町は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

イ　外国人の安全確保　　**【地域支援課（総務対策部）、町民課（町民部）】**

（ア）外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

（イ）防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町及び県は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

（ウ）防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙や町ホームページ、ガイドブック、ラジオ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

（エ）防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

（オ）通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

３　社会福祉施設入所者等の安全対策

（１）取組方針

社会福祉施設入所者は、地震や風水害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な人が多いため、いざという時に備えて施設環境を整備しておく。

（２）役割

機関名等	役　　割
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、県	・所管する社会福祉施設における防災計画の策定指導
社会福祉施設	・防災計画、マニュアルの作成

（３）具体的な取組内容

ア　社会福祉施設入所者等の安全確保　　**【社会福祉施設】**

○　災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

○　緊急連絡体制の整備

・　職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

・　**安否情報の家族への連絡体制の整備**

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

○　避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

○　施設間の相互支援システムの確立

県及び町は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できる体制を整備する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

○　被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

○　食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町及び県はこれを指導する。

【品　目（例示）】

・非常用食料（老人食等の特別食を含む）（３日分以上）
・飲料水（３日分以上）
・常備薬（３日分以上）
・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（３日分以上）
・照明器具
・熱源
・移送用具（担架・ストレッチャー等）

○　防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町及び県はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、町及び県はこれを促進する。

○　地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の行政区や自主防災組織等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

○　施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

＜応急対策＞

１ 避難行動要支援者等の避難支援
２ 避難生活における要配慮者支援
３ 社会福祉施設入所者等の安全確保
４ 外国人の安全確保

１　避難行動要支援者等の避難支援

（１）取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・避難のための情報伝達
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・避難行動要支援者の避難支援 ・避難行動要支援者の安否確認等
地域支援課（総務対策部）、健康いきいき課（健康管理部）、町民課（町民部）	・妊産婦や乳幼児、外国人等の避難支援・安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　避難のための情報伝達　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

（「第８節 避難対策－＜予防・事前対策＞－１ 避難体制の整備（第２編-128ページ）」及び「第８節 避難対策－＜応急対策＞－１ 避難の実施（第２編-132ページ）」を参照。）

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮すること。

イ　避難行動要支援者の避難支援　　**【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】**

町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

○　避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

○　避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
○　町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
○　避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

ウ　避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

○　住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
○　避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

エ　名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

【地域支援課（総務対策部）、健康いきいき課（健康管理部）、町民課（町民部）】

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

地域支援課（総務対策部）と健康いきいき課（健康管理部）は、連携して妊産婦や乳幼児の把握を行うとともに、必要に応じて、「災害時における妊産婦及び乳幼児用避難所施設使用に関する協定」に基づき、妊産婦及び乳幼児用避難所を開設する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、町民課（町民部）は、主に情報発信に係る支援を実施する。

２　避難生活における要配慮者支援

（１）取組方針

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

（２）役割

機関名等	役　　割
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・要配慮者に配慮した生活支援物資の供給 ・避難所における要配慮者への配慮（区画の配慮、物資調達における配慮、巡回サービスの実施、福祉避難所の活用）

機関名等	役　　割
	・避難所外も含めた在宅の要配慮者全般への支援（要配慮者への情報提供、相談窓口の開設、巡回サービスの実施、物資の提供、福祉避難所の活用）
まちづくり整備課（土木部）	・応急仮設住宅提供に係る配慮
県	・巡回サービスの実施・相談窓口の開設 ・福祉避難所の活用 ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の活動 ・要配慮者への情報提供 ・応急仮設住宅提供に係る配慮

（３）具体的な取組内容

ア　生活支援物資の供給　　【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

イ　避難所における要配慮者への配慮

【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、県】

（ア）区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

（イ）物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

（ウ）巡回サービスの実施

町及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

（エ）福祉避難所の活用

町及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

（オ）災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の活動

町は、大規模な災害や事故などの発生時に、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームの派遣を県より受け、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。

なお、「第８節 避難対策－＜応急対策＞－２ 避難所の開設・運営（第２編-134ページ）」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

ウ　避難所外も含めた要配慮者全般への支援

【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、県】

（ア）情報提供

町及び県は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ＦＡＸや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

（イ）相談窓口の開設

町及び県は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

（ウ）巡回サービスの実施

町及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

（エ）物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

（オ）福祉避難所の活用

町及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

エ　応急仮設住宅提供に係る配慮　　**【まちづくり整備課（土木部）、県】**

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

３　社会福祉施設入所者等の安全確保

（１）取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を安全に避難させる。

（２）役割

機関名等	役　　割
社会福祉施設等	・入所者の安全確保
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・社会福祉施設等入所者の安全確保
県	・社会福祉施設等入所者の安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　社会福祉施設等入所者の安全確保

【社会福祉施設等、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、県】

（ア）施設管理者

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、町及び県に協力を要請する。

（イ）町及び県

避難誘導及び受入先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

４　外国人の安全確保

（１）取組方針

災害発生時に外国人を安全に避難させ、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
町民課（町民部）、県	・外国人等の安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　安否確認の把握及び避難誘導の実施　　【町民課（町民部）】

（ア）安否確認の実施

町は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

（イ）避難誘導の実施

町は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

イ　情報提供及び相談窓口の開設　　【町民課（町民部）、県】

（ア）情報提供

町及び県は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

（イ）相談窓口の開設

町及び県は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第１０節　物資供給・輸送対策

第１　基本方針

災害発生時に、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、町民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

第２　現況

○　物資備蓄の状況

町は、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄を行っている。

○　町の貯水施設の現況

施設名	耐震有無	所在地	最大貯水量
第１浄水場	有	大字千手堂401-1	300㎥
第２浄水場	有	大字志賀647-2	－
第１配水池	有	大字千手堂848-2	2,000㎥
第２配水池	有	大字志賀647-2	2,200㎥
第３配水池	有	大字吉田1925-2	4,000㎥

○　災害時応援協定

町は、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の供給に関する災害時応援協定を締結している。

○　町集積地

災害発生時、町長が必要と定めた時は、原則として以下の施設を町集積地として指定し、調達した食品の集配中継地とするものとする。

【町集積地】

集積地	住所	電話
嵐山町役場	嵐山町大字杉山1030-1	0493-62-2150

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 飲料水･食料･生活必需品･防災用資機材･医薬品の供給体制の整備
２ 緊急輸送体制の整備

１　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備

（１）取組方針

町、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、また、災害発生直後の町民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の備蓄並びに調達等の供給体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
上下水道課（給水部）	・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定
地域支援課（総務対策部）	・食料の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） ・生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） ・防災用資機材の供給体制の整備（備蓄、調達）
健康いきいき課（健康管理部）	・医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達）
県	・県が行う各種物資の供給体制の整備に関する総合調整 ・食料、生活必需品及び防災用資機材等の供給体制の整備に関する備蓄計画及び災害時の調達計画の策定 ・備蓄計画に基づく食料、生活必需品、防災用資機材の購入、更新、処分 ・調達計画に基づく食料、生活必需品、防災用資機材の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進 ・自主防災組織への防災用資機材整備費助成 ・医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達）

（３）具体的な取組内容

ア　飲料水の供給体制の整備　　【上下水道課（給水部）】

（ア）応急給水の実施

町は飲料水の供給体制を整備する。

応急給水は、罹災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯に対して実施する。

【飲料水の供給基準】

１　対　象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者

２　供給量

災害発生時から３日目までは、１人１日約３Ｌ、４日目以後は約20Ｌを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

○　目標水量

地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）」による最大断水人口を約12,000人分と想定し、１日１人当りの目標水量を以下のとおりとする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から３日	3L/人・日	生命維持に最小必要な水量	耐震貯水槽、タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から15日	100L/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から21日	250L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

（イ）応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

町は、断水世帯想定に基づく必要数量等に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制を整備する。

【品　目（例示）】

・給水タンク
・給水コンテナ
・ウォーターバック
・その他

（ウ）給水拠点の整備

町は、緊急備蓄用としての緊急遮断弁付き配水池を築造していくものとする。

（エ）応急給水資器材の備蓄及び調達体制の整備

町は、応急給水資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを行うとともに、当該資器材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得るように努める。

（オ）災害時協力井戸制度等の周知

災害により水道施設が被災し、生活に必要な水を得られない場合に備え、災害時協力井戸の周知を図るものとする。

イ　食料の供給体制の整備　　【地域支援課（総務対策部）、県】

（ア）備蓄、調達計画の策定

食料の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する。

町は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定しておくものとする。

○　備蓄数量

備蓄数量は、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）：１日後」の被害想定に基づき、避難者用を町と県でそれぞれ１．５日分（合計３日分）以上、災害救助従事者用を町と県でそれぞれ３日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は１日分以上備蓄する。

なお、町民備蓄は１週間（最低３日間）分を推奨する。

【関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）１日後　被害想定】

冬 18時　風速 8m/s		
避難者数	うち避難所避難者数	うち避難所外避難者数
2,608	1,565	1,043
備蓄数量　2,608人×１日３食×１．５日分（町分）＝11,736食		

○　備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

【品　目（例示）】

・主　食（アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン）
・乳児食（粉ミルク、離乳食）
・その他（ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺）

（イ）備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等する。

（ウ）調達体制の整備

災害時において被災人口が拡大すると、備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、食料の調達計画に基づき、主食、副食、日用品等の生産者及び関係業界と協議し、物資調達に関する協定の締結に努め、これらの物資の緊急時における調達に万全を期する。

生産者及び関係業界等において物資の調達が困難であり、かつ近隣市町村からの調達も難しいときは、知事へ食料の供給を申請し、調達するものとする。

（エ）食料の供給

災害時の被災者等に対する食料の供給は、災害救助法の基準に従い町が実施する。

また、町は、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか下記の場所を想定している。

【町の炊き出し場所】

名　　称	所　在　地
嵐山町学校給食センター	大字杉山1030-1
嵐山町ふれあい交流センター	大字菅谷445-1
嵐山町北部交流センター	大字吉田1951-1
嵐山町健康増進センター	大字杉山1030-1

ウ　生活必需品の供給体制の整備　　【地域支援課（総務対策部）、県】

（ア）備蓄、調達計画の策定

生活必需品の備蓄、調達は、原則として町が行い、県はそれを補完する。

町は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定しておくものとする。

○　備蓄数量

町は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、その他必要事項等、備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

○　備蓄品目

備蓄品目は、町民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

【品　目（例示）】

・毛布、タオル　・下着、靴下　・簡易食器　・懐中電灯　・ラップフィルム
・おむつ（子供用、大人用）　・生理用品　・石鹸　・ウェットティッシュ
・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド
・マスク、防塵マスク、消毒液

（イ）備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき生活必需品を購入、更新、処分等する。

（ウ）調達体制の整備

生活必需品は、町内の取扱業者を中心に調達するものとするが、町内業者において調達が困難であり、また、近隣市町村からも調達ができないときは、食料の調達と同様に県知事へ物資の供給を申請して調達するものとする。

エ　防災用資機材の備蓄　　【地域支援課（総務対策部）】

（ア）備蓄、調達計画の策定

町は、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織あるいは各行政区単位での備蓄体制を整備しておくものとする。

○　備蓄数量

各避難所及び避難場所の収容人員を目安とする。

○　備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

【品　目（例示）】

・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）
・移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー）
・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
・ろ水機　発動発電機　・投光機　・炊飯器　・テント　・ブルーシート　・土のう袋
・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
・携帯電話用充電器

○　備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、災害発生直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、町は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や行政区単位で備蓄場所を整備していくものとする。

（イ）備蓄の実施

町は、備蓄計画に基づき防災用資機材を購入、更新、処分等する。

（ウ）調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定の締結に努める。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

オ　医薬品等の供給体制の整備　　**【健康いきいき課（健康管理部）】**

災害時に町及び「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき活動する（一社）比企医師会が使用する医療救護資機材、一般医薬品の確保に関し必要な対策を推進する。

（ア）医療救護資機材、医薬品の備蓄体制の整備

町は、災害時に使用する医療救護資機材、医薬品等を備蓄・管理する体制を整備する。

また、(一社) 比企医師会が派遣する医療救護班が使用する医療品等についても、原則として町が確保するものとする。

カ　物資調達・輸送に関する訓練の実施　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

２　緊急輸送体制の整備

（１）取組方針

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）	・輸送施設・拠点の確保 ・緊急輸送ネットワークの形成
地域支援課（総務対策部）	・輸送手段の確保

（３）具体的な取組内容

ア　輸送施設・拠点の確保等

【地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）、県】

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（役場庁舎）について把握・点検するものとする。また、国、県及び町は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ　輸送手段の確保　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、予め協定を締結している埼玉県トラック協会小川・松山支部に協力を要請する。

＜応急対策＞

１ 飲料水･食料･生活必需品･防災用資機材等の供給
２ 輸送対策

１　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

（１）取組方針

震災時に町民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
上下水道課（給水部）	・飲料水の供給
地域支援課（総務対策部）	・物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給
農政課（農林部）	・米穀の供給要請
健康いきいき課（健康管理部）	・医療救護資機材、医薬品の調達、供給
県	・食料（ペットボトル水含む）、生活必需品及び防災用資機材等の要請受付、調達、配分、町への供給 ・町が行う炊き出しへの支援 ・給水に必要な資機材の確保 ・拠点給水及び車両給水の実施 ・給水施設の応急復旧 ・応急、復旧工事を実施するための技術者等の町へのあっせん
赤十字奉仕団、県	・炊き出しの実施
関東農政局又は政府食料保管倉庫の管理者	・応急用米穀の緊急引渡しの実施
自衛隊	・給水トレーラー等による給水の実施 ・救援物資の輸送支援
協定事業者	・飲料水、食料生活必需品及び防災用資機材等の供給

（３）具体的な取組内容

ア　飲料水の供給

（ア）給水の実施　　【上下水道課（給水部）、県】

○　給水の方針

町は、所管地域における給水計画を樹立し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×１日約３リットル）の水を確保できないときは、隣接市町村又は県に速やかに応援を要請するものとする。

○　給水方法

給水にあたっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。

○　応急給水資機材の調達

町は、必要な資機材を確保する。

○　県の給水体制

- 町から給水要請があった場合、原則として別に定める供給範囲区分の給水拠点において、町給水車等に給水を行う。
- 給水拠点での給水が困難な場合、県給水車等による車両給水を行う。
- 知事からの応援要請に応じた自衛隊の給水トレーラー及び公益社団法人日本水道協会を通じて応援要請に応じた全国の水道事業体の給水車等に対し、必要な給水を行う。
- 県送水管路上の空気弁からの給水は、県が貸与した応急給水装置により町が行う。実施にあたっては、給水の可否を県が判断した上で行う。

（イ）給水施設の応急復旧　　【上下水道課（給水部）、県】

○　被害箇所の調査と復旧

町は上水道施設の被害状況の調査及び応急復旧工事を１週間以内に完了するよう実施するものとする。

○　資材の調達

復旧資材は町の要請に基づいて県があっせんするものとする。

○　技術者のあっせん

応急、復旧工事を実施するため町から技術者等のあっせん要請があれば県があっせんするものとする。

○　協力の要請

町は、必要に応じ応急、復旧工事の実施について「嵐山町と嵐山町建設水道事業協同組合との包括連携に関する協定」に基づき、嵐山町建設水道事業協同組合に協力を要請することができる。

イ　物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

（ア）物資の調達、供給　　【地域支援課（総務対策部）、県、防災関係機関】

町は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。

県は、町から物資の供給要請を受けた場合又は町の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄物資又は国、知事会、他都道府県、民間事業者（団体）等との応援協定等に基づく調達物資を町へ供給する。この他、企業等から提供された大口の義援物資も活用し、町の要請に対応するものとする。

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

（イ）米穀の供給要請　　【農政課（農林部）、県】

町は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

町は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局企画調整室に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（令和3年4月1日付け２政統第2599号政策統括官通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

県は、町から米穀の供給要請を受けた場合、又は町の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、供給する品目及び数量を決定して調達を行い、町に供給する。

（ウ）炊き出しの実施　　【赤十字奉仕団、県】

町は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。炊き出しが不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請することができる。

県は、町から炊き出しの協力要請を受けた場合又は町の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、赤十字奉仕団等への応援要請、特定給食施設に調理委託等炊飯委託又は（一社）埼玉県ＬＰガス協会等に避難所等へのＬＰガス等代替エネルギーの供給要請をする。

ウ　医療救護資機材、医薬品の調達、供給　　【健康いきいき課（健康管理部）】

「第６節 医療救護対策－＜応急対策＞－１－ウ－（エ）医薬品等の調達、供給（第２編-114ページ）」を参照する。

２　輸送対策

（１）取組方針

大規模災害発生時での、食料、生活必需品、医薬品等の物資を円滑に輸送できるよう対策を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・輸送手段の調達

（３）具体的な取組内容

ア　輸送車両等の調達　　**【地域支援課（総務対策部）、県】**

被害状況、輸送物資の種類等から輸送に必要な車両について、「災害時における物資の輸送に関する協定」に基づき、埼玉県トラック協会小川・松山支部に輸送車両等の調達を要請する。

必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。

第１１節　町民生活の早期再建

第１　基本方針

震災後の町民の生活再建を迅速に実施するため、生活環境の早期復旧を図る。

第２　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 罹災証明書の発行体制の整備
２ 応急住宅対策
３ 動物愛護
４ 文教対策
５ がれき処理等廃棄物対策
６ 被災中小企業支援

１　罹災証明書の発行体制の整備

（１）取組方針

被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
税務課（住宅部）	・住家被害調査、罹災証明書交付に係る実施体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　住家被害調査、罹災証明書交付に係る実施体制の整備　　【税務課（住宅部）】

○　町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

○　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

２　応急住宅対策

（１）取組方針

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）	・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備 ・余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施 ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談等の運用体制の確立 ・建設型応急住宅用地の選定、確保 ・建設型応急住宅の適地調査の実施 ・応急仮設住宅の入居・管理体制の整備
県	・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関し町が行う指導・相談の支援体制の整備 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う者の育成等実施体制の整備 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の普及啓発 ・建設型応急住宅の適地調査要領の作成 ・建設型応急住宅の適地調査の取りまとめ ・応急仮設住宅の供給体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　応急措置等の指導、相談　　**【まちづくり整備課（土木部）、県】**

○　町は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、県と連携して、被災建築物応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図るとともに、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について町民への普及啓発を行う。

○　町は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

イ　応急仮設住宅の事前計画　　**【まちづくり整備課（土木部）、県】**

（ア）事前の用地選定の考え方

町は応急仮設住宅適地の基準に従い、第１候補として嵐山町総合運動公園を用地として選定とする。

（イ）適地調査

町は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年１回、県に対して報告する。

（ウ）設置事前計画

町及び県は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

【応急仮設住宅設置計画の内容】

・応急仮設住宅の着工時期
・応急仮設住宅の入居基準
・応急仮設住宅の管理基準
・要配慮者に対する配慮

３　動物愛護

（１）取組方針

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
環境課（衛生部）、獣医師会、動物関係団体等	・動物の災害対策に関する普及啓発（所有者明示や災害時に備えたしつけ）

（３）具体的な取組内容

ア　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

【環境課（衛生部）、獣医師会、動物関係団体等】

（ア）所有者明示に関する普及啓発

町、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

（イ）災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

４　文教対策

（１）取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

（２）役割

機関名等	役　　割
教育委員会事務局（教育部）	・応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進
県	・私立学校に対する応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進の指導及び支援
校長等	・計画の確認及び周知

（３）具体的な取組内容

ア　学校の災害対策　　**【教育委員会事務局（教育部）、県、校長等】**

（ア）町、県

○　所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

○　私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

（イ）校長等

○　校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

・本計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
・児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
・教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
・学校においては、災害発生に対処する訓練を行うものとする。

５　がれき処理等廃棄物対策

（１）取組方針

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。
また、生活ごみの回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
環境課（衛生部）	・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施 ・生活ごみの処理を継続する体制の整備及び実施

（３）具体的な取組内容

ア　災害廃棄物の仮置場候補地の選定　　【環境課（衛生部）】

○　町は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。

○　仮置場となる可能性のある土地については、町の災害廃棄物処理基本計画の中に示されているので、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

○　仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

イ　災害廃棄物等の適正処理の体制の確保　　【環境課（衛生部）】

○　仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。

○　仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。

○　応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

ウ　生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保　　【環境課（衛生部）】

○　避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

○　生活ごみの収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

エ　広域連携による廃棄物処理　　【環境課（衛生部）】

町は、大規模災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協定の締結を進めるなど、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、ＮＰＯ法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

６　被災中小企業支援

（１）取組方針

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

（２）役割

機関名等	役　　割
企業支援課（企業支援部）	・中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

（３）具体的な取組内容

ア　中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備　　**【企業支援課（企業支援部）】**

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

＜応急対策＞

１　災害救助法の適用
２　被災者台帳の作成･罹災証明書の発行
３　がれき処理等廃棄物対策
４　動物愛護
５　応急住宅対策
６　文教対策

１　災害救助法の適用

（１）取組方針

町内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・災害救助法の適用の県への申請
各課（各部）	・応急救助の実施

（３）具体的な取組内容

ア　災害救助法の適用手続　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

イ　災害救助法の適用　　【地域支援課（総務対策部）】

（ア）災害救助法の適用基準

○　本町の人口に応じた住家滅失の世帯数は以下のとおりである。

（令和3年1月1日現在）

人口	世帯数	適用基準世帯数
17,748	8,145	50世帯

○　被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市町村の住家のうち滅失した世帯の数が基準１号の１／２に達したとき（基準２号）

○　被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準３号）

○　被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準３号）

○　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（基準４号）

（イ）被災世帯の算定

住家滅失した世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数 ＝（全壊、全焼もしくは流失した世帯数） ＋1/2（住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数） ＋1/3（住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）
住家の滅失等の認定基準	①　住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ②　住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ③　住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの （①）及び（②）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ１住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

ウ　応急救助の実施方法　　【各課（各部）】

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を町長に通知し、通知を受けた町長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、厚生労働大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

【応急救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	７日	町
炊出しその他による食品の給与	７日	町
飲料水の供給	７日	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療及び助産	14日（但し、助産分娩した日から７日間）以内	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部 （ただし、委任した時は町）
学用品の給与	教科書１ヶ月以内 文房具15日以内	町
被災者の救出	３日	町
埋　　葬	10日以内	町
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅）20日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※いずれも供与期間は２年以内	対象者､設置箇所の選定 = 町 設置 = 県（ただし、委任したときは町）
被災した住宅の応急修理	３ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月以内）に完了	町
死体の捜索	10日以内に完了	町
死体の処理	10日以内に完了	町
障害物の除去	10日以内に完了	町

２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

（１）取組方針

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果を基に罹災証明書を発行する。

（２）役割

機関名等	役　　割
町民課（町民部）	・被災者台帳の作成
税務課（住宅部）	・罹災証明書の発行

（３）具体的な取組内容

ア　被災者台帳の作成　　【町民課（町民部）】

【被災者台帳の記載（記録）内容】

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

イ　台帳情報の利用及び提供　　【町民課（町民部）】

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

ウ　罹災証明書の発行　　【税務課（住宅部）】

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

エ　被災者支援業務の標準化　　【税務課（住宅部）、県】

町及び県は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

３　がれき処理等廃棄物対策

（１）取組方針

被災地におけるがれき、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
環境課（衛生部）	・一般廃棄物処理施設等の被害状況の緊急点検及び応急復旧の実施 ・避難所ごみを含む生活ごみの収集体制の整備 ・がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理の実施 ・がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理・処分における破砕、分別の徹底 ・解体業者、廃棄物処理業者等と連携した損壊家屋の解体 ・環境汚染が懸念される廃棄物の処理

機関名等	役　　割
上下水道課（給水部）	・仮設トイレの便槽を含むし尿のくみ取りの実施、仮設トイレの設置
県	・県内市町村及び関係団体への広域応援の要請の実施 ・国、他都道府県に対する支援要請の実施 ・町の一般廃棄物処理施設の被害状況の確認及び被害の少ない市町村への応援体制の確立 ・町の災害廃棄物処理実行計画の作成支援又は広域対応が必要な場合、県災害廃棄物処理実行計画の作成、進行の管理

（３）具体的な取組内容

ア　処理体制の確保　　【環境課（衛生部）、県】

○　町は災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設と連携し、被災状況の連絡、廃棄物の処理に関する情報収集を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。

○　県は町の一般廃棄物処理施設の被害状況を確認し、被害の少ない市町村の応援体制を確立し、町の支援要請に対応する。

○　災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

イ　がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理　　【環境課（衛生部）、県】

○　町は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、町の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

○　県は、町の災害廃棄物処理実行計画の作成を支援するとともに、広域的な処理を必要とする場合は、県が災害廃棄物処理実行計画を作成し、全体の進行管理を行う。

○　応急対応時においても、町は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

ウ　し尿処理　　【上下水道課（給水部）】

○　町は被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。

○　町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

エ　生活ごみの処理　　【環境課（衛生部）】

町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

オ　損壊家屋の解体　　【環境課（衛生部）】

町は、被災者が損壊家屋を解体する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等との連絡調整に努めるものとする。

カ　環境汚染が懸念される廃棄物の処理　　【環境課（衛生部）】

町は、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

４　動物愛護

（１）取組方針

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

（２）役割

機関名等	役　　割
環境課（衛生部）、県	・所有者不明の動物、負傷動物等の保護 ・避難所における動物の適正飼養の指導の実施
警察、動物園	・動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合の収容、管理
獣医師会、動物関係団体	・所有者不明の動物、負傷動物等の保護

（３）具体的な取組内容

ア　被災地域における動物の保護　【環境課（衛生部）、県、獣医師会、動物関係団体等】

町、県、獣医師会、動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。

イ　避難所における動物の適正な飼養　　【環境課（衛生部）、獣医師会、動物関係団体】

町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

ウ　情報の交換　　**【環境課（衛生部）、県、動物関係団体】**

町は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都県市への連絡調整及び応援要請

エ　その他　　**【環境課（衛生部）、警察】**

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

５　応急住宅対策

（１）取組方針

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）	・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 ・被災住宅の応急修理の実施 ・応急仮設住宅の入居選定・維持管理 ・住宅関係障害物除去の実施
県	・町による応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への支援及び実施 ・県営住宅等の空家の提供

機関名等	役　　割
	・応急仮設住宅の供給 ・住宅関係障害物の除去への支援 ・被災住宅の応急修理における資材調達への協力

（３）具体的な取組内容

ア　応急危険度判定及び被災宅地危険度判定　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

町は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、応急危険度判定（被災建築物の危険度の応急的な判定）及び被災宅地危険度判定（被災した宅地の危険度判定）を行う。

イ　被災住宅の応急修理　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

○　修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

○　修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

ウ　応急住宅の供給　　**【まちづくり整備課（土木部）、県】**

県は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

（ア）公的住宅等の利用

県は、公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

○　公的住宅の確保

県は震災時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

○　入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一箇所とする。

・住宅が全焼、全壊又は流出した者
・居住する住居のない者
・自らの資力では住宅を確保することができない者

○　入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

（イ）応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、町からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

○　建設型応急住宅

県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、町及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については町に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

○　賃貸型応急住宅

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として提供する。

○　応急仮設住宅の入居者選定

町は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

・住居が全壊又は流出した者
・居住する住宅がない者
・自らの資力では住宅を確保することができない者

※　選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

※　応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

また、町は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

○　入居期間

入居期間は原則として２年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として６ヶ月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

○　要配慮者への配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

エ　住宅関係障害物除去　　【まちづくり整備課（土木部）、県】

（ア）除去作業の実施

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

○　対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

○　除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

（イ）除去作業の支援

県は、町から要請があったときは、隣接市町村からの派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。

オ　災害復旧用材の調達等

（ア）応急仮設住宅資材等の調達　　【県】

町の実施する被災住宅の応急修理について、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

６　文教対策

（１）取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

（２）役割

機関名等	役　　割
教育委員会事務局（教育部）、県	・応急教室 ・学用品の調達、配分 ・文化財の応急措置の実施
校長	・緊急避難の指示 ・災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況の把握及び教育委員会への報告 ・臨時休業等の措置 ・避難所の開設等災害対策への協力 ・応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急指導の実施 ・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合の適切な対応

機関名等	役　　割
	・保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防 ・教職員を掌握、校舎内外の整備、教科書及び教材の供与への協力 ・早期の授業再開に向けた対応

（３）具体的な取組内容

ア　応急教育　　**【教育委員会事務局（教育部）、県、校長】**

（ア）発災時の対応

教育委員会事務局（教育部）、県	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。
校長	①　状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。 ②　災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会に報告しなければならない。 ③　状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。 ④　避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。 ⑤　準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。 ⑥　応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。 ⑦　児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。 ⑧　学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

（イ）応急教育の準備

教育委員会事務局（教育部）、県	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
校長	①　教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。 ②　町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。 ③　前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。 ④　応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。 ⑤　避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記（④）に準じた指導を行うように努める。 ⑥　避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。 ⑦　校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

（ウ）応急教育の方法等

○　文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

○　応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

○　応急教育の方法

- 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので、状況に応じて補習授業等を行う。

○　給食等の措置

- 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
- 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。
- 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

○　教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

イ　教材・学用品等の調達及び配給の方法　　【教育委員会事務局（教育部）、県】

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行うものとする。

○　給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○　給与の実施

・　学用品の調達、配分等は、町が行うものとする。ただし町において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、町に供給するものとする。

・　教科書については、県が町教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

ウ　文化財の応急措置　　**【教育委員会事務局（教育部）、県】**

○　文化財が被災した場合には、町教育委員会は被害状況を確認し、県に報告する。

○　美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

○　文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能なものは保存の処置を進める。

【資料編】指定文化財一覧

＜復旧対策＞

１ 生活再建等の支援

１　生活再建等の支援

（１）取組方針

大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、町民生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

（２）役割

機関名等	役　　割
企業支援課（企業支援部）、県、埼玉労働局	・被災者に対する職業あっせん等の実施
総務課〔財政契約担当〕・会計課（財務部）	・義援金・義援物資等の受付 ・日赤寄託義援金等の受付 ・義援金・義援物資等の一時保管及び配分
福祉課（福祉部）	・災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付
税務課（住宅部）、県、国税庁	・国税等の徴収猶予及び減免の措置
県	・義援（見舞）金・支援物資等の受付 ・支援物資の仕分け、輸送 ・義援金・支援物資の市町村に対する配分 ・被災者生活再建支援制度の運用 ・県制度融資の貸付 ・生活必需品等の安定供給の確保 ・天災融資法、農林漁業金融公庫法、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資
日本郵便（株）	・郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施
社会福祉協議会	・生活福祉資金の貸付
住宅金融支援機構	・災害復旧住宅資金の融資
日赤埼玉県支部	・日赤寄託義援金等の受付

（３）具体的な取組内容

ア　被災者の生活確保

（ア）被災者に対する職業あっせん等　　【企業支援課（企業支援部）、県、埼玉労働局】

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、生活安定のための措置に努めるものとする。

（イ）国税等の徴収猶予及び減免の措置　　【税務課（住宅部）、国税庁、県】

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

（ウ）震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【日本郵便（株）】

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	①　被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災１世帯当り、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 ②　被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物（達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 ③　被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。 ④　利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

（エ）生活必需品等の安定供給の確保　　【県】

県	①　大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。 ②　状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ公表を行う。 ③　生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

イ　被災者への融資等

（ア）被災者個人への融資等　　【福祉課（福祉部）、県、社会福祉協議会】

○　生活福祉資金

社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」の貸付を相談支援とともに行う。

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）　※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後、７年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

【災害を受けたことにより臨時に必要となる経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後、７年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

○　災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、１戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	①　建設資金（基本融資額）　1,460万円以下 ②　建設資金（特例加算額）　450万円以下 ③　土地取得資金（基本融資額）　970万円以下 ④　整地資金（基本融資額）　390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え３年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	①　補修資金　640万円以下 ②　引方移転資金・整地資金　390万円以下
利率	基本融資額年1.20％
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え１年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（１歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

○　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、福祉課（福祉部）が主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	①　県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②　当該市町村の区域内において自然災害により５世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③　県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④　自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	①　上記の災害による死亡者（３ヶ月以上の行方不明者を含む） ②　住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	①　生計維持者が死亡した場合500万円 ②　①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	①　生計維持者　　250万円　　②　①以外の場合　　125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①　世帯員が１人　　220万円 ②　〃　　２人　　430万円

	③　〃　３人　620万円 ④　〃　４人　730万円 ⑤　〃　５人以上　730万円に世帯員の人数から４人を除いた者１人につき30万円を加算した額 ⑥　住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	①　療養期間が１ヶ月以上である世帯主の負傷 ②　住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	①　世帯主の１ヶ月以上の負傷　限度額　150万円 ②　家財の1/3以上の損害　〃　150万円 ③　住居の半壊　〃　170(250)万円 ④　住居の全壊　〃　250(350)万円 ⑤　住居の全体が滅失若しくは流失　〃　350万円 ⑥　①と②が重複　〃　250万円 ⑦　①と③が重複　〃　270(350)万円 ⑧　①と④が重複　〃　350万円 ※（　）は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち３年間
利率	年３％以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

（イ）被災中小企業への融資　　【県】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

○　県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ①　原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ②　保証対象業種に属する事業を営むものであること ③　経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合　１億円） 運転資金5,000万円（組合の場合　6,000万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内　運転資金７年以内
	利率	大臣指定等貸付　年1.0％以内（令和２年度） 知事指定等貸付　年1.1％以内（　〃　）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人　原則として不要 法人　原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還　　据置期間２年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

○　埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

○　資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

○　資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

○　中小企業者に対する周知

町及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

（ウ）被災農林漁業関係者への融資等　　【県】

県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

○　資金融資

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	３～６年以内（ただし、激甚災害のときは４～７年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 (激甚災害のときは250万円)
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	６年以内（据置１年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【（株）日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）】

○　農業災害補償

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合

（エ）義援金・義援物資等の受入れ、保管

【総務課〔財政契約担当〕・会計課（財務部）、日赤埼玉県支部】

総務課〔財政契約担当〕・会計課（財務部）	①　義援金・義援物資等の受付 町は、県・他の市町村等又は日赤から送付された義援金・義援物資等又は、町に直接寄託された義援金・義援物資等を受け付ける。 ②　義援物資の受付方針等の周知 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先をホームページ等で周知する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設ける。 ③　義援物資等の仕分 受付を行った義援物資等は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行う。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。 ④　義援金・義援物資等の保管 義援金については、被災者に配分するまでの間、会計課が指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。 義援物資等については、配分までの間、嵐山町役場庁舎等において、それぞれの種別ごとに保管・管理する。
日赤埼玉県支部	日赤に寄託された義援金・義援物資等は、日赤埼玉県支部及び町において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。 ○　義援金の受付要領 日赤埼玉県支部は、義援金を受付するに当たっては、義援金の受付方法及び受付期間等を定めて実施する。

（オ）義援金・義援物資等の配分　　【総務課〔財政契約担当〕・会計課（財務部）、県】

総務課〔財政契約担当〕・会計課（財務部）	①　応急対策上、現に不足している物資で、義援物資等のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長に協議の上、備蓄物資を所管する各部において有効に活用する。 ②　町に直接寄託された義援金・義援物資等については、被害状況が確定後、被災地区、被災状況等を考慮し、その一部又は全部を公正に配分する。また、県又は日赤から送付された義援金・義援物資等については、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。なお、配分計画の立案については、財務部において行う。

	③　町は、県から送金された義援金の被災者への支給状況について、県に報告する。
県	県は、県災害対策本部、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、県義援金配分委員会を設置し、配分を行う。 ①　義援金の募集を決定次第、県義援金配分委員会を組織する。 ②　県配分委員会は、市町村関係団体、義援金受付団体、福祉関係団体及び報道機関等の中から選任する。 ③　配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の趣旨を踏まえ、公平性・透明性・迅速性を確保しながら、配分対象、基準、時期、方法等を定めた配分計画を決定する。 義援物資等の町に対する配分は、災害対策本部において決定する。 災害対策本部により配分が決定された義援物資は、防災基地等から町の指定する場所に輸送し、町に引き渡す。

ウ　被災者生活再建支援制度　　【福祉課（福祉部）、税務課（住宅部）、県】

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

○　被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②　市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③　県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④　①又は②の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ①　住宅が全壊した世帯 ②　住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③　災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④　大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤　中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※　全壊：損害割合50％以上 半壊：損害割合20％以上50％未満 大規模半壊：損害割合40％以上50％未満 中規模半壊：損害割合30％以上40％未満
支援金の額	支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

<table>
<tr><td></td><td>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
＜全壊等＞
<table>
<tr><td>住宅の
再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
＜中規模半壊＞
<table>
<tr><td>住宅の
再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr>
</table>
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</td></tr>
<tr><td>税務課
（住宅部）</td><td>①　住宅の被害認定
②　罹災証明書等必要書類の発行</td></tr>
<tr><td>福祉課
（福祉部）</td><td>①　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
②　支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>①　被害状況のとりまとめ
②　災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示
③　支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付</td></tr>
<tr><td>被災者生活
再建支援法人</td><td>①　国への補助金交付申請等
②　支援金の支給
③　支給申請書の受領・審査・支給決定
④　申請期間の延長・報告</td></tr>
<tr><td>国（内閣府）</td><td>被災者生活再建支援法人への補助金交付等</td></tr>
</table>

【被災者生活再建支援金の支給手続】

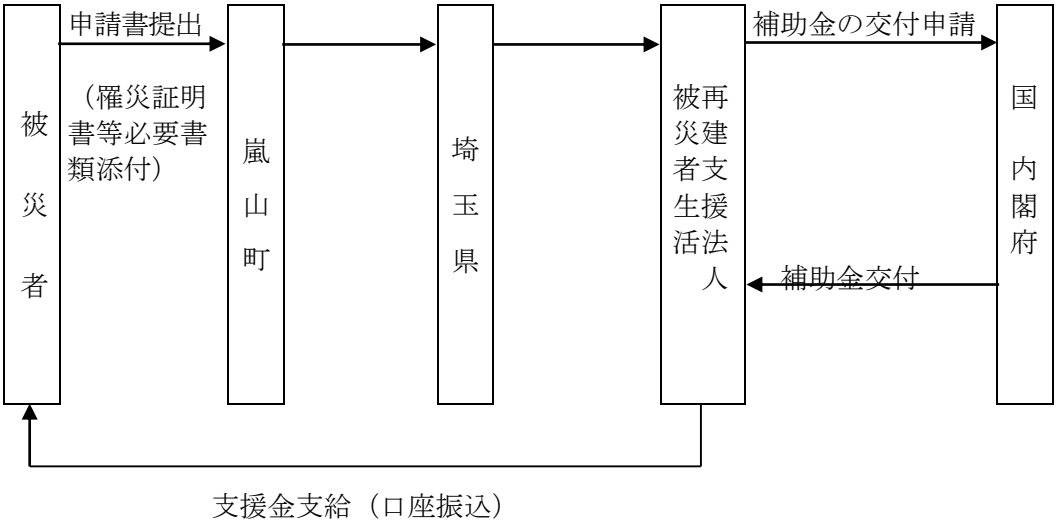

※　県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

エ　埼玉県・市町村被災者安心支援制度　　**【福祉課（福祉部）、税務課（住宅部）、県】**

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記ウ）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

○　埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要

<table>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な現象より生ずる災害
※　被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。</td></tr>
<tr><td>対象支援世帯</td><td>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第２条第１項(2)ア～エで定めるもの
①　住宅が全壊した世帯
②　住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
③　災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
④　大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
⑤　中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
※　全壊：損害割合50％以上
半壊：損害割合20％以上50％未満
大規模半壊：損害割合40％以上50％未満
中規模半壊：損害割合30％以上40％未満
※　被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>支援金の額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）
①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>全壊、解体、長期避難</td><td>100万円</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>50万円</td></tr>
</table>
②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><th>住宅の被害程度</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃貸
（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
<tr><td>中規模半壊</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr>
</table>
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円
※　被災者生活再建支援法の規定と同様の内容</td></tr>
<tr><td>税務課
（住宅部）</td><td>①　住宅の被害認定
②　罹災証明書等必要書類の発行</td></tr>
<tr><td>福祉課
（福祉部）</td><td>①　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
②　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付</td></tr>
<tr><td>県</td><td>①　被害状況のとりまとめ
②　支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定</td></tr>
</table>

	③　被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④　被災世帯主へ支援金の支給 ⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥　申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村被災者安心支援金の支給手続】

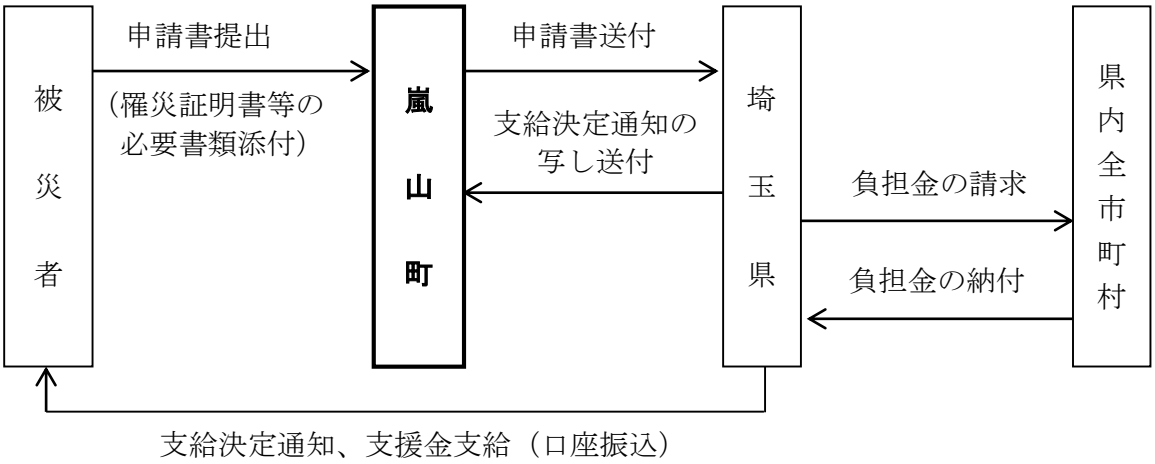

○　埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	被災者生活再建支援法及び災害救助法の対象とならない半壊（住家の損害割合20％台）世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
給付対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第２条第１項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （世帯人数が１人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7,500円）
税務課 （住宅部）	①　住宅の被害認定 ②　罹災証明書等必要書類の発行
福祉課 （福祉部）	①　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ②　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①　被害状況のとりまとめ ②　支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③　被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④　被災世帯主へ給付金の支給 ⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥　申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

○　埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあっせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第３条に規定する世帯）。 ①　全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ②　全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③　公営住宅等に入居すると１週間に１日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④　公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤　公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥　その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額６万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が５人以上である場合には、給付金の額は月額９万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
税務課 （住宅部）	①　住宅の被害認定 ②　罹災証明書等必要書類の発行
福祉課 （福祉部）	①　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ②　支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第１次審査及び県への書類送付
県	①　被害状況のとりまとめ ②　支給申請書等の受領、審査（第２次）、支給の可否の決定 ③　被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④　被災世帯主へ給付金の支給 ⑤　各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥　申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

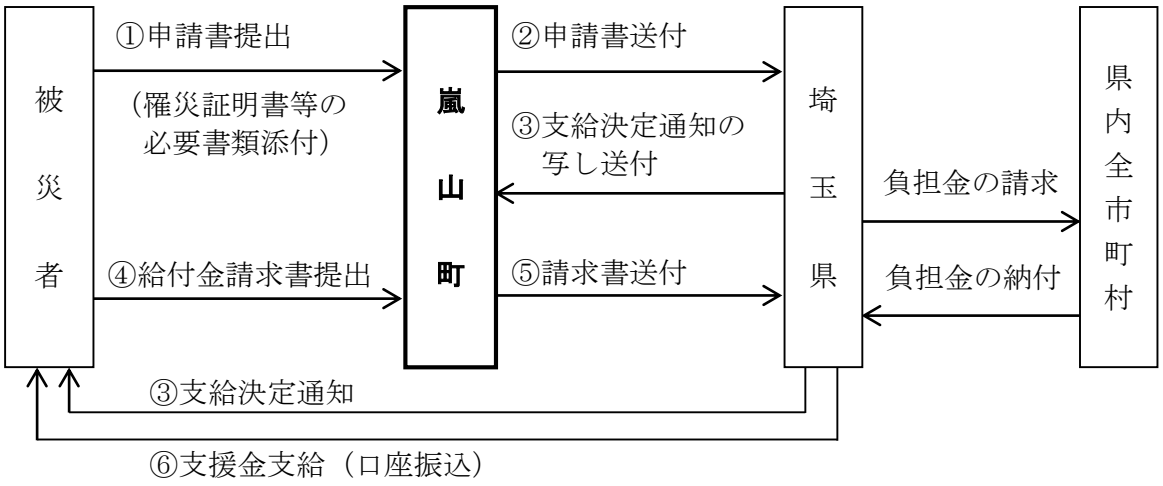

○　埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 （要請市町村）	①　県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②　県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③　派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④　派遣職員の受入れ
被災地以外の市町村 （派遣市町村）	①　派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②　県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③　要請市町村から派遣要請書を受領 ④　職員の派遣
県	①　要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②　派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③　要請市町村から派遣要請書を受領 ④　県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】

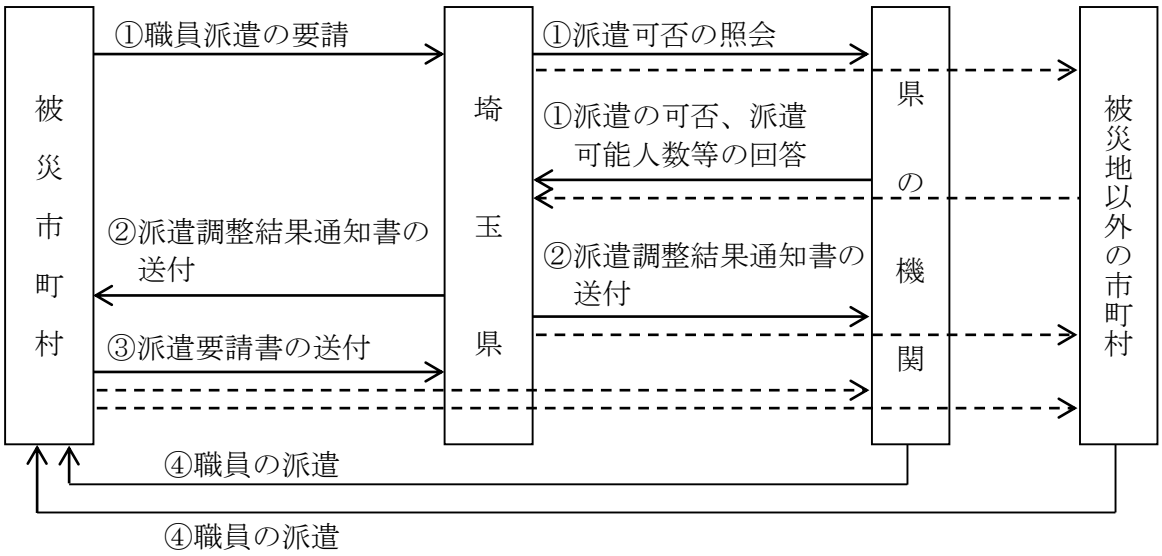

第３章　災害復興

第１節　基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、町民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる町民が住みやすい共生社会を実現する。

第２節　実施計画

第１　復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。

第２　復興計画の策定

１　復興方針の策定

復興対策本部は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

２　復興計画の策定

復興対策本部は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第３　復興事業の実施

１　市街地復興事業のための行政上の手続の実施　　【まちづくり整備課（土木部）、県】

（１）取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から１週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制を整備する。

（２）建築基準法第84条建築制限区域の指定

県	県は、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

（３）被災市街地復興特別措置法上の手続

まちづくり整備課（土木部）	町は、被災市街地復興特別措置法第５条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。 被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。

２　復興事業の実施

町は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

第４章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第１節　基本方針

第１　趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、１都２府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度５弱から５強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

＜参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について＞

埼玉県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度５弱から５強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

第２節　実施計画

第１　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応　　【地域支援課（総務対策部）】

１　南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び町、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた町及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

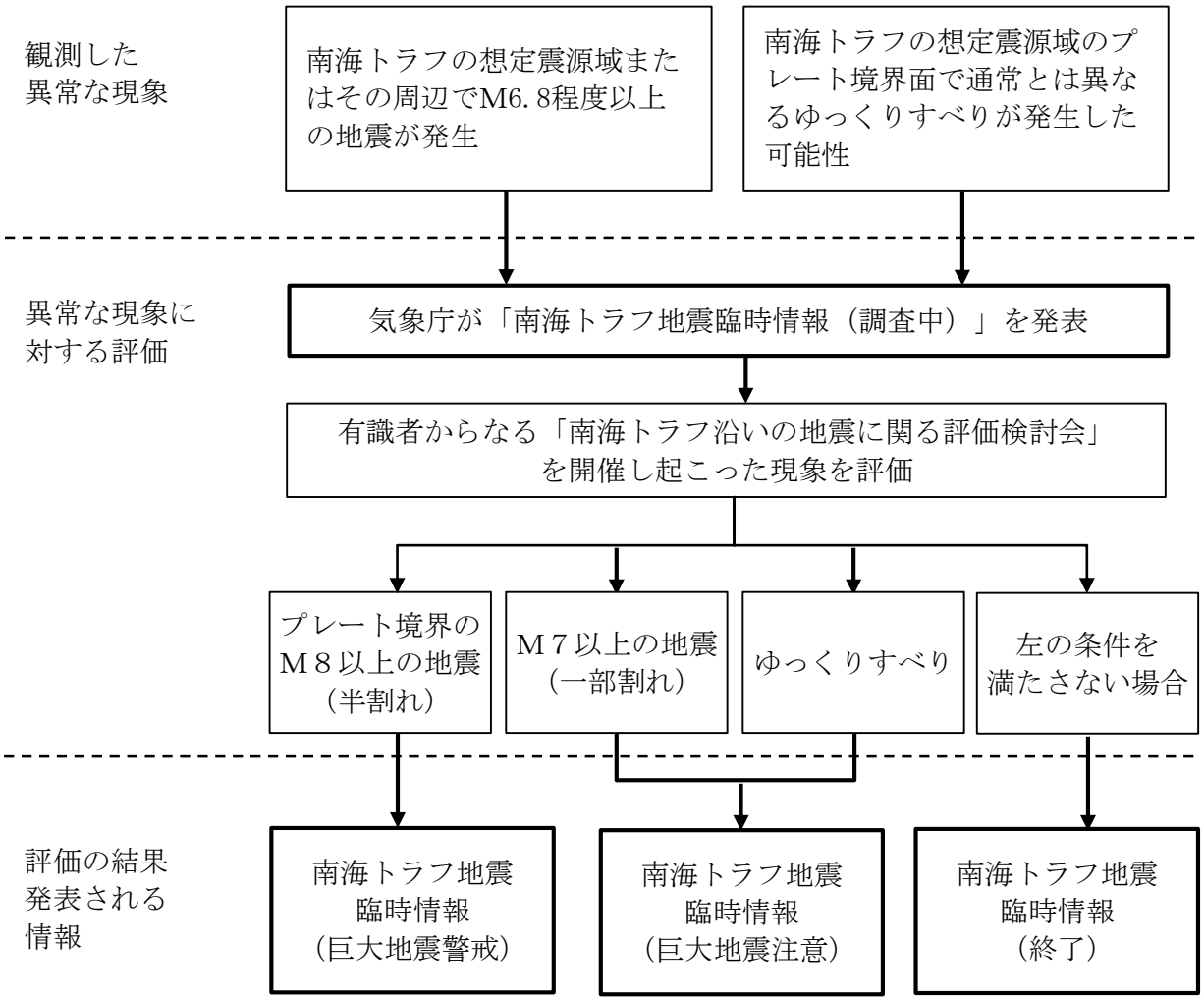

２　町民、企業等へのよびかけ

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	２週間 （警戒：１週間） （注意：１週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	１週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○　日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認　等

○　日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない　等

■企業等の防災対応

○　日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認　等

第２　地震発生後の対応　　【各課（各部）、防災関係機関】

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、町及び防災関係機関は、「第２編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第５章　火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で２～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で２cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明３年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第１節　基本方針

富士山及び浅間山の噴火が町民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

第２節　実施計画

第１　被害想定

○　富士山が噴火した場合

町内では最大２cm未満の降灰が予想されている。

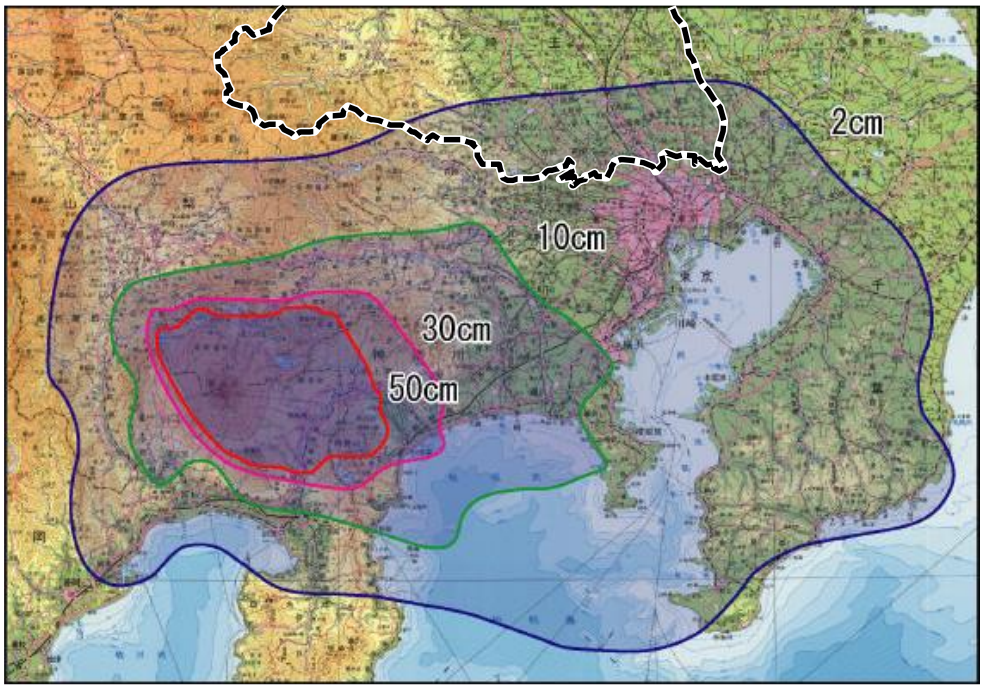

（出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」）

○　その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数㎝の降灰堆積の可能性がある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

○粒子の直径が２㎜より小さな噴出物（２～0.063㎜を砂、0.063㎜未満をシルトと細分することもある）

○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片

○亜硫酸ガス（SO2）、硫化水素（H2S）、フッ化水素（ＨＦ）等の火山ガス成分が付着

○水に濡れると硫酸イオン等が溶出

○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる

○硫酸イオンは金属腐食の要因

○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる
　湿った火山灰は乾燥すると固結する

○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い

○粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
　苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
　珪長質（シリカに富む）マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

第２　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　火山噴火に関する知識の普及
２　事前対策の検討
３　食料、水、生活必需品の備蓄

１　火山噴火に関する知識の普及　　【地域支援課（総務対策部）、町民】

（１）取組方針

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

○　噴火警報(居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○　噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第４条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	発　表　基　準	噴火警戒レベル（キーワード）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル５（避難）
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル４（避難準備）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想させる。	レベル３（入山規制）
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル２（火口周辺規制）
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル１（活火山であることに留意）

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	発　表　基　準	噴火警戒レベル（警戒事項等）
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	居住地域厳重警戒
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想させる。	入山危険
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに留意

○　噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※　噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○　火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○　噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○　降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

①　降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間ごと）に発表。

・18時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②　降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山※１に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～10分程度で発表。

・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※１　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③　降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山※２に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※２　降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

○　火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○　火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発 ・火山情報の種類と発表基準の周知 ・降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知
町民	・気象庁が発表する火山の噴火警報の理解 ・自分の住む地域の降灰の予測状況の把握 ・マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品の準備

２　事前対策の検討

【地域支援課（総務対策部）、健康いきいき課（健康管理部）、農政課・農業委員会事務局（農林部）、上下水道課（給水部）、まちづくり整備課（土木部）、環境課（衛生部）】

（１）取組方針

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・町民の安全、健康管理等 ・降灰による空調機器等への影響 ・視界不良時の交通安全確保
健康いきいき課（健康管理部）	・町民の安全、健康管理等
農政課・農業委員会事務局（農林部）	・農産物等への被害軽減対策
上下水道課（給水部）	・上下水道施設への影響の軽減対策
まちづくり整備課（土木部）、環境課（衛生部）	・降灰処理

３　食料、水、生活必需品の備蓄　　【地域支援課（総務対策部）】

（１）取組方針

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を町民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の各家庭での備蓄の促進（１週間分以上を推奨。目標３日分以上）

「第２章－第１節－＜予防･事前対策＞－１　自助､共助による町民の防災力向上(普及啓発・防災教育)（第２編-10ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１ 応急活動体制の確立
２ 情報の収集･伝達
３ 避難所の開設･運営
４ 医療救護
５ 交通ネットワーク･ライフライン等の応急･復旧対策
６ 農業者への支援
７ 降灰の処理
８ 広域避難･広域一時滞在
９ 物価の安定、物資の安定供給

１　応急活動体制の確立

（１）取組方針

降灰による被害が発生した場合、県及び防災機関などの協力を得て災害応急対策を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・災害応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　災害応急対策の実施　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

２　情報の収集・伝達

（１）取組方針

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

（２）役割

機関名等	役　　割
県、地域支援課（総務対策部）	・降灰情報の収集・伝達

（３）具体的な取組内容

ア　降灰に関する情報の発信　　**【地域支援課（総務対策部）、県】**

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったときは、町及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は、「第２章－第５節 情報収集・伝達体制の整備－＜予防・事前対策＞（第２編-90ページ）」を準用する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- 噴火警報・予報
- 火山の状況に関する解説情報
- 噴火に関する火山観測報
- 火山に関するお知らせ

イ　降灰に関する被害情報の伝達　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

【降灰調査項目】

- 降灰の有無・堆積の状況
- 時刻・降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類・特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量・降灰の厚さ
- 構成粒子の大きさ

ウ　降灰に伴う取るべき行動の周知　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、降灰時にとるべき行動を、町民に発信する。

（例）

○　外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。

○　家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。

○　自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※　ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

町民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

３　避難所の開設・運営　　【地域支援課（総務対策部）】

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った町民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

「第２章－第８節 避難対策－＜応急対策＞（第２編-132ページ）」を準用する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

４　医療救護　　【健康いきいき課（健康管理部）】

「第２章－第６節 医療救護等対策－＜応急対策＞（第２編-109ページ）」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

５　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【まちづくり整備課（土木部）、ライフライン事業者】

「第２章－第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜応急対策＞（第２編-50ページ）」を準用する。

○　他県の例では、下記の事例が報告されている。

・電気設備：　降灰の荷重により、電線が切れる。
　雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
・上水道　：　水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
　火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
・道　路　：　降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
・鉄　道　：　分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

○　降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

６　農業者への支援　　【農政課（農林部）】

○　農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

○　火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

７　降灰の処理

（１）取組方針

○　火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

○　道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

○　宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

（２）役割

機関名等	役　　割
環境課（衛生部）	・一時的仮置き場の設置 ・火山灰の利用、処分
町民	・堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	・堆積した降灰の除去（事業施設等） ・一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	・道路上の降灰の除去
鉄道事業者	・鉄道施設内の降灰の除去

（３）具体的な取組内容

ア　降灰の収集　　**【環境課（衛生部）、町民】**

町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

８　広域避難・広域一時滞在　　【地域支援課（総務対策部）、県】

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる県外の住民を受け入れる。

「第５編 広域応援編－第５節－＜応急対策＞－４ 広域避難の支援（第５編-9ページ）」を準用する。

９　物価の安定、物資の安定供給　　【企業支援課（企業支援部）、県】

（１）取組方針

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、町民や事業者に冷静な行動を求める。

（２）役割

機関名等	役　　割
企業支援課（企業支援部）、県	・買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等

（３）具体的な取組内容

町及び県は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

＜復旧対策＞

１ 継続災害への備え
２ その他復旧対策

１　継続災害への備え

（１）取組方針

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、降灰後は、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・警戒基準雨量の見直し ・警戒避難体制の確立 ・降雨時の避難の実施

２　その他復旧対策

「第２章－第２節 災害に強いまちづくりの推進－＜復旧対策＞（第２編-38ページ）」を準用する。

第６章　最悪事態（シビアコンディション）への対応

第１　シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第２　シビアコンディションへの対応

第１章から第４章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、町民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第３　シビアコンディションの共有と取組の実施

町は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかり進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や町民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、なんとしても町民の命を守ることが重要である。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビア・コンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

① 命を守るのは「自分」が基本　～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況

町や県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の８割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度６弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では３万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

町民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

課　題

○ 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
○ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

＜予防期＞
○ 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
○ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
○ 地震に備えた防災総点検を行う。

② 支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ３県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は１名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要です。

課　題

- ○ 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- ○ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- ○ 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- ○ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- ○ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- ○ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③ 火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15ｍの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800ｍの速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約２万坪の被服廠跡では３万８千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約１万６千人、建物倒壊と合わせ最大約２万３千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状７号線と８号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失　最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

課　題

○ 消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。
○ 消防機関の現場到達を早める。
○ 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

○ 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
○ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
○ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の１号機は5月15日、鹿島火力発電所の２・３・５・６号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に４カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後１カ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課　題

- ○ 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、１カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- ○ 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- ○ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- ○ 町の主な防災拠点では、燃料または電源を多重的に確保する。例えば災害対策本部が設置される町役場庁舎等には、備蓄が可能な燃料を使用する発電設備の導入等を検討する。
- ○ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- ○ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ○ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- ○ 町外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- ○ 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、町民及び他自治体の住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

⑤ その時、道路は通れない

シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度５はタイヤがパンクしたような感覚、震度６以上では車を制御することが困難と言われます。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

課　題

- ○ 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- ○ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- ○ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- ○ 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、幹線道路網の整備を進める。
- ○ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- ○ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥ デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッターやＳＮＳなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渇望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

課　題

○ 情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
○ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
○ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

○ 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
○ 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
○ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（１週間以内）では、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課　題

○ 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、ＤＭＡＴ等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
○ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
○ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

○ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

⑧ 助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約６割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約２倍に上りました。死亡に影響のあった事由しては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約３割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約２割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約２割でした。

例えば、１都３県には約７万８千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

課　題

○ 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
○ 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
○ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）。

対策の方向性

○ 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
○ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
○ 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑨ 食料が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道４号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確保し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災４日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災７日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後３日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達は、発災１週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、６日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約１食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課　題

○ 広域物資供給体制の整備
○ 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

○ 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
○ 国や県、県外からの応援を迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の受領及び被災者への支給を実施する。
○ 原則３日以上、可能であれば１週間以上の家庭内備蓄を推進する。
○ 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑩ 災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。
一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

・東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
・港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
・工場や店舗等の喪失、従業者の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
・日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。
しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

課　題

○ 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

○ 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
○ 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

第３編　風水害対策編

第１章　総則

第１節　本町における風水害の概況

水害の予防としては、多量の降雨による河川の氾濫、低地の浸水などの災害予防が考えられる。

本町では、市街地の開発により住宅等が建設されこれまで遊水機能を有していた水田等が減少しつつあり、降雨による浸水の被害が予想される。

河川は、都幾川、槻川、市野川、粕川、滑川が貫流しており、これらの河川改修は計画的に進められてきているが、用水を兼用している箇所もあり河床勾配が緩流であるため、豪雨により河川流水量が増加し排水路等の機能が困難になり、氾濫したり低地に浸水するおそれがある。

第２節　施策の体系

予防・事前対策	応急対策	復旧対策
第1節　自助、共助による防災力の向上		
自助、共助による町民の防災力向上（普及啓発・防災教育）	自助による応急対策の実施	
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施	
消防団の活動体制の充実		
事業所等における防災組織等の整備	事業所による応急対策の実施	
ボランティア等の活動支援体制の整備	ボランティアとの連携	
地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力	
適切な避難行動に関する普及啓発		
第2節　災害に強いまちづくりの推進		
水害予防－治山	公共施設等の応急対策	迅速な災害復旧
水害予防－治水		
水害予防－ため池		
土砂災害予防		
防災都市づくり		
第3節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保		
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保	
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制	
	交通施設の応急対策	
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧
エネルギーの確保	発災時のエネルギー供給機能の確保	
第4節　応急対応力の強化		
水防	水防活動	
	土砂災害防止	
応急活動体制の整備	応急活動体制の施行	
防災活動拠点の整備	防災活動拠点の開設・運営	
	応急措置	
	警備活動	
消防力の充実強化	消防活動	
救急救助体制の整備	自衛隊災害派遣	
相互応援の体制整備等	応援要請	
	応援の受入れ	
第5節　情報収集・共有・伝達体制の整備		
情報収集・共有・伝達体制の整備	特別警報・警報・注意報等の伝達	
気象情報や避難情報の活用の周知	町、県等における措置	
	災害情報の収集・共有・伝達	
	異常な現象発見時の通報	
	広聴広報活動	
第6節　医療救護等対策		
医療救護体制の整備	初動医療体制	防疫活動
	遺体の取扱い	遺体の埋・火葬
第7節　避難対策		
避難体制の整備	避難の実施	
	避難所の開設・運営	
	広域避難・広域一時滞在	
第8節　災害時の要配慮者対策		
避難行動要支援者の安全対策	避難行動要支援者等の避難支援	
要配慮者全般の安全対策	避難生活における要配慮者支援	
社会福祉施設入所者等の安全対策	社会福祉施設入所者等の安全確保	
	外国人の安全確保	
第9節　物資供給・輸送対策		
飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	
緊急輸送体制の整備	輸送対策	
第10節　町民生活の早期再建		
罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
動物愛護	がれき処理等廃棄物対策	
文教対策	動物愛護	
がれき処理等廃棄物対策	応急住宅対策	
被災中小企業支援	文教対策	
第11節　竜巻等突風対策		
竜巻の発生、対処に関する知識の普及	情報伝達	被害認定の適切な実施
竜巻注意情報等気象情報の普及	救助の適切な実施	被災者支援
被害予防対策	がれき処理	
竜巻等突風対処体制の確立	避難所の開設・運営	
情報収集・伝達体制の整備	応急住宅対策	
適切な対処法の普及	道路の応急復旧	

第２章　施策ごとの具体的計画

第１節　自助、共助による防災力の向上

第１　基本方針

「第２編 震災対策編－第２章－第１節（第２編-8ページ）」を準用する。

第２　現況

「第２編 震災対策編－第２章－第１節（第２編-8ページ）」を準用する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 自助、共助による町民の防災力向上（普及啓発・防災教育）
２ 自主防災組織の育成強化
３ 消防団の活動体制の充実
４ 事業所等における防災組織等の整備
５ ボランティア等の活動支援体制の整備
６ 地区防災計画の策定
７ 適切な避難行動に関する普及啓発

１～６については、「第２編 震災対策編－第２章－第１節－＜予防・事前対策＞（第２編-10ページ）」を準用するほか、以下のとおり対応する。

７　適切な避難行動に関する普及啓発

（１）取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、住民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（統括部）	・マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及・啓発
町民	・マイ・タイムラインの作成

（３）具体的な取組内容

ア　町民向けの普及啓発　　【地域支援課（統括部）】

町は、マイ・タイムライン作成に関する情報を掲載した総合的なハザードマップを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努めるものとする。

【マイ・タイムライン作成のポイント】
～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

１．事前の確認
①　住んでいる場所の特徴
住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか町が作成するハザードマップで確認
②　避難先の想定
住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」
２．情報の入手
気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。
３．早めの避難

＜応急対策＞

１　自助による応急対策の実施
２　地域による応急対策の実施
３　事業所による応急対策の実施
４　ボランティアとの連携
５　地域の安全確保への協力

「第２編 震災対策編－第２章－第１節－＜応急対策＞（第２編-22ページ）」を準用する。

第２節　災害に強いまちづくりの推進

第１　基本方針

風水害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の水害予防対策を実施する。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。さらに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。

第２　現況

〈山地災害危険地区〉

山地災害危険地区とは、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれがある地区である。

効果的に治山事業を展開するため、県では山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。町内において令和3年1月末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地区11か所、崩壊土砂流出危険地区３か所、計14か所となっている。

【資料編】山腹崩壊危険地区一覧
【資料編】崩壊土砂流出危険地区一覧

〈土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）〉

土砂災害警戒区域は、がけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。町内には、土砂災害のおそれがある37箇所が土砂災害警戒区域として指定されている。

土砂災害特別警戒区域は、がけ崩れ等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。

町では、ハザードマップ等により、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の事前周知を図っている。

なお、土砂災害警戒区域は、従来の土砂災害危険箇所を中心とした再調査結果を踏まえ、土砂災害防止法に基づき告示した区域である。

【資料編】土砂災害警戒区域一覧

〈治水〉

○　荒川水系

・　荒川中流右岸ブロック（和田吉野川、市野川、入間川など）

荒川中流右岸ブロック西部の山地は秩父山地の一部をなしている。この秩父山地の東川に接する形で比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵が半島状に東に突き出し、さらにこれら丘陵の東川縁辺部に東松山台地、入間台地等が分布しており、都市化も進展している。

河道の流下能力不足による溢水の他、支川の合流点における本川から支川への逆流による溢水や支川から本川への排水不良による内水が主な浸水被害の原因であり、緊急性、必要性の高い箇所から治水施設の整備を今後も進めていく必要がある。

〈ため池〉

町内に148箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち27箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。

【資料編】防災重点農業用ため池一覧

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　水害予防－治山
２　水害予防－治水
３　水害予防－ため池
４　土砂災害予防
５　防災都市づくり

１　水害予防－治山

（１）取組方針

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという町土保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃渓流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する。

（２）役割

機関名等	役　　割
農政課（農林部）	・山地災害危険地区における住民の安全確保

（３）具体的な取組内容

ア　山地災害危険地区における住民の安全確保　　【農政課（農林部）】

町は、山地災害危険地区に関する資料を提供するとともに、予報・警報・避難指示等を迅速かつ的確に山地災害危険地区の住民に伝達できる体制を確立する。

【資料編】山腹崩壊危険地区一覧

２　水害予防－治水

（１）取組方針

町の気象条件、地勢地質土地利用の変遷等を考慮して、治水のみならず利水環境に対しても積極的に対応し、町民の生活水準の向上を図るため、他部門と関連を保って有機的かつ効果的に実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）、上下水道課（給水部）、農政課（農林部）	・治水対策の推進
地域支援課（総務対策部）	・水害リスク情報図の周知

機関名等	役　　割
上下水道課（給水部）	・内水対策
まちづくり整備課（土木部）	・道路橋梁の維持補修
県	・治水施設の整備 ・総合治水対策の推進 ・水防法に基づく浸水想定区域の指定等

（３）具体的な取組内容

ア　治水対策　**【まちづくり整備課（土木部）、上下水道課（給水部）、農政課（農林部）】**

（ア）河川等の改修

町は、管理する河川や水路について、治水対策が必要な危険な箇所を優先的に改修・整備を推進するとともに、雨水幹線についても必要に応じた整備を実施する。

（イ）雨水流出抑制施設の整備

○　貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し徐々に流出させるため、公共施設等への貯留施設の整備を検討する。

○　浸透施設の整備

・　歩道や公共施設の駐車場などに浸透性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させることに努める。

○　宅地開発等の指導

宅地開発に際しては、雨水流出抑制施設の設置など、治水対策上の指導を行う。

○　山林・農地の保全

山林や農地の持つ保水・貯留機能を維持・確保するため、開発等により失われつつある緑の保全に努める。

イ　水害リスク情報図の周知　　**【地域支援課（総務対策部）】**

県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川において、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）を作成し、関係市町村長へ通知している。

現在、指定・公表されている浸水想定区域は次のとおりである。

国管理河川	利根川・小山川、渡良瀬川、烏川・神流川、江戸川、中川・綾瀬川 荒川及び入間川流域（入間川、越辺川、高麗川、都幾川、小畔川）
県管理河川	小山川・福川・女堀川、中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川、・新方川、新河岸川・柳瀬川・黒目川、市野川、入間川、鴨川・鴻沼川、芝川・新芝川

他県管理河川 （群馬県）	石田川、谷田川

本町は、水防法第14条における浸水想定区域には指定されていないが、県では、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、令和２年５月に浸水想定区域図と同様の内容で、想定しうる最大規模の降雨（1000年に１度）が発生し、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深等を表示した水害リスク情報図を公表している。

町は、水害リスク情報図を基にハザードマップを作成し、住民等に周知するものとする。

○　洪水ハザードマップの作成

町は、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成する。

○　円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

ウ　内水対策　　【上下水道課（給水部）】

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

○　下水道等の整備推進

下水道の基本的な役割の一つとして、雨水の排除による浸水の防除がある。下水道管理者は、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

○　内水ハザードマップの作成

町は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

エ　道路橋梁の維持補修　　【まちづくり整備課（土木部）】

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災がある。

現在施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

○　道路の維持補修

町管理道路の実延長は436.5km（令和3年4月1日時点）で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。

○　橋梁の維持補修

町管理橋梁総数70橋（令和3年4月1日時点）で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。

３　水害予防ーため池

（１）取組方針

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、町民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点農業用ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

（２）役割

機関名等	役　　割
農政課（農林部）	・ため池の水害予防対策の推進

（３）具体的な取組内容

ア　ため池の水害予防対策の推進　　**【農政課（農林部）】**

「第２編 震災対策編－第２章－第２節－＜予防・事前対策＞－７　ため池の予防対策（第２編-32ページ）」を準用する。

【資料編】防災重点農業用ため池一覧

４　土砂災害予防

（１）取組方針

町民の生命・身体、財産等に被害が生じるおそれがある土砂災害に対して、あらかじめ危険箇所を把握し、災害発生を予防するための対策を実施する。

なお、本町には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・警戒避難体制の確立
地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・要配慮者施設における避難確保計画の作成等

（３）具体的な取組内容

土砂災害警戒区域等の警戒避難体制を確立する。併せて、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害といった個別の現象に対し、予防対策を行う。

ア　警戒避難体制の確立　　【地域支援課（総務対策部）、県】

（ア）土砂災害防止法の概要

「土砂災害防止法」は、土砂災害のおそれがある区域（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の制限、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、平成13年4月1日に施行された。

本町においては、この法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、平成22年度から指定を受けている。

・土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。

・土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。
一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制等が行われる。

【資料編】土砂災害警戒区域一覧

（イ）土砂災害に関するハザードマップ等の作成

土砂災害のおそれがある区域や災害時の対応についてなど、ハザードマップ等を作成・公表し、土砂災害に対する防災意識の啓発に努める。

（ウ）防災訓練等の開催

土砂災害のおそれがある区域周辺の住民を中心に、土砂災害を想定した防災訓練・講習会等を開催する。

（エ）避難体制の整備

土砂災害の前兆現象の早期発見のため、地域との連携に努めるとともに、気象情報などと合わせて、住民に避難を促す情報伝達システムを整備する。

イ　要配慮者施設における避難確保計画の作成等

【地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、県】

土砂災害防止法の改正（平成29年6月19日）に伴い、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となった。

なお、町内の土砂災害警戒区域にある要配慮者施設は次のとおりである。

要配慮者施設名	住所
武蔵野ユートピアダイアナクラブ	嵐山町古里696-1

５　防災都市づくり

「第２編 震災対策編－第２章－第２節－＜予防・事前対策＞－１　防災都市づくり（第２編-26ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１　公共施設等の応急対策

「第２編 震災対策編－第２章－第２節－＜応急対策＞－１　公共施設等の応急対策（第２編-36ページ）」を準用する。

＜復旧対策＞

１　迅速な災害復旧

「第２編 震災対策編－第２章－第２節－＜復旧対策＞－１　迅速な災害復旧（第２編-38ページ）」を準用する。

第３節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第１　基本方針

「第２編 震災対策編－第２章－第３節（第２編-43ページ）」を準用する。

第２　現況

「第２編 震災対策編－第２章－第３節（第２編-43ページ）」を準用する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 交通関連施設の安全確保
２ 緊急輸送道路の指定･復旧体制の整備
３ ライフラインの確保
４ エネルギーの確保

「第２編 震災対策編－第２章－第３節－＜予防・事前対策＞（第２編-45ページ）」を準用するほか、「３ ライフラインの確保」について次のとおり対応する。

○　電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

＜応急対策＞

１ 道路ネットワークの確保
２ 交通規制
３ 交通施設の応急対策
４ ライフライン施設の応急対策
５ 発災時のエネルギー供給機能の確保

「第２編 震災対策編－第２章－第３節－＜応急対策＞（第２編-50ページ）」を準用するほか、「２ 交通規制」について、次のとおり対応する。

○　道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

＜復旧対策＞

１　ライフライン施設の早期復旧

「第２編 震災対策編－第２章－第３節－＜復旧対策＞（第２編-58ページ）」を準用する。

第４節　応急対応力の強化

第１　基本方針

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分にして、応急活動体制に万全を期す。

第２　現況

「第２編 震災対策編－第２章－第４節（第２編-61ページ）」を準用する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 水防
２ 応急活動体制の整備
３ 防災活動拠点の整備
４ 消防力の充実強化
５ 救急救助体制の整備
６ 相互応援の体制整備等

１　水防

（１）取組方針

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水防のための消防団（水防団）及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものであり、水防法第７条の規定に基づく埼玉県水防計画による。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、消防本部、消防団、河川管理者	・水防体制の確立

（３）具体的な取組内容

ア　水防体制の確立　　【地域支援課（総務対策部）、消防本部、消防団、河川管理者】

町長は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行い、勤務員が長期間の非常勤務活動を完遂出来るよう配慮する。

水防体制については、「第１編 総則－第２章－第２節－第１ 応急活動体制の施行（第１編-25ページ）」を参照。

２　応急活動体制の整備　～　６　相互応援の体制整備等

「第２編 震災対策編－第２章－第４節－＜予防・事前対策＞（第２編-64ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１ 水防活動
２ 土砂災害防止
３ 応急活動体制の施行
４ 防災活動拠点の開設･運営
５ 応急措置
６ 警備活動
７ 消防活動
８ 自衛隊災害派遣
９ 応援要請
１０ 応援の受入れ

１　水防活動

（１）取組方針

水防区域の監視および警戒、水防作業を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・資機材の備蓄及び水防措置の実施
町長（水防管理者）	・出動命令の発出 ・水防作業の実施 ・警戒区域の設定 ・避難のための立退きの指示
県	・資機材の備蓄及び水防措置の実施 ・避難のための立退きの指示（知事）
消防機関	・警戒区域の設定

（３）具体的な取組内容

ア　水防活動　　**【地域支援課（総務対策部）、消防本部、消防団、河川管理者】**

（ア）監視、警戒活動

町は、町内河川の監視および警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見した場合は直ちに管轄県土整備事務所長に報告すると共に水防作業を開始する。

また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

（イ）資器材の備蓄および水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めると共に、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

（ウ）重要水防区域

本町の河川では、市野川の下記の場所が、県水防計画における重要水防箇所に定められている。

県及び市町村		河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長（m）	重要なる理由	想定される水防工法
河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種別	階級		地先名	粁杭位置（K，m）			
埼玉県 東松山県土	滑川町 嵐山町	市野川	堤防高	B	左	滑川町水房 ～ 滑川町羽尾	20.0k　0m ～ 19.6k　0m	400	堤防余裕高不足	積土のう工
埼玉県 東松山県土	滑川町 嵐山町	市野川	堤防高	B	右	嵐山町川島 ～ 滑川町月輪	20.0k　0m ～ 19.6k　0m	400	堤防余裕高不足	積土のう工

（エ）水防作業上の措置

○　警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、消防団（水防団）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

イ　決壊時の処置　　**【地域支援課（総務対策部）、消防本部、消防団、河川管理者】**

（ア）決壊時の処置

○　通報

堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を所轄県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。

○　警察官の出動要請

堤防等が決壊又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、町長（水防管理者）は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。（水防法22条）

○　居住者等の水防義務

町長（水防管理者）は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。（水防法24条）

（イ）避難のための立退き

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長（水防管理者）及びその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び警察署長にその旨を通知する。

（ウ）水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずると共に、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告する。

２　土砂災害防止

（１）取組方針

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・情報の収集・伝達 ・避難指示等の発令 ・避難誘導の実施 ・二次災害の防止
福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）	・避難行動要支援者の避難の実施
熊谷地方気象台、県	・土砂災害警戒情報の発表
関東地方整備局、県	・土砂災害緊急情報の提供
県	・情報の収集・伝達 ・二次災害の防止

（３）具体的な取組内容

ア　土砂災害警戒情報の発表　　**【県、熊谷地方気象台】**

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

○　特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

イ　土砂災害緊急情報の提供　　**【国（国交省）】**

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

ウ　情報の収集・伝達　　**【地域支援課（総務対策部）】**

○　町は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

○　町は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

○　町は、土砂災害警戒区域を含む自主防災組織や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、電話等により伝達する。

○　町は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

エ　避難指示等の発令　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町が土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった場合、町長は、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

オ　避難誘導　**【地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】**

町は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、高齢者、障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）等が主体となって、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難に努めるものとする。

カ　二次災害の防止　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

・降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
・安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
・降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。

・町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
・町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
・町は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

３　応急活動体制の施行　～　１０　応援の受入れ

「第２編 震災対策編－第２章－第４節－＜応急対策＞（第２編-70ページ）」を準用する。

第５節　情報収集・共有・伝達体制の整備

第１　基本方針

「第２編 震災対策編－第２章－第５節（第２編-88ページ）」を準用する。

第２　現況

「第２編 震災対策編－第２章－第５節（第２編-88ページ）」を準用する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 情報収集･共有･伝達体制の整備
２ 気象情報や避難情報の活用の周知

１　情報収集・共有・伝達体制の整備

「第２編 震災対策編－第２章－第５節－＜予防・事前対策＞－１ 情報収集・伝達体制の整備（第２編-90ページ）」を準用する。

２　気象情報や避難情報の活用の周知

（１）取組方針

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、県、熊谷地方気象台	・気象情報や避難情報の活用の周知

（３）具体的な取組内容

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

＜応急対策＞

１　特別警報･警報･注意報等の伝達
２　町、県等における措置
３　災害情報の収集･共有･伝達
４　異常な現象発見時の通報
５　広聴広報活動

１　特別警報・警報・注意報等の伝達

（１）取組方針

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

（２）役割

機関名等	役　　割
県	・気象特別警報・警報・注意報の伝達 ・洪水予報の発表 ・水防法に基づく河川の水位周知 ・水防警報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・土砂災害緊急情報の提供
熊谷地方気象台	・気象特別警報・警報・注意報の発表 ・洪水予報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・消防法に基づく火災気象通報
関東地方整備局	・洪水予報の発表 ・水防警報の発表 ・土砂災害緊急情報の提供

（３）具体的取組

ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等　　**【熊谷地方気象台】**

○　特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

○　対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（６地域）を用いることもある。

天気予報は一時細分区域（３区域）に区分して発表する。

【予報、特別警報・警報・注意報の細分区域】

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、**嵐山町**、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	（秩父地方）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

【特別警報・警報・注意報の概要】

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
警　報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】　　**（令和2年8月6日現在）**

種　類			発表基準	
特別警報	大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	（浸水深）	表面雨量指数基準	19
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	126
	洪水		流域雨量指数基準	市野川流域=13.4、都幾川流域=29.4
			複合基準*1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		12時間降雪の深さ10cm	
注意報	大雨	（浸水深）	表面雨量指数基準	10
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	90
	洪水		流域雨量指数基準	市野川流域=10.7、都幾川流域=23.5
			複合基準*1	市野川流域=(5,10.7)、 都幾川流域=(5,23.5)
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	11m/s
	風雪		平均風速	11m/s　雪を伴う
	大雪		12時間降雪の深さ5cm	
	雷		落雷等で被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25％　実効湿度55％	
	低温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※2	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報（１時間雨量）			１時間雨量100㎜、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合	

※1　(表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
※2　冬期の気温は熊谷地方気象台の値

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○　各種気象情報

・　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

・　**早期注意情報（警報級の可能性）**

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

・　**記録的短時間大雨情報**

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

・　**竜巻注意情報**

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

イ　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

【県、熊谷地方気象台、関東地方整備局】

（ア）気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

【指定河川洪水予報】

種　類	概　要
洪水注意報 洪水警報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。

【洪水予報発表基準】

	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数，流域雨量指数）	指定河川洪水予報による基準
洪水注意報	市野川流域=10.7 都幾川流域=23.5	市野川流域=（5，10.7） 都幾川流域=（5，23.5）	－
洪水警報	市野川流域=13.4 都幾川流域=29.4	－	－

※「－」は基準未設定

（イ）水防法に基づく水位情報

洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、指定された洪水予報河川と水位周知河川については、洪水のおそれがあると認められるときは、国・都道府県が水位等を示して警戒を呼びかけることになっている。

町内の河川には、洪水予報河川及び水位周知河川はないため、氾濫危険水位（レベル４水位）、避難判断水位（レベル３水位）等は設定されておらず、氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報〔洪水〕）等は提供されていない。

ウ　気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報　【県、熊谷地方気象台】

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

【発表対象地域（43市町村）】

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、**嵐山町**、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、熊谷市、深谷市、寄居町、春日部市、松伏町

○　発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

【発表基準】

・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

【解除基準】

・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

○　伝達系統

伝達系統は、「ク　気象警報等の伝達」伝達系統図による。

エ　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報　　【県、関東地方整備局】

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

○　伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

＜県が緊急調査を行う場合＞

- 土石流
- 地すべり
- 河道閉塞による湛水
- 河道閉塞による湛水を原因とする土石流

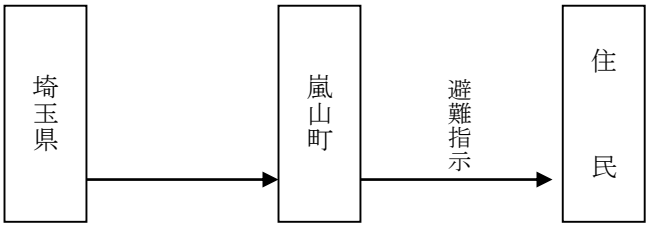

＜国が緊急調査を行う場合＞

- 火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- 河道閉塞による湛水
- 河道閉塞による湛水を原因とする土石流

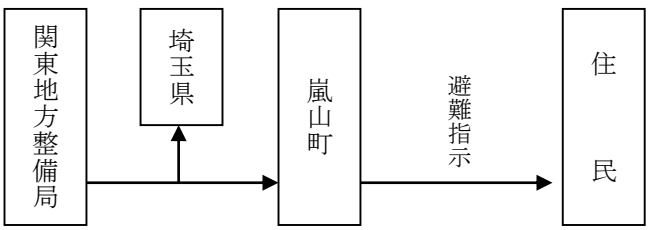

オ　火災気象通報　　【県、熊谷地方気象台】

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

カ　災害時気象支援資料　　【熊谷地方気象台】

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

キ　熊谷地方気象台と埼玉県・町とのホットラインの運用　　【熊谷地方気象台】

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者または町防災担当課責任者等へ電話連絡する。

・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
(1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
(2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替をした場合
(3) 特別警報を警報に切り替えた場合
※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、町長または地域支援課長に直接連絡を行う。

また、町が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

ク　気象警報等の伝達　　【熊谷地方気象台】

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

種別 ＼ 通知先	特別警報 警報		注意報					気象情報			水防活動用警報・注意報・情報		
	大雨暴風洪水※	大雪暴風雪	大雨洪水雷	大雪風雪着雪低温	乾燥	濃霧	霜	記録的短時間大雨情報	土砂災害警戒情報	その他の気象情報	警報	注意報	情報
東日本電信電話（株）（警報伝達システム担当）	●	●									●		
ＮＨＫさいたま放送局	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	●									●		
県災害対策課	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
荒川上流河川事務所	●	○	○					○	○	○			

● 気象業務法第15条による通知先を示す。
○ 上記以外の通知先を示す。
※ 洪水は警報に限る。

【伝達系統図】

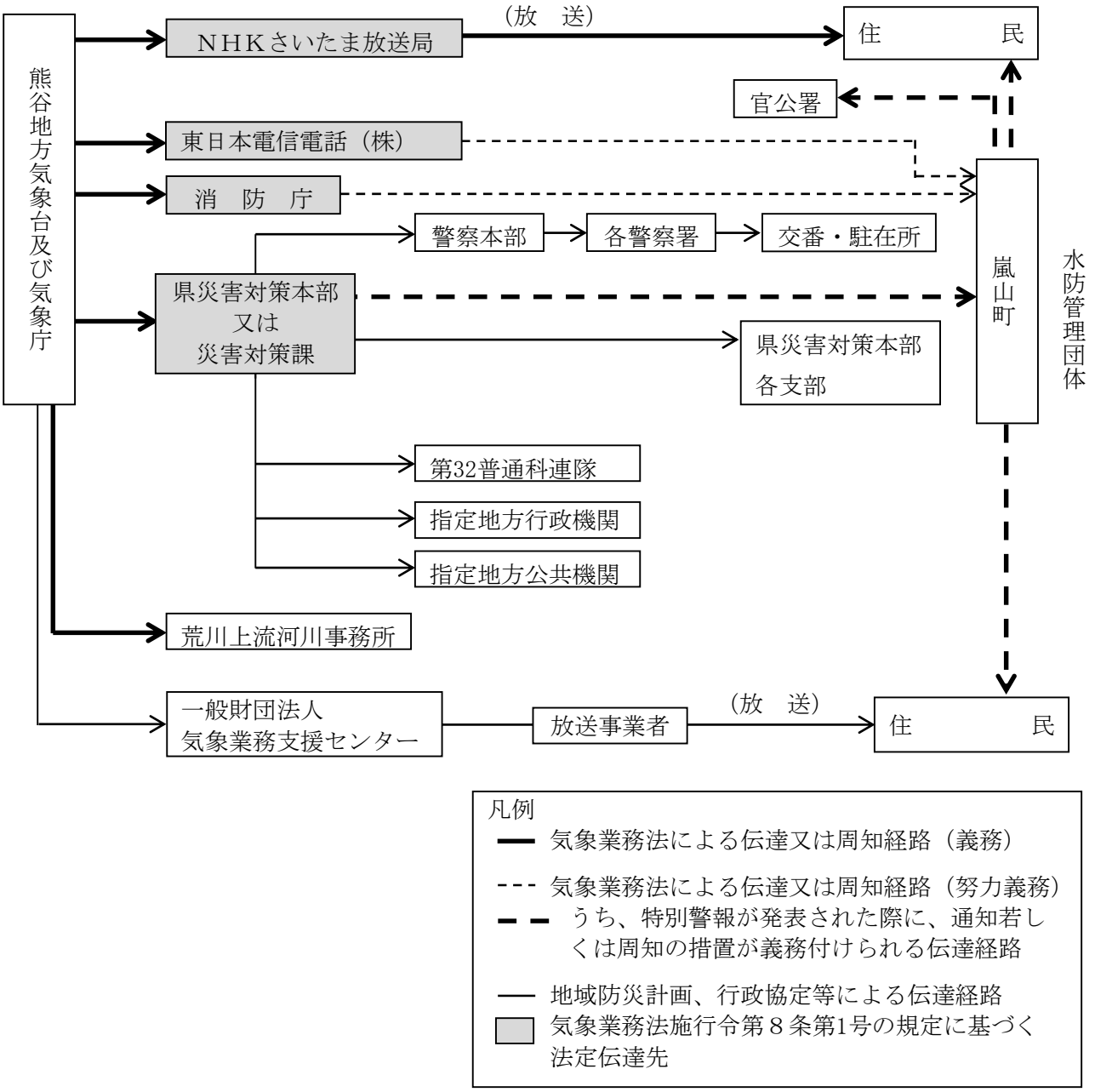

２　町、県等における措置

（１）基本方針

気象警報等が適切に伝達され、被害の未然防止がなされるよう対応する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・関係機関、住民等への気象警報等の伝達
県	・気象警報等及び土砂災害警戒情報等の受領 ・各種措置の実施

機関名等	役　　割
東日本電信電話（株）	・気象警報等の町への伝達

（３）具体的役割

ア　気象警報等の伝達　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知するなどの対応をとるものとする。

イ　伝達方法

災害の発生するおそれがある場合において、熊谷地方気象台の通報を受けたとき、又は町長の発する警報等の伝達及び周知方法は下に掲げる方法によるものとする。

○　受理責任者

嵐山町地域支援課長

○　周知の方法

- 消防法第22条に基づくサイレンの吹鳴・警鐘
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による伝達
- 水防法第13条に基づくサイレンの吹鳴・警鐘

ウ　勤務時間外における注意報等の伝達

町は、勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。以下、町における連絡体制を示す。

○　日直等の配置

日直及び夜間警備員は、非常配備に該当する気象情報が県又は他の関係機関から通知され、若しくは災害発生が予想される場合には、直ちに電話等により地域支援課長へ連絡するものとする。

○　関係各課の担当者への連絡等

地域支援課長は、当直員から連絡を受けた場合、町長又は副町長等に報告をし配備体制の指示を受け、各課長等へ緊急連絡網により伝達する。

○　勤務時間外の伝達方法

勤務時間外の伝達方法は、電話等で行う。また、外出中の職員に対しては、携帯電話等による伝達も行うものとする。

エ　県の措置　　**【県】**

○　県は気象警報等を受領したときは、直ちに警報等の種別により町等に伝達する。

○　特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町に通知するとともに、関係市町村へは電話連絡等を行う。

オ　東日本電信電話（株）の措置　　**【東日本電信電話（株）】**

東日本電信電話（株）は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村等へ通知する。

３　災害情報の収集・共有・伝達

「第２編 震災対策編－第２章－第５節－＜応急対策＞－１　災害情報の収集・共有・伝達（第２編-94ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）風水害時に収集すべき情報

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情　報　の　内　容	収集時期	収　集　源	伝達手段・経路等
㈠気象警報等、気象情報	予側される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
㈡雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随　時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・町独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随　時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
㈢危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期・箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
㈣住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情　報　の　内　容	収集時期	収　集　源	伝達手段・経路等
㈠発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報 （特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後即時	・町、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 （被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	・防災情報システム ・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
㈡住民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

４　異常な現象発見時の通報

（１）基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

（２）役割

機関名等	役　　割
災害が発生するおそれがある異常な現象の発見者	・町長又は警察官への通報
地域支援課（総務対策部）	・気象庁その他の関係機関への通報

（３）具体的な取組

ア　異常な現象発見時の通報　　**【地域支援課（総務対策部）、異常な現象の発見者】**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

○　発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第２項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。（同条第３項）

○　町長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、本計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【異常現象の通報、伝達経路】

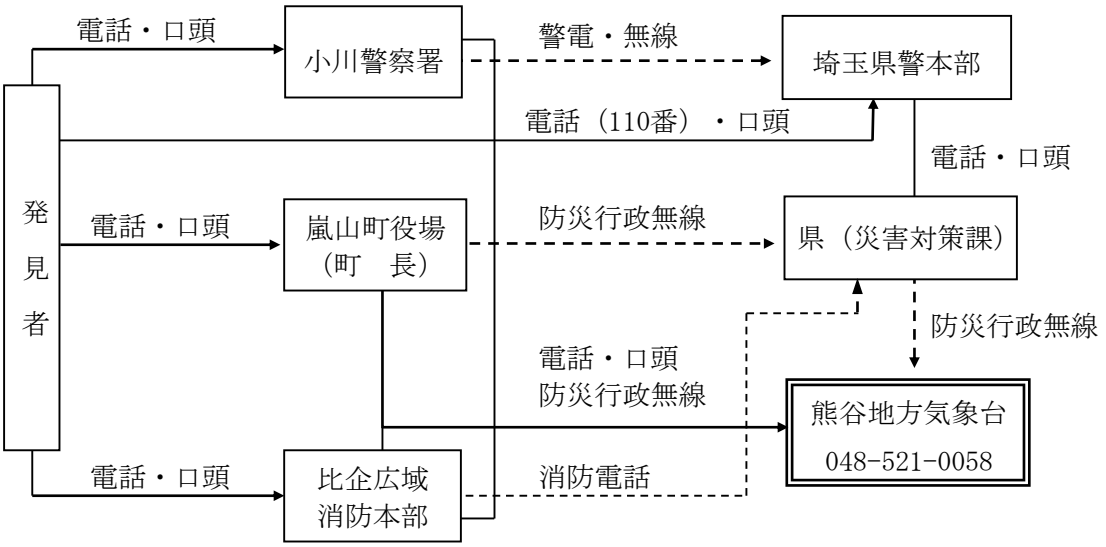

【気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項】

○　気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強い雹（ひょう）等

○　地震・火山に関する事項

・火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

・地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

○　気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

５　広聴広報活動

「第２編 震災対策編－第２章－第５節－＜応急対策＞－２　広聴広報活動（第２編-100ページ）」を準用する。

第６節　医療救護等対策

第１　基本方針

「第２編 震災対策編－第２章－第６節（第２編-104ページ）」を準用する。

第２　現況

「第２編 震災対策編－第２章－第６節（第２編-104ページ）」を準用する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 医療救護体制の整備

「第２編 震災対策編－第２章－第６節－＜予防・事前対策＞（第２編-105ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１ 初動医療体制
２ 遺体の取扱い

「第２編 震災対策編－第２章－第６節－＜応急対策＞（第２編-109ページ）」を準用する。

＜復旧対策＞

１ 防疫体制の確立
２ 遺体の埋･火葬

「第２編 震災対策編－第２章－第６節－＜復旧対策＞（第２編-117ページ）」を準用する。

第７節　避難対策

第１　基本方針

「第２編 震災対策編－第２章－第８節（第２編-127ページ）」を準用する。

なお、風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

第２　現況

「第２編 震災対策編－第２章－第８節（第２編-127ページ）」を準用する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　避難体制の整備

１　避難体制の整備

「第２編 震災対策編－第２章－第８節－＜予防･事前対策＞－１　避難体制の整備（第２編-128ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア　避難計画の策定　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

○　洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報及び危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

○　土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

○　局地的短時間豪雨

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

イ　発災前の避難決定及び住民への情報提供　　【地域支援課（総務対策部）】

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

＜応急対策＞

１ 避難の実施
２ 避難所の開設･運営
３ 広域避難･広域一時滞在

１　避難の実施

「第２編 震災対策編－第２章－第８節－＜応急対策＞－１ 避難の実施（第２編-132ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）取組方針

「第２編 震災対策編－第２章－第８節－＜応急対策＞－１－（１）取組方針（第２編-132ページ）」を準用する。

（２）役割

機関名等	役　　割
町長、地域支援課（総務対策部）	・避難の指示 ・警戒区域の設定 ・避難誘導の実施
知事、その命を受けた職員	・避難の指示（洪水及び地すべり） ・警戒区域の設定（町が事務を行えなくなったとき）
県、熊谷地方気象台、関東地方整備局	・避難指示等に関する町長への助言
水防管理者	・避難の指示（洪水）
警察官	・避難の指示 ・警戒区域の設定（町長等が現場にいないとき等）
自衛官	・避難の指示（その場に警察官がいない場合に限る） ・警戒区域の設定（町長等、警察官が現場にいないとき）

（３）具体的取組

ア　避難指示

（ア）実施責任者　　【町長、県、水防管理者、関係機関】

避難のための立退きの指示、立退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行うものとする。

実施責任者	根拠法令	適用災害
知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
町長	災対法第60条	災害全般
水防管理者	水防法第29条	洪水

実施責任者	根拠法令	適用災害
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第４条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条	災害全般

ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都道府県知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。

○　町長及び水防管理者

町長及び水防管理者は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。（災対法第60条、水防法第29条）

○　知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。（災対法第60条）

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（地すべり等防止法第25条）

○　警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長もしくはその権限を代行する町の吏員が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。（災対法第61条、警察官職務執行法第４条）

○　自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。（自衛隊法第94条）

（イ）避難指示の内容　　【町長、水防管理者】

避難指示は、次の内容を明示して行う。

- 要避難対象地域
- 立退き先
- 避難先及び避難経路
- 避難理由
- 避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

（ウ）関係機関相互の通知及び連絡　　【町長、県、水防管理者、関係機関】

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

・町長

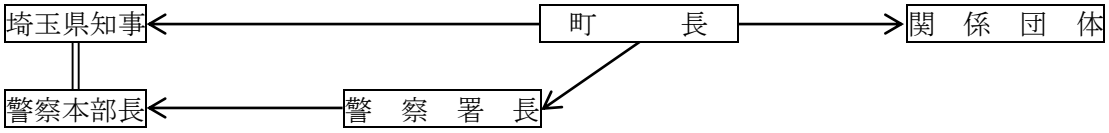

・知事又はその命を受けた職員

（洪水の場合）

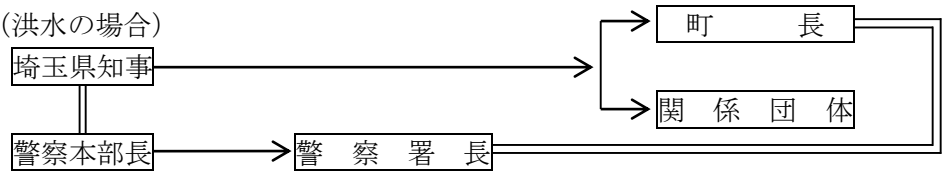

（地すべりの場合）

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

・水防管理者

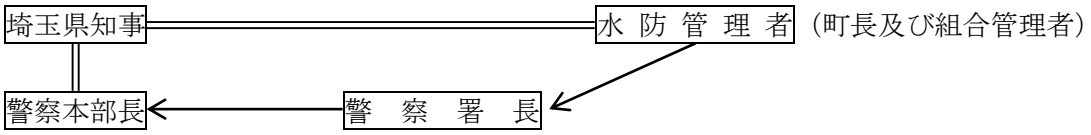

・警察官、海上保安官及び自衛官

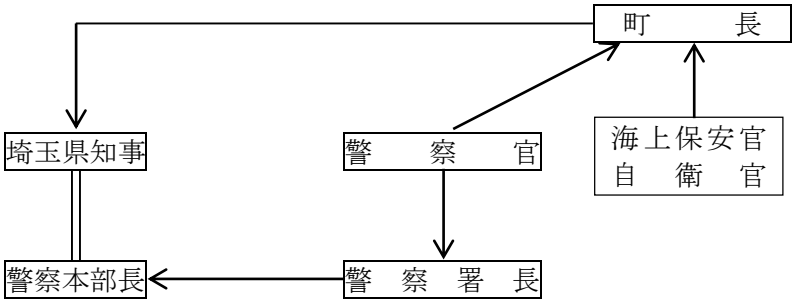

（エ）発令基準及び伝達方法　　【町長、地域支援課（総務対策部）】

避難指示は、おおむね次の基準により発令、伝達するものとする。

種　別	発令基準	伝達方法
避難指示	1　気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断されるとき。 2　関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 3　河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4　河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5　地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 6　土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 7　火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

イ　町長による避難情報の発令　【町長】

町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行うものとする。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル２】 大雨・洪水注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （町長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示 （町長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （町長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

ウ　警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状　　況	措　　置	指　示　者	対　象　者
ア　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	(ｱ) 立入制限 (ｲ) 立入禁止 (ｳ) 退去命令	(ｱ) 町長 (ｲ) 警察官（注１） (ｳ) 自衛官（注３） (ｴ) 知事（注４）	災害応急対策に従事する者以外の者
イ　水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(ｱ) 立入禁止 (ｲ) 立入制限 (ｳ) 退去命令	(ｱ) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (ｲ)警察官（注２）	水防関係者以外の者
ウ　火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(ｱ) 退去命令 (ｲ) 出入の禁止 (ｳ) 出入の制限	(ｱ) 消防吏員又は消防団員 (ｲ) 警察官（注２）	命令で定める以外の者
エ　人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第４条）	(ｱ) 引き留め (ｲ) 避難 (ｳ) 必要な措置命令	(ｱ) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

（注１）町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
（注２）(ｱ)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
（注３）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ｱ)および(ｲ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
（注４）知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

エ　避難誘導

（ア）町の役割　　【地域支援課（総務対策部）】

○　避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

＜災害の発生状況に関する状況＞
・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
・災害の拡大についての今後の見通し
＜災害への対応を指示する情報＞
・危険地区住民への避難指示
・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
・周辺河川や斜面状況への注意・監視
・誤った情報に惑わされないこと
・冷静に行動すること

また、町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

○　避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

（イ）警察機関の任務　　【警察】

○　警察官が避難誘導を行う場合は、町、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行うものとする。

○　住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

２　避難所の開設・運営　～　３　広域避難・広域一時滞在

「第２編 震災対策編－第２章－第８節－＜応急対策＞（第２編-132ページ）」を準用する。

第８節　災害時の要配慮者対策

第１　基本方針

「第２編 震災対策編－第２章－第９節（第２編-141ページ）」を準用する。

第２　現況

「第２編 震災対策編－第２章－第９節（第２編-141ページ）」を準用する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 避難行動要支援者の安全対策
２ 要配慮者全般の安全対策
３ 社会福祉施設入所者等の安全対策

「第２編 震災対策編－第２章－第９節－＜予防・事前対策＞（第２編-142ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１ 避難行動要支援者等の避難支援
２ 避難生活における要配慮者支援
３ 社会福祉施設入所者等の安全確保
４ 外国人の安全確保

「第２編 震災対策編－第２章－第９節－＜応急対策＞（第２編-150ページ）」を準用する。

第９節　物資供給・輸送対策

第１　基本方針

「第２編 震災対策編－第２章－第１０節（第２編-156ページ）」を準用する。

第２　現況

「第２編 震災対策編－第２章－第１０節（第２編-156ページ）」を準用する。

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 飲料水･食料･生活必需品･防災用資機材･医薬品の供給体制の整備
２ 緊急輸送体制の整備

「第２編 震災対策編－第２章－第１０節－＜予防･事前対策＞(第２編-157ページ)」を準用する。

＜応急対策＞

１ 飲料水･食料･生活必需品･防災用資機材等の供給
２ 輸送対策

「第２編 震災対策編－第２章－第１０節－＜応急対策＞（第２編-163ページ）」を準用する。

第１０節　町民生活の早期再建

第１　基本方針

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節（第２編-167ページ）」を準用する。

第２　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 罹災証明書の発行体制の整備
２ 応急住宅対策
３ 動物愛護
４ 文教対策
５ がれき処理等廃棄物対策
６ 被災中小企業支援

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜予防・事前対策＞（第２編-167ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

１ 災害救助法の適用
２ 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
３ がれき処理等廃棄物対策
４ 動物愛護
５ 応急住宅対策
６ 文教対策

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜応急対策＞（第２編-173ページ）」を準用する。

＜復旧対策＞

１ 生活再建等の支援

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜復旧対策＞（第２編-186ページ）」を準用する。

第１１節　竜巻等突風対策

第１　基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、町民への注意喚起を行うとともに町民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第２　現況

○　竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で23件（2007年～2017年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの９月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

○　特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

○　その他の突風

・　ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

・　ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。

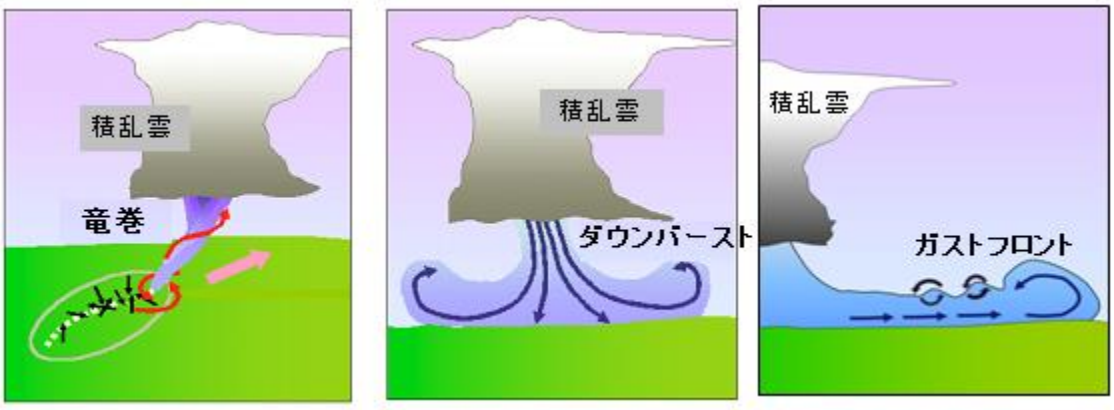

（出典：気象庁ホームページ）

○　竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

○　課題

竜巻や突風は小規模な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。
- 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約１時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報　第1号
令和××年××月××日××時××分　気象庁発表

埼玉県北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

- 適中率は５％程度、補足率は30％程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と１時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

（ｉ）発生確度２：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
（適中率7～14%、捕捉率50～70%）

（ⅱ）発生確度１：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
（適中率1～7%、捕捉率80%程度）

発生確度１以上の地域では、予測の適中率は発生確度２に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

竜巻発生確度ナウキャストについて

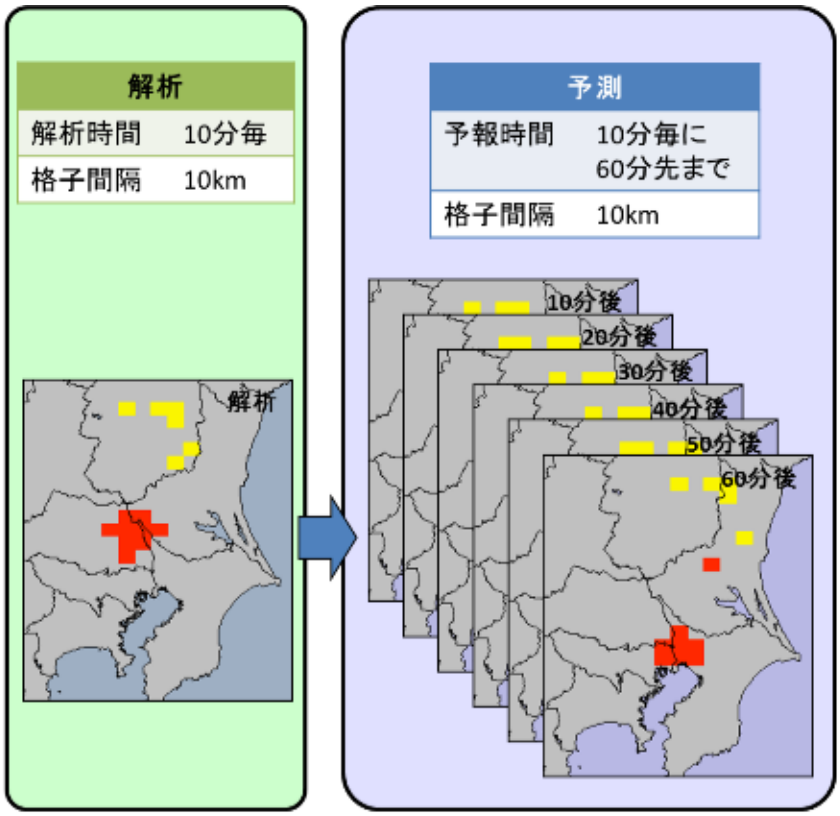

発生確度2	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※　発生確度2の予測の適中率　：　発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※　発生確度1以上の予測の適中率　：　発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

（補足）上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

（出典：気象庁ホームページ）

第３　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 竜巻の発生、対処に関する知識の普及
２ 竜巻注意情報等気象情報の普及
３ 被害予防対策
４ 竜巻等突風対処体制の確立
５ 情報収集･伝達体制の整備
６ 適切な対処法の普及

１　竜巻の発生、対処に関する知識の普及

（１）取組方針

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難である。人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を日ごろから周知徹底し、会得する必要がある。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、熊谷地方気象台	・竜巻や対処方法に関する知識の普及
学校	・竜巻発生や避難に関する指導の実施

（３）具体的な取組内容

ア　竜巻等突風に関する普及啓発の推進　**【地域支援課（総務対策部）、熊谷地方気象台】**

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や町民への普及啓発を行う。

（参考）県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等）

イ　竜巻対応マニュアルの作成　　**【学校】**

○　竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。

○　竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

○　安全管理運対体制の充実を図る。

２　竜巻注意情報等気象情報の普及

（１）取組方針

竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く町民に普及を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
熊谷地方気象台、県、地域支援課（総務対策部）	・竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの普及

（３）具体的な取組内容

ア　竜巻関係の気象情報について普及啓発

【地域支援課（総務対策部）、県、熊谷地方気象台】

熊谷気象台は県及び町と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、町民への普及啓発を行う。

３　被害予防対策

（１）取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く町民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・竜巻被害の予防対策の普及
農政課（農林部）	・農作物における耐風対策
町民	・ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ・屋内における退避場所の確保
東武鉄道（株）	・突風による脱線事故の防止対策の推進
学校	・ガラス飛散防止対策

（３）具体的な取組内容

ア　物的被害を軽減させるための方策

【地域支援課（総務対策部）、農政課（農林部）、重要施設管理者】

○　重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

○　低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

４　竜巻等突風対処体制の確立

（１）取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・竜巻に対する対処、防災関係機関との事前調整

（３）具体的な取組内容

ア　竜巻に対する対処　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

５　情報収集・伝達体制の整備

（１）取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の町民等への伝達体制の整備 ・竜巻等突風の通報制度の検討
町民	・竜巻注意情報取得のための事前準備（防災情報メールの登録等）

（３）具体的な取組内容

ア　住民への伝達体制　　【地域支援課（総務対策部）】

防災行政無線、登録制メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

イ　目撃情報の活用　　【地域支援課（総務対策部）、熊谷地方気象台、学校】

町や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

６　適切な対処法の普及

（１）取組方針

竜巻等突風への具体的な対処法を町民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の町民等への普及 ・竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有
町民	・竜巻等突風の情報取得や身を守る方法の習得

（３）具体的な取組内容

ア　具体的な対処方法の普及　　**【地域支援課（総務対策部）、町民】**

町民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

・頑丈な建物への避難
・窓ガラスから離れる
・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
・避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A)竜巻注意情報発表時、(B)積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C)竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的変化	対処行動例
(A)竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（５～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B)積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C)竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

＜応急対策＞

１ 情報伝達
２ 救助の適切な実施
３ がれき処理
４ 避難所の開設･運営
５ 応急住宅対策
６ 道路の応急復旧

１　情報伝達

（１）取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、町民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・防災情報メール等を活用した竜巻等突風の情報の伝達

（３）具体的な取組内容

ア　竜巻等突風に関する普及啓発の推進　　【地域支援課（総務対策部）】

○　町は､町民が竜巻等突風から身の安全を守るため､町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

○　町は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう町単位の情報の付加等を行う。

【町単位での情報の付加に係る参考】

（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A)「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

○　「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。

○　なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

○　竜巻注意情報が埼玉県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

○　気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

○　竜巻発生確度ナウキャストを用い、町が、実況及び予測で発生確度２、発生確度１、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10㎞格子単位の表示であるため、町が発生確度１又は２の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

○　多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ＦＡＸを用いて情報伝達を行う。

(C) 町内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２の範囲に入ったときにおける対応

（情報伝達）

○　町内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで町が発生確度２の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

○　情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（第３編-60ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の２点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、町内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 町内において竜巻が発生したときにおける対応

（情報伝達）

○　町内及び周辺において竜巻の発生したことを町が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

○　情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（第３編-60ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の２点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、町内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

２　救助の適切な実施　　【各課（各部）】

（１）取組方針

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
各課（各部）	・災害救助の適切な実施
県、防災関係機関	・町が行う災害救助への適切な支援の実施

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜応急対策＞－１　災害救助法の適用（第２編-173ページ）」を準用する。

３　がれき処理　　【環境課（衛生部）】

（１）取組方針

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

（２）役割

機関名等	役　　割
環境課（衛生部）	・がれきの収集、処理の実施

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜応急対策＞－３　がれき処理等廃棄物対策（第２編-176ページ）」を準用する。

４　避難所の開設・運営　　【地域支援課（総務対策部）、防災関係機関】

（１）取組方針

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・避難所の開設・運営
県	・町からの要請に基づく職員の派遣
防災関係機関	・避難所における避難者支援

「第２編 震災対策編－第２章－第８節－＜応急対策＞－２　避難所の開設・運営（第２編-134ページ）」を準用する。

５　応急住宅対策　　【税務課（住宅部）、まちづくり整備課（土木部）、県】

（１）取組方針

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
税務課（住宅部）	・被害認定及び罹災証明の発行
まちづくり整備課（土木部）	・被災住宅の応急修理の実施 ・応急仮設住宅の維持管理 ・住宅関係障害物の除去
県	・県営住宅等の空家の提供 ・応急仮設住宅の供給 ・町が行う住宅関係障害物の除去への支援

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜応急対策＞－５ 応急住宅対策（第２編-179ページ）」を準用する。

６　道路の応急復旧　　【まちづくり整備課（土木部）】

（１）取組方針

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

（２）役割

機関名等	役　　割
まちづくり整備課（土木部）	・道路の被災状況の調査 ・道路上のがれき等の障害物の除去

＜復旧対策＞

１　被害認定の適切な実施
２　被災者支援

１　被害認定の適切な実施　　【税務課（住宅部）】

（１）取組方針

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、町民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

（２）役割

機関名等	役　　割
税務課（住宅部）	・被害認定の迅速かつ的確な実施

（３）具体的な取組内容

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜応急対策＞－２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行（第２編-175ページ）」を準用する。

２　被災者支援　　【各課（各部）】

（１）取組方針

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

（２）役割

機関名等	役　　割
各課（各部）	・関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施

（３）具体的な取組内容

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜復旧対策＞－１　生活再建等の支援（第２編-186ページ）」を準用する。

＜参考＞

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	町	県・関係機関
被災者支援	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除	・災害ボランティアセンターの支援 ・被害認定調査に係る応援職員派遣
生活再建資金	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（町社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付	・被災者生活再建支援法の適用申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付

	町	県・関係機関
	・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・町義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給	・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分
住宅関連	・町営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施	・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報
税金・保険料の減免、徴収猶予	・町民税、固定資産税の減免等 ・町税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免	・個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免等（県税事務所）
中小企業等への支援	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報	・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関）
農業者への支援	・各種資金（農業近代化資金、スーパーＬ資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）
育児・教育支援	・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、町立幼稚園減免	・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与 ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）
その他支援	・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）	・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド（株）） ・電話料等の支払い延長等（東日本電信電話（株）） ・ＮＨＫ料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

第３章　災害復興

第１節　基本方針

「第２編 震災対策編－第３章－第１節 基本方針（第２編-200ページ）」を準用する。

第２節　実施計画

「第２編 震災対策編－第３章－第２節 実施計画（第２編-200ページ）」を準用する。

第４章　雪害対策

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98㎝、熊谷で62㎝と、観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、異常気象の発生に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第１節　基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、町民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第２節　大雪災害の特徴

○　平成26年2月の大雪の状況

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500メートル付近は－６℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では１週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62㎝、秩父で98㎝となった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

第３節　実施計画

第１　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 町民が行う雪害対策
２ 情報通信体制の充実強化
３ 雪害における応急対応力の強化
４ 避難所の確保
５ 建築物の雪害予防
６ 道路交通対策
７ 鉄道等交通対策
８ ライフライン施設雪害予防
９ 農林水産業に係る雪害予防

１　町民が行う雪害対策

（１）取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、町民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、町民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（１週間（最低３日間）分）の奨励 ・町民が担うべき雪害対策の重要性の啓発 ・町民、企業との協力体制の確立
町民	・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（１週間（最低３日間）分を推奨） ・除雪作業等用品の準備・点検 ・町民、企業との協力体制の確立
事業者	・町民、企業との協力体制の確立

（３）具体的な取組内容

ア　自助の取組　　**【地域支援課（総務対策部）、町民】**

○　自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

○　町は、町民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。

イ　町民との協力体制の確立　　**【地域支援課（総務対策部）、町民、事業者】**

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

「第２編 震災対策編－第２章－第１節－＜予防・事前対策＞－１　自助、共助による町民の防災力向上（普及啓発・防災教育）（第２編-10ページ）」を準用する。

２　情報通信体制の充実強化

（１）取組方針

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、町民の適切な対処を促す。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・町民への伝達及び事前の周知 ・県や防災関係機関との情報共有
熊谷地方気象台	・気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・町民への伝達及び事前の周知
町民	・気象情報の主体的な入手

（３）具体的な取組内容

ア　気象情報等の収集・伝達体制の整備　**【地域支援課（総務対策部）、熊谷地方気象台】**

○　町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

○　熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、町に伝達する体制整備に努める。

イ　町民への伝達及び事前の周知　**【地域支援課（総務対策部）、熊谷地方気象台、町民】**

○　町及び熊谷地方気象台は、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を町民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ町民への周知に努める。

○　町民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

ウ　県や防災関係機関との情報共有　**【地域支援課（総務対策部）、県、関係機関】**

県及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を町や関係機関と共有する。

「第２章－第５節－＜予防・事前対策＞－２　気象情報や避難情報の活用の周知（第３編-23ページ）」を準用する。

３　雪害における応急対応力の強化

（１）取組方針

町及び県、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、県、防災関係機関	・大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有 ・防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

（３）具体的な取組内容

ア　大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有

【地域支援課（総務対策部）、県、防災関係機関】

大雪災害に対応するため、県が作成した事前行動計画（埼玉版タイムライン）を共有する。

イ　防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

【地域支援課（総務対策部）、消防機関、防災関係機関】

救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

【雪害に対応する防災用資機材（例）】

・除雪機	・スノーシュー	・かんじき	・ストック	・そり
・スノーダンプ	・スコップ	・長靴	・防寒具	・防寒用品
・ポリタンク				

４　避難所の確保　　【地域支援課（総務対策部）】

（１）取組方針

町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

「第２編 震災対策編－第２章－第８節－＜予防・事前対策＞－１　避難体制の整備（第２編-128ページ）」を準用する。

５　建築物の雪害予防

（１）取組方針

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの町民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

（２）役割

機関名等	役　　割
施設管理者	・建築物被害を軽減させるための措置

（３）具体的な取組内容

ア　建築物被害を軽減させるための措置　　**【施設管理者】**

庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

○　新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

○　老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

６　道路交通対策

（１）取組方針

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

（２）役割

機関名等	役　　割
県、まちづくり整備課（土木部）	・道路交通の確保
地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）	・関係機関の連携強化
道路管理者	・道路交通の確保 ・積雪状況の把握及び情報発信 ・雪捨て場の事前選定 ・関係機関の連携強化

（３）具体的な取組内容

ア　道路交通の確保　　**【まちづくり整備課（土木部）、道路管理者】**

○　道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

○　道路管理者は、嵐山町建設水道事業協同組合に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検等の協力を求める。

イ　雪捨て場の事前選定　　**【まちづくり整備課（土木部）】**

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。

ウ　関係機関の連携強化

【地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）、道路管理者】

○　降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国・県等との連絡体制をあらかじめ確立する。

○　異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（幹線町道等）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

「第２章－第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜予防・事前対策＞（第３編-14ページ）」を準用する。

７　鉄道等交通対策

（１）取組方針

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、町等と連携しながら広く町民に周知する。

８　ライフライン施設雪害予防

（１）取組方針

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

（２）役割

機関名等	役　　割
ライフライン事業者	・雪害対策の推進 ・積雪に強いライフラインの研究

（３）具体的な取組内容

ア　ライフラインにおける雪害対策の推進　　【ライフライン事業者】

○　ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

○　ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

９　農林水産業に係る雪害予防

（１）取組方針

町は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

（２）役割

機関名等	役　　割
農政課（農林部）	・農産物等への被害軽減対策

（３）具体的な取組内容

ア　農産物等への被害軽減対策　　【農政課（農林部）】

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

＜応急対策＞

１ 応急活動体制の施行
２ 情報の収集･伝達･広報
３ 道路機能の確保
４ 警備･交通規制
５ ライフラインの確保
６ 地域における除雪協力

１　応急活動体制の施行

（１）取組方針

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・災害応急対策の実施 ・初動期の人員確保

（３）具体的な取組内容

ア　災害応急対策の実施　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

災害対策本部体制については、「第１編 総則－第２章－第２節 防災体制（第１編-25ページ）」による。

イ　初動期の人員確保　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員動員計画により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

２　情報の収集・伝達・広報

（１）取組方針

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、県	・積雪に関する被害情報の収集・伝達 ・町民への情報発信 ・積雪に伴う執るべき行動の周知 ・町と県との情報共有機能の強化

（３）具体的な取組内容

ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第２章－第５節 情報収集・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞（第３編-24ページ）」を準用する。

イ　積雪に関する被害情報の伝達　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ　町民への情報発信　　【地域支援課（総務対策部）】

○　熊谷地方気象台が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

○　異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など町民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

エ　積雪に伴いとるべき行動の周知　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、町民に周知する。

（例）

○　不要不急の外出は極力避ける。

○　外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。

○　道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。

○　交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。

○　自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。

○　安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。

○　除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

オ　県との情報共有機能の強化　　**【地域支援課（総務対策部）、県】**

○　大雪の際は、県が被害の全容を把握するために、防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用する。町は、得られた被害情報について、災害オペレーション支援システム等により共有する。

○　町の被害が甚大な場合、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

３　道路機能の確保

（１）取組方針

町及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など町民の命を緊急的・直接的に救助する施設、町民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

（２）役割

機関名等	役　　割
道路管理者	・効率的な除雪 ・必要に応じた交通規制
地域支援課（総務対策部）、防災関係機関	・除雪の応援
警察	・必要に応じた交通規制
建設業者等	・各道路管理者が行う除雪の支援

（３）具体的な取組内容

ア　効率的な除雪　　**【道路管理者】**

○　異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

○　降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

○　道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

イ　除雪の応援　　**【地域支援課（総務対策部）、防災関係機関】**

○　町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

○　防災関係機関は、町又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

○　除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

４　警備・交通規制

（１）取組方針

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

（２）役割

機関名等	役　　割
警察、道路管理者	・警備 ・交通規制

（３）具体的な取組内容

ア　警備　　**【警察、道路管理者】**

「第２編 震災対策編－第２章－第４節－＜応急対策＞－５ 警備活動（第２編-77ページ）」を準用する。

イ　交通規制　　**【警察、道路管理者】**

○　緊急時の交通規制

気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。

○　除雪作業に伴う交通整理と交通規制

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

５　ライフラインの確保

（１）取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「第２章－第３節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－＜応急対策＞（第３編-14ページ）」を準用する。

（２）役割

機関名等	役　　割
ライフライン事業者、上下水道課（給水部）、地域支援課（総務対策部）	・ライフライン施設の応急対策の実施

（３）具体的な取組内容

ア　応急対策の実施

【上下水道課（給水部）、地域支援課（総務対策部）、ライフライン事業者】

○　ライフライン事業者及び町は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

○　ライフライン事業者及び町は、応急対策の実施にあたり、災害対応の円滑化や町民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

６　地域における除雪協力　　【町民、事業者】

（１）取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

＜復旧対策＞

１ 農業復旧支援
２ その他復旧対策
３ 生活再建等の支援

１　農業復旧支援　　【農政課（農林部）】

（１）取組方針

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜復旧対策＞（第２編-186ページ）」を準用する。

（２）役割

機関名等	役　　割
農政課（農林部）	・農業者への支援

２　その他復旧対策

「第２編 震災対策編－第２章－第２節－＜復旧対策＞－１ 迅速な災害復旧（第２編-38ページ）」を準用する。

３　生活再建等の支援

「第２編 震災対策編－第２章－第１１節－＜復旧対策＞（第２編-186ページ）」を準用する。

第４編　複合災害対策編

第４編　複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、町民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第１節　基本方針

町、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

１　人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

２　二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

３　ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

○　対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※１ 町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第２節　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　複合災害に関する防災知識の普及
２　複合災害発生時の被害想定の実施
３　防災施設の整備等
４　非常時情報通信の整備
５　避難対策
６　災害医療体制の整備
７　災害時の要配慮者対策
８　緊急輸送体制の整備

１　複合災害に関する防災知識の普及　　【地域支援課（総務対策部）、防災関係機関】

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有する。

○　複合する可能性のある災害の種類

・地震災害
・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）　など

○　複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の３つのパターンに分けられる。

パターン１

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

パターン２

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてならない状況になる。

パターン３

町内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

○　パターンごとの具体的なシナリオ例

パターン１

先発災害	巨大地震の発生　→　堤防等が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影　響	河川氾濫が発生（決壊など）

パターン２

先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（１年以内）に巨大台風直撃
影　響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

パターン３

地震Ａ´	巨大地震発生
地震Ｂ´	巨大地震がさらに発生
影　響	対応資源が不足し、対応が困難になる

２　複合災害発生時の被害想定の実施　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

３　防災施設の整備等　　【地域支援課（総務対策部）、防災関係機関】

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

４　非常時情報通信の整備　　【地域支援課（総務対策部）、防災関係機関】

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

５　避難対策　　【地域支援課（総務対策部）】

「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策－＜予防・事前対策＞（第２編-128ページ）」を準用する。

なお、町は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

６　災害医療体制の整備　　【健康いきいき課（健康管理部）、地域支援課（総務対策部）】

「第２編 震災対策編－第２章－第６節 医療救護等対策－＜予防・事前対策＞（第２編-105ページ）」を準用する。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

７　災害時の要配慮者対策　　【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）】

「第２編 震災対策編－第２章－第９節 災害時の要配慮者対策－＜予防・事前対策＞（第２編-142ページ）」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

８　緊急輸送体制の整備

【地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）、防災関係機関】

「第２編 震災対策編－第２章－第１０節 物資供給・輸送対策－＜予防・事前対策＞（第２編-157ページ）」を準用する。

なお、町、防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

＜応急対策＞

１ 情報の収集･伝達
２ 交通規制
３ 道路の修復
４ 避難所の再配置

１　情報の収集・伝達　　【地域支援課（総務対策部）】

「第２編 震災対策編－第２章－第５節 情報収集・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞（第２編-94ページ）」を準用する。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

２　交通規制　　【道路管理者、警察署】

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

３　道路の修復　　【まちづくり整備課（土木部）】

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、嵐山町建設水道事業協同組合等による道路の応急補修を実施する。

４　避難所の再配置　　【地域支援課（総務対策部）】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第５編　広域応援編

第５編　広域応援編

第１節　基本方針

埼玉県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。５つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。嵐山町も同時被災することから、町内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

第２節　想定災害と対象地域

第１　想定災害

今後30年以内の発生確率が70％と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

第２　対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県を想定する。

【参考：被害想定】出典：各都県の被害想定

	死者数	最大震度	避難者数
東京都	9,641	６強	3,385,489
千葉県	1,394		1,455,977
神奈川県	440		1,040,800
埼玉県	585		54,180

	負傷者数	（うち重傷者）
東京都	147,611	21,893
千葉県	48,004	3,008
神奈川県	22,950	3,630
埼玉県	7,215	812

	全壊棟数		
	揺れによるもの	液状化によるもの	合計
東京都	110,372	13,356	123,728
千葉県	41,330	2,085	43,415
神奈川県	31,320	1,200	32,520
埼玉県	8,127	5,253	13,380

第３節　広域応援のタイムテーブル

時　期	被災地等の主な対応	県の主な対応	町の主な対応
初動期～ 応急初期	・災害対策本部の設置 ・被災情報の収集 ・避難誘導、消火、水防など被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施	・情報収集体制の確立 ・連絡員等の派遣 ・応援・受援体制の確立	・広域応援にあたって県への協力
応急期	・避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ・帰宅困難者対策の実施 ・物資・燃料等の調達、緊急輸送 ・被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等） ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・医療活動の実施 ・災害ボランティアの受入れ ・義援金・物品の受入れ ・遺体の安置、火葬 ・災害廃棄物の処理 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・海外からの支援の受入れ	・救援物資の需給調整 ・帰宅困難者への支援 ・応援職員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動支援 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進	・応援職員の派遣 ・広域避難の受け入れ ・避難所の開設・運営、避難所開設の周知 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理への協力
復旧・ 復興期	・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・生活再建支援 ・恒久住宅への移行支援 ・経済・雇用調整	・復興計画の策定支援 ・被災自治体の復興業務への支援	・被災自治体の復興業務への支援

第４節　初動シナリオ

県は、首都圏同時被災となる広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。

町は、県の支援行動に協力するとともに、広域応援にあたっての協力体制を整備する。

＜初動対応手順＞

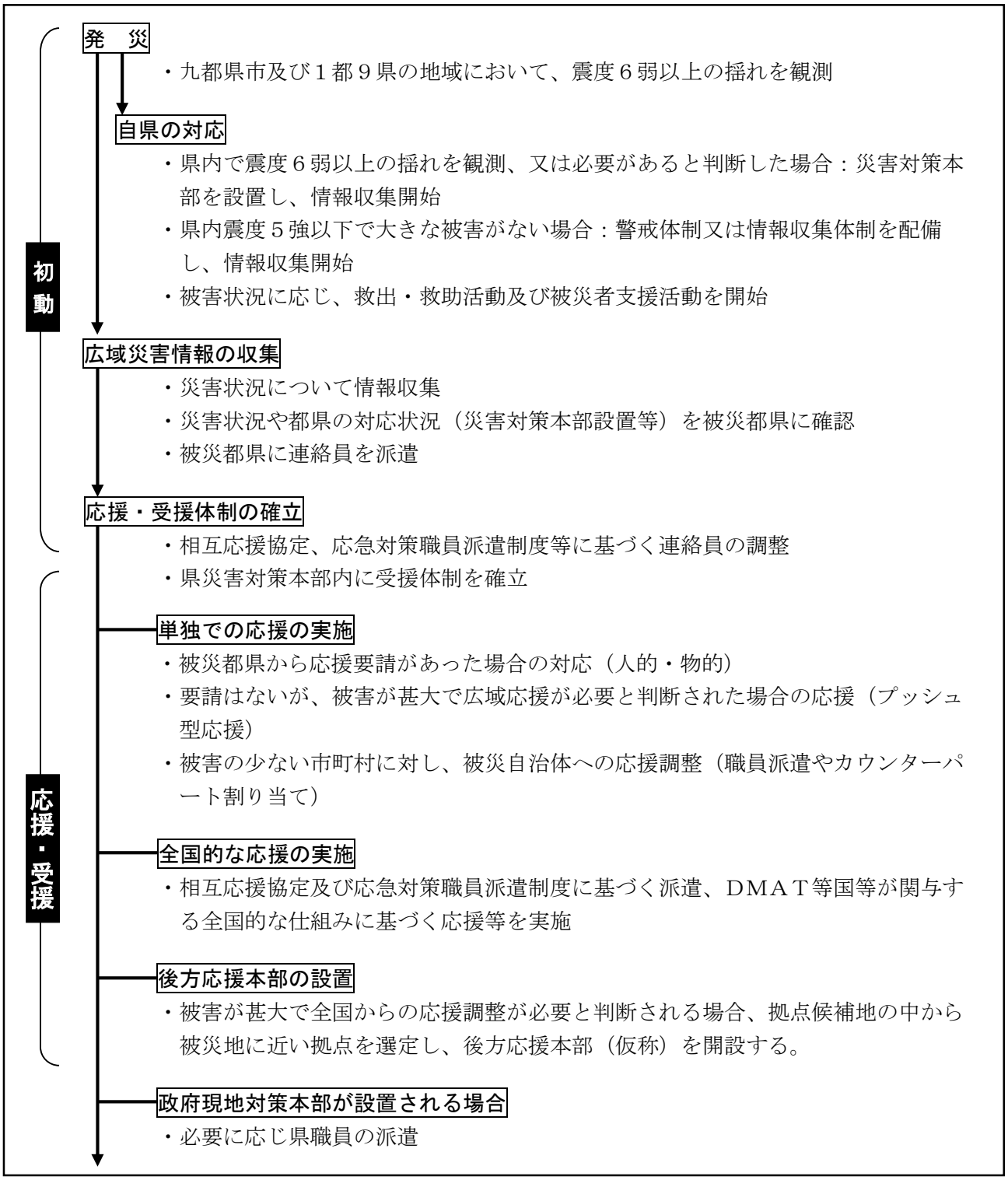

第５節　具体的取組

＜予防・事前対策＞

１ 広域応援体制の整備
２ 広域応援拠点の確保
３ 広域応援要員派遣体制の整備
４ 広域避難受入体制の整備
５ 町内被害の極小化による活動余力づくり

１　広域応援体制の整備

（１）取組方針

町は、県から要請があった場合に備え、広域応援にあたっての協力体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・九都県市合同防災訓練等の実施 ・広域避難者の受入体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　九都県市合同防災訓練等の実施　　【地域支援課（総務対策部）、県】

県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

町は、九都県市合同防災訓練等の後援を行うとともに、訓練等に積極的に参加する。

イ　広域避難者の受入体制の整備　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

町は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

２　広域応援拠点の確保

（１）取組方針

町は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・広域応援拠点の確保
警察、消防、自衛隊	・広域応援拠点の情報の共有

（３）具体的な取組内容

ア　広域応援拠点の確保　　【地域支援課（総務対策部）】

県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広に候補地を選定する。

３　広域応援要員派遣体制の整備

（１）取組方針

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・広域応援要員の活動体制の整備

（３）具体的な取組内容

ア　応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備

【地域支援課（総務対策部）】

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

町は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力に努めるものとする。

４　広域避難受入体制の整備

（１）取組方針

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から町に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・避難所の選定、確保

（３）具体的な取組内容

ア　広域避難受入体制の整備　　【地域支援課（総務対策部）】

町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

５　町内被害の極小化による活動余力づくり

（１）取組方針

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）	・町民への普及啓発 ・自主防災組織の育成
地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）、上下水道課（給水部）	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

（３）具体的な取組内容

ア　町民への普及啓発　　【地域支援課（総務対策部）】

○　家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
○　家庭内の取組（家具の固定･災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
○　ＤＩＧ、ＨＵＧを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

イ　自主防災組織の育成　　【地域支援課（総務対策部）】

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

ウ　防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

【地域支援課（総務対策部）、まちづくり整備課（土木部）、上下水道課（給水部）】

○　建物の耐震化・不燃化を促進する。
○　民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。

○　古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（路線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施する。

○　町は、老朽化の進む社会資本（橋梁、上下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

＜応急対策＞

１ 広域応援調整
２ 応援に係る広域災害情報の収集
３ 広域応援要員の派遣
４ 広域避難の支援

１　広域応援調整

（１）取組方針

首都圏広域災害が発生した場合、県において、広域応援調整のための後方応援本部（仮称）が設置され、被災地への支援が実施される。町の被災が軽微又は被災していない場合は、県と協調して応援活動を行う。

２　応援に係る広域災害情報の収集

県は、首都圏広域災害が発生した場合、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。町は、広域応援にあたって県に協力する。

３　広域応援要員の派遣

町は、県とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施する。

４　広域避難の支援

（１）取組方針

県は、大規模災害発生時に、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を受け入れる。

その際、町は県に協力するとともに、広域一時滞在のための避難所を提供する。

なお、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する町を支援する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者（広域一時滞在者）を受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

（２）役割

機関名等	役　　割
地域支援課（総務対策部）、福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、健康いきいき課（健康管理部）	・避難所の開設・運営、避難所開設の広報

（３）具体的な取組内容

ア　被災都道府県からの応援要請及び町との受入協議　　**【地域支援課（総務対策部）】**

県は、被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、町長に対して町が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

町は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議のうえ、直ちに避難所を提供する。

イ　避難者受入方針の決定　　**【県】**

県は、町に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

ウ　避難所開設の広報及び避難者の収容　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを広報し、収容すべき者を誘導して保護する。

エ　避難所の管理運営　　**【地域支援課（総務対策部）】**

「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策－＜応急対策＞（第２編-132ページ）」を準用する。

オ　要配慮者への配慮

【福祉課（福祉部）、長寿生きがい課（長寿部）、健康いきいき課（健康管理部）】

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

町及び県は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

カ　自主避難者への支援　　**【地域支援課（総務対策部）】**

町及び県は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

キ　避難者登録システム等の活用　　**【地域支援課（総務対策部）、県】**

県は、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供するものとし、町はこれに協力する。

ク　遠県への避難　　**【地域支援課（総務対策部）、県】**

町内の避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は町内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体での二次受入れを調整する。

避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

＜復旧・復興対策＞

１ 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)
２ 遺体の埋･火葬支援
３ 仮設工場･作業場のあっせん
４ 生活支援

１　広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

（１）取組方針

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

（２）役割

機関名等	役　　割
各課（各部）、県	・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施

（３）具体的な取組内容

＜参考＞復旧・復興に被災地で発生する主な業務

応急後期～復旧期	・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、罹災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分 ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
復興期	・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・（町）復興計画策定 ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理 ・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業あっ旋 ・被災者個人への融資 ・中小企業、農林漁業従事者への融資

２　遺体の埋・火葬支援　　【町民課（町民部）、県】

県は、大規模災害発生時に県内の遺体の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬の調整及びあっせんを行う。町は県に協力するとともに、他都県からの火葬依頼に対応する。

３　仮設工場・作業場のあっせん　　【企業支援課（企業支援部）、県】

県は、事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場としてあっせんする。

町は、空き工場・作業場の情報を提供し、県が行うあっせんに協力する。

４　生活支援　　【地域支援課（総務対策部）】

長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

第６編　事故災害対策編

第６編　事故災害対策編

第１節　火災対策計画

第１　火災予防

１　基本方針

町は、消防本部と連携して、消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等を実施するとともに、消防力の充実強化を図る。これにより、火災から町民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

２　消防力の整備強化

(1)　消防組織の整備

常備消防は、嵐山町、東松山市、滑川町、小川町、ときがわ町、吉見町及び東秩父村の１市５町１村が構成市町村となり、比企広域消防本部として運営されている。消防本部のほか、２つの消防署と７の消防分署で構成されており、本町には、小川消防署嵐山分署が配置され、火災の予防・警戒等の消防業務にあたっている。

また、非常備消防として嵐山消防団があり、消防団本部と２分団５部（団員定数　基本団員100名・機能別団員10名）で構成されている。消防団は、火災発生等の際に地域の防火活動の中核として初期消火や避難誘導などに当たるほか、常備消防と一体となって消防活動を実施するなど、地域防災のリーダーとして重要な役割を担っている。

ア　消防本部、消防署及び消防団資機材の整備

比企広域消防本部は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、災害対策に有効な資機材の整備も進める。

○　停電に備え、比企広域消防本部、消防署及び分署の非常用電源を計画的に更新整備していく。
○　比企広域消防本部の消防車両等を計画的に更新整備していく。
○　比企広域市町村圏組合の消防団車両等を計画的に更新整備していく。
○　消防本部及び消防署、分署について感染症防止対策のための施設及び設備を計画的に更新整備していく。
○　消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、消防施設や車両及び資機材の整備をしていく。

イ　消防通信体制の整備

消防救急通信設備は消防の命令情報連絡、及び国、県又は緊急消防援助隊への情報連絡に不可欠な設備である。消防救急デジタル無線施設並びに通信指令施設を計画的に更新整備していく。

ウ　消防水利等の整備

町は、これまで防火水槽の整備を推進してきているが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

エ　防火環境の整備

○　消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、社会環境の変化に伴ってますます団員確保に困難を来している状況である。これらの打開策として以下のことが挙げられる。

- 消防団装備の機械化、軽量化
- 消防ポンプ自動車等の重点配置
- 中核となる団員一人ひとりの育成、資質の向上
- 団員の処遇改善
- 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

○　自衛防災組織の育成強化

火災の公共危険性に鑑み、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、以下により自衛消防力の強化に努めるものとする。

- 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図っていくものとする。
- 防火対象物の関係者は、比企広域消防本部の活動開始前における消防活動に必要な資機材を整備し、比企広域消防本部の活動を円滑にするための諸施策を講じていくものとする。

第２　消防活動

１　目標

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

２　消防本部による消防活動

(1)　情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア　災害状況の把握

１１９番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ　把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

ウ　応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2)　大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に従う。

ア　避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ　重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ　消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ　市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ　火災現場活動の原則

(ｱ)　出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(ｲ)　火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ｳ)　火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ　救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、「第２編 震災対策編－第２章－第６節－＜応急対策＞－１　初動医療体制（第２編-109ページ）」による。

３　消防団による消防活動

(1)　出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2)　消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3)　救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4)　避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5)　情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6)　応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

４　他の消防機関に対する応援要請

(1)　消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2)　知事への応援要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(3)　要請上の留意事項

ア　要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(ｱ)　火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
(ｲ)　応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
(ｳ)　応援要請を行う消防隊の種別と人員
(ｴ)　町への進入経路
(ｵ)　応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ　応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。
(ｱ)　応援隊の誘導方法
(ｲ)　応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
(ｳ)　応援隊の活動拠点の確保

第３　大規模火災予防

１　基本方針

(1)　趣旨

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2)　留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

２　災害に強いまちづくり

(1)　災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

(2)　火災に対する建築物の安全化

ア　建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。
(ｱ)　都市計画法第８条第１項第５号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
(ｲ)　市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
(ｳ)　消防法第７条の規定による建築同意制度の効果的な運用
(ｴ)　高層建築物等に係る防災計画指導

(3)　火災発生原因の制御

ア　建築物の防火管理体制

学校、工場等収容人員50人（病院、スーパー等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

また、消防機関は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図るものとする。

イ　予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導するものとする。

ウ　高層建築物等の火災予防対策

消防機関は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ　火災予防運動の実施

町民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、消防機関は、関係機関の協力を得て年２回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

第４　大規模火災対策

１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1)　災害情報の収集・連絡

ア　大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ　大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

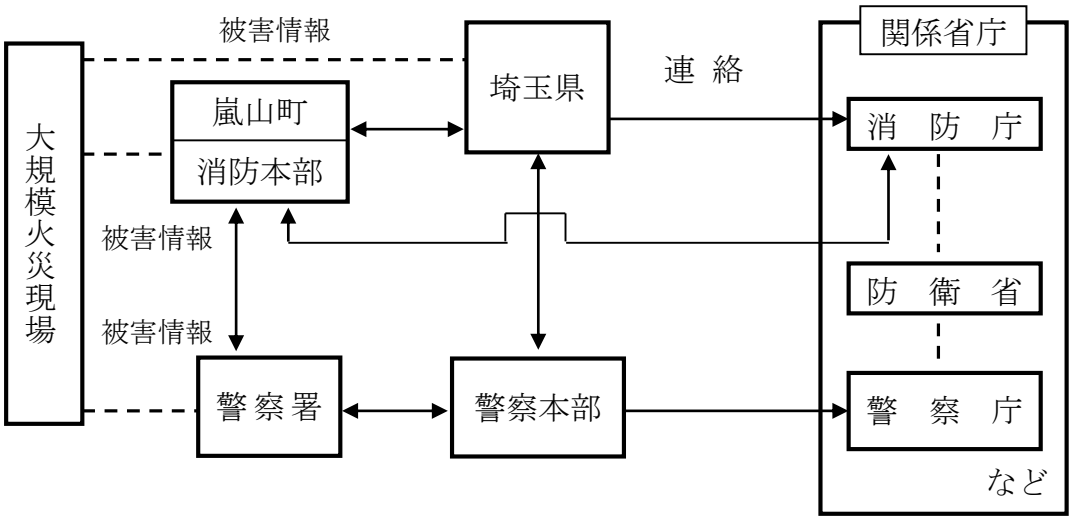

ウ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、国（消防庁）に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡するものとする。

町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2)　通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

３　消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

４　緊急輸送活動

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

５　避難収容活動

発災時における避難誘導については、「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策（第２編-127ページ）」に準ずる。

６　施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

７　被災者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2)　町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3)　関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第５　林野火災予防

１　基本方針

本町は、総面積の約３割が山林であり、一旦火災が発生した場合、地形の制約や可燃物の堆積等により燃焼時間が長時間に及ぶ可能性が高くなるため、予防活動とともに消火活動についてもその徹底を図っていくものとする。

２　実施計画

(1)　町及び県

ア　林野火災に強い地域づくり

(ｱ)　危険地域の把握

町は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努めるものとする。

(ｲ)　防災計画の策定

県の指導のもと、迅速かつ効果的な消防活動が実施できるよう、総合的な防災計画を作成するものとする。

(ｳ)　火災巡視等

町は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

イ　迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

(ｱ)　情報の収集・連絡関係

①　情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

②　情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努めるものとする。

③　通信手段の確保

町及び県は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

(ｲ)　消火活動体制の整備

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

(ｳ)　避難誘導

町は、林野火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するものとする。

(ｴ)　施設・設備の応急復旧活動

町は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

ウ　防災対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

第６　林野火災対策

１　発災直後の情報の収集・連絡

(1)　災害情報の収集・連絡

ア　林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

イ　林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

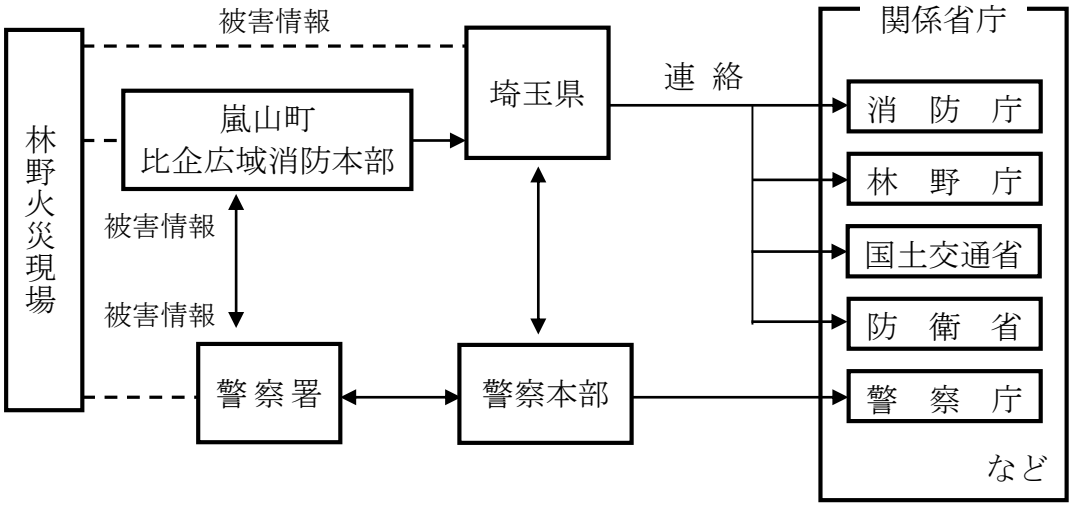

ウ　応急対策活動情報の連絡

町は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2)　通信手段の確保

町等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

３　消火活動

消防本部は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

４　緊急輸送活動

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

５　避難活動

発災時における避難誘導については、「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策（第２編-127ページ）」に準ずる。

６　施設・設備の応急復旧活動

町及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

７　被災者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2)　町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3)　関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第２節　危険物等災害対策計画

第１　危険物等災害予防

１　基本方針

(1)　趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(2)　留意点

町は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

２　危険物

(1)　施設の現況

消防法第２条第７項に規定する危険物及びその施設は、近年各種産業の発展に伴って複雑化している。

(2)　予防対策

消防本部は、危険物貯蔵所等に対し、次により消防法の規定に基づく指導等を実施する。

ア　危険物製造所等の整備改善

(ｱ)　危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(ｲ)　立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ　危険物取扱者制度の効果的な運用

(ｱ)　危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(ｲ)　危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ｳ)　法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ　施設、取扱いの安全管理

(ｱ)　施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

(ｲ)　危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

なお、危険物施設における事故状況は消防年報のとおりである。

３　高圧ガス

ア　高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

イ　経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

ウ　埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

エ　高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

４　銃砲・火薬類

ア　猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。

イ　経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。

ウ　埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

第２　危険物等災害応急対策

１　活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

２　応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

(1)　危険物の流出及び拡散の防止
(2)　流出した危険物の除去、中和等
(3)　災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
(4)　その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第３　高圧ガス災害応急対策計画

１　活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

２　応急措置

(1)　高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、県、警察、消防、防災事業所その他の関連機関が協力して応急措置を実施する。

(2)　施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

ア　製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ　貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ　ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。

エ　充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

第４　火薬類災害応急対策計画

１　活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

２　応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1)　保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

(2)　道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

(3)　搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第５　サリン等による人身被害対策計画

１　趣旨

町は、町内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本計画が定める災害対策本部の組織等により職員を配備するとともに、以下の対策を実施する。

また、防災関係機関等に応援を要請し、迅速かつ的確な対応を実施する。

２　活動体制

町は、町内に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

３　応急措置

(1)　原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

(2)　情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第２編 震災対策編－第２章－第５節 情報収集・共有・伝達体制の整備（第２編-88ページ）」に準ずる。

(3)　立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4)　救出、救助

消防本部を主体とした救出、救助活動にあたる。具体的な対策については、「第２編 震災対策編－第２章－第６節 医療救護等対策（第２編-104ページ）」を準用する。

(5)　医療救護

町は、町内に人身被害が発生した場合、「第２編 震災対策編－第２章－第６節 医療救護等対策（第２編-104ページ）」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

(6)　救急搬送

「第２編 震災対策編－第２章－第６節 医療救護等対策（第２編-104ページ）」に準じる。

(7)　医療機関の確保

町は、医療機関の確保について、県に対して要請する。

(8)　汚染除去

町は、汚染除去の実施について、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(9)　避難誘導

町長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策（第２編-127ページ）」に準じ、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行うものとする。

(10)　応援要請

町は、毒性ガス発生事件と推測される場合は、速やかに、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

【原子力事業者】

第１　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

１　趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、町民生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

２　現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第６条の２第１項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本町は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」(PAZ:Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径５キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設から概ね半径30キロメートル））に含まれていない。

しかしながら、埼玉県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が埼玉県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設数を把握している。

３　計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。

第２　予防対策

１　放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1)　核燃料物質使用施設に係る事故予防対策

ア　核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ　放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ　放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

エ　防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

オ　緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2)　放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

２　迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1)　情報の収集・連絡関係

ア　情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ　通信手段の確保

町及び県は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、町及び県の整備する情報連絡システムについては、「第２編 震災対策編－第２章－第５節 情報収集・共有・伝達体制の整備（第２編-88ページ）」による。

(2)　災害応急体制の整備

ア　職員の体制

町及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

イ　防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3)　緊急被ばく医療体制の整備

町は、あらかじめ県、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

(4)　防護資機材の整備

町、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

(5)　避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア　大規模な避難住民の受入れ

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策－＜予防・事前対策＞（第２編-128ページ）」を準用する。

イ　避難所の指定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

ウ　避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

（イ及びウは、「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策（第２編-127ページ）」により実施する。）

(6)　飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第２編 震災対策編－第２章－第１０節－＜応急対策＞－１ 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給（第２編-163ページ）」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県、国等と協働して実施するものとする。

(7)　広報体制の整備

町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

(8)　住民相談窓口の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(9)　防災教育・防災訓練の実施

ア　防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

①　放射線及び放射性物質の特性に関すること
②　放射線防護に関すること
③　放射線による健康への影響に関すること
④　放射線関係事故発生時に町がとるべき措置に関すること
⑤　放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
⑥　防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
⑦　その他必要と認める事項

イ　住民に対する知識の普及

町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

①　放射線及び放射性物質の特性に関すること

② 放射線防護に関すること
③ 放射線による健康への影響に関すること
④ 放射線関係事故発生時に町がとるべき措置に関すること
⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
⑥ その他必要と認める事項

ウ　訓練の実施と事後評価

町は、総合的な防災訓練を実施するにあたり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第３　応急・復旧対策

１　目標

町における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射能量に応じて輸送容器が区分される。放射能量の少ない順にＬ型、Ａ型、Ｂ型等に区分される。町を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのＡ型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、Ｂ型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、町から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、県、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

２　核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1)　輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア　事故情報の収集・連絡

(ｱ)　核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第２条第１項第３号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第３条第２号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、町及び関係省庁などに通報する。

①　特定事象発生の場所及び時刻
②　特定事象の種類
③　検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
④　気象状況（風向・風速など）
⑤　周辺環境への影響
⑥　輸送容器の状態
⑦　被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
⑧　応急措置
⑨　その他必要と認める事項

県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、町、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

(ｲ)　核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】

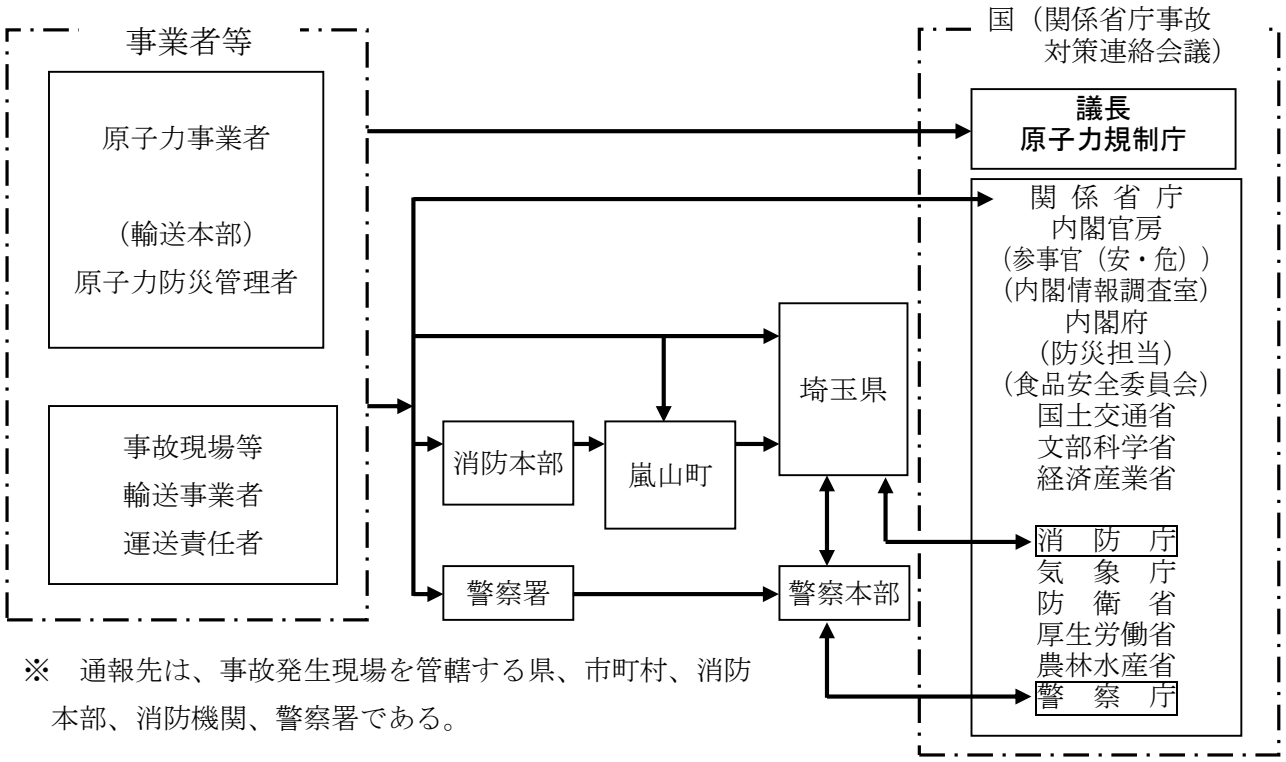

※　通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

(ｳ)　応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

イ　通信手段の確保

町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2)　活動体制の確立

ア　原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者(以下「事業者等」という。)は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

(ｱ)　関係機関への通報・連絡

(ｲ)　異常事態発生に伴う緊急時モニタリング

(ｳ)　消火及び輸送物への延焼防止

(ｴ)　輸送物の移動
(ｵ)　立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する）
(ｶ)　汚染の拡大防止及び除染
(ｷ)　放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
(ｸ)　その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ　警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ　消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※　警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100ｍを確保する。

エ　町の活動体制

(ｱ)　職員の非常参集

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

(ｲ)　自衛隊の災害派遣要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第２編 震災対策編－第２章－第４節－＜応急対策＞－７　自衛隊災害派遣（第２編-79ページ）」によるものとする。

(3)　消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

(4)　原子力緊急事態宣言発出時の対応

ア　災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講ずるものとする。

イ　災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

(5)　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア　緊急輸送活動

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ　交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配意する。

(6)　退避・避難収容活動など

ア　退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

イ　警戒区域の設定

(ｱ)　警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(ｲ)　町長への屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

また、知事は、町域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第１項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、町長を応援するよう指示するものとする。

(ｳ)　関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

ウ　退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

エ　避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

オ　広域避難・広域一時滞在

「第２編 震災対策編－第２章－第８節－＜応急対策＞－３ 広域避難・広域一時滞在（第２編-139ページ）」を準用する。

カ　要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

キ　町民への的確な情報伝達活動

(ｱ)　周辺住民への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(ｲ)　町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(ｳ)　住民等からの問合せへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(7)　核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

(8)　各種規制措置と解除

ア　飲料水・飲食物の摂取制限等

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

イ　解除

町、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(9)　被害状況の調査等

ア　被災住民の登録

町は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行う。

イ　被害調査

町は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

(ｱ)　退避・避難等の措置
(ｲ)　立入禁止措置
(ｳ)　飲料水、飲食物の制限措置
(ｴ)　その他必要と認める事項

(10)　住民の健康調査等

町は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

３　放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1)　事故発生直後の情報の収集・連絡

ア　事故情報の収集・連絡

(ｱ)　放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、町、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

①　事故発生の時刻
②　事故発生の場所及び施設
③　事故の状況
④　気象状況（風向・風速）
⑤　放射性物質の放出に関する情報
⑥　予想される災害の範囲及び程度等
⑦　その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び町など関係機関等へ連絡するものとする。

(ｲ)　放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】

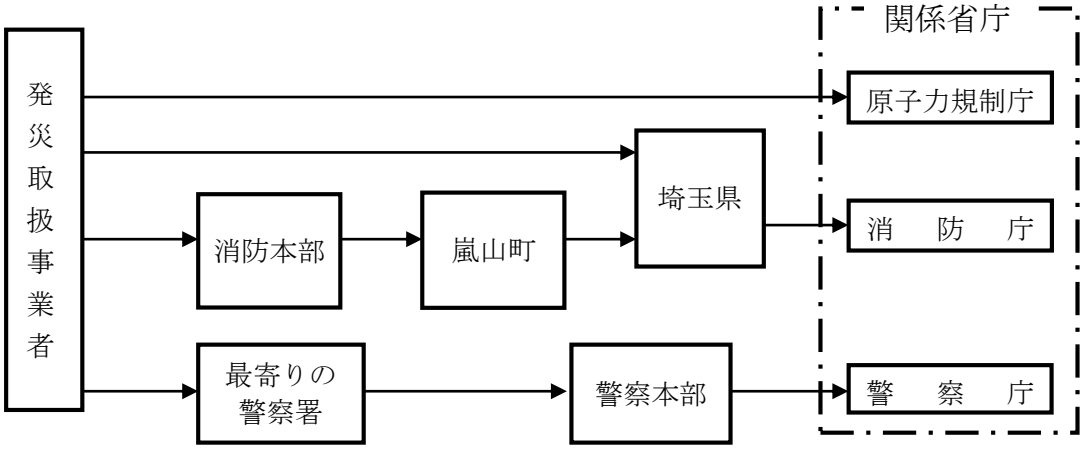

(ｳ)　応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するものとする。

イ　通信手段の確保

町等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2)　活動体制の確立

町は「２　核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策（第６編-23ページ）」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

４　原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1)　緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「ＥＡＬ」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたＥＡＬの設定については、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

イ　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（OperationalIntervention Level。以下「ＯＩＬ」という。）を設定する。

(2)　「２－(4)～(10)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用

「２－(4)～(10)」については、原子力発電所事故対策にも準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び町・県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(3)　放射線量等の測定体制の整備

ア　飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

町は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき県、国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、町民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて「２－(8) 各種規制措置と解除（第６編-28ページ）」の摂取制限等を行うものとする。

(4)　他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の町における避難住民の受入れについては「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策（第２編-127ページ）」を準用する。

第４節　農林水産災害対策計画

第１　農林水産災害対策

農林水産関係災害（暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災によるものを言う。）に関し、その災害予防、災害発生時の的確、円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置について他の法令等によるもののほか、以下に定めるところによる。

１　災害の応急対策及び復旧

(1)　農作物・農業生産施設

農政課（農政部）は、県農林振興センター等の関係機関の協力を得て農家に対し、農作物の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等について必要な技術指導を行う。

また、災害の規模や損失程度により農業生産力が低下し、安定した農業経営の継続が困難であると認められる農家に対しては、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講ずることができる。

(2)　農地及び農業用施設

災害によって農地及び農業用施設に被害を受けた場合は、災害の規模や損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づく助成措置を講ずるものとする。

第５節　道路災害対策計画

第１　道路災害予防

１　基本方針

地震や水害その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

２　実施計画

(1)　道路の安全確保

ア　危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

イ　予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

(ｱ)　道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(ｲ)　道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

(ｳ)　道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(2)　情報の収集・連絡

町及び道路管理者は、国、県、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

第２　道路災害応急対策

１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1)　災害情報の収集・連絡

ア　災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

イ　道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

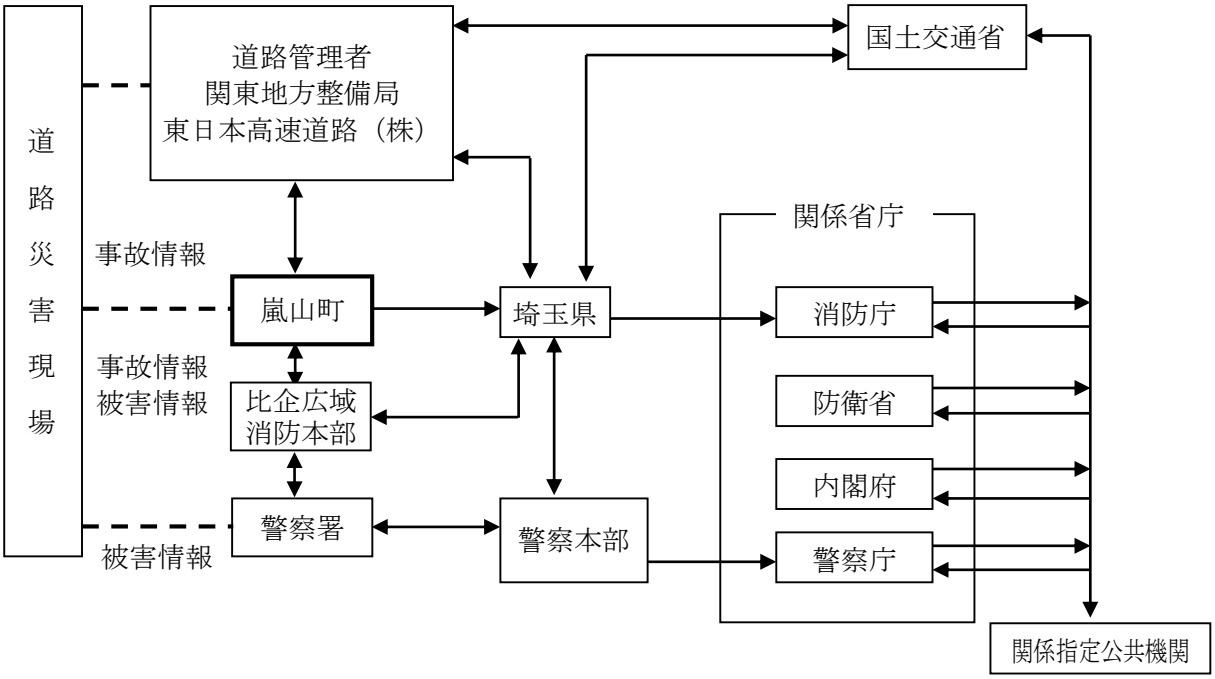

２　活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

３　被災者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者等への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

(2)　町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3)　関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

第６節　鉄道事故・施設災害対策計画

第１　鉄道事故対策計画

１　事業者等の活動体制

東武鉄道（株）は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

２　町の活動体制

町は、町域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

３　連絡通報体制

鉄道事故発生時の通信連絡手段は「第２編 震災対策編－第２章－第５節 情報収集・共有・伝達体制の整備（第２編-88ページ）」に準じるものとする。

４　応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、「第２編　第２章」及び「第３編　第２章」の各項に定める応急対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1)　情報収集

町は、町内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第２編 震災対策編－第２章－第５節 情報収集・共有・伝達体制の整備（第２編-88ページ）」に準ずる。

(2)　災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策（第２編-127ページ）」に準じ、避難の指示を行う。

(3)　救出、救助

「第２編 震災対策編－第２章－第６節 医療救護等対策（第２編-104ページ）」に準ずる。

(4)　消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が行うものとする。

(5)　応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第２編 震災対策編－第２章－第４節－＜応急対策＞－７　自衛隊災害派遣（第２編-79ページ）」に、又他機関への応援要請は「同８　応援要請（第２編-84ページ）」に準ずるものとする。

(6)　医療救護

町は、町内に鉄道事故が発生した場合、「第２編 震災対策編－第２章－第６節 医療救護等対策（第２編-104ページ）」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第７節　航空機事故対策計画

第１　目標

本計画は、町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに町の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第２　活動体制

町は、町内に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

第３　応急措置

１　情報収集

町は、町内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第２編 震災対策編－第２章－第５節 情報収集・共有・伝達体制の整備（第２編-88ページ）」に準ずる。

２　避難誘導

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は「第２編 震災対策編－第２章－第８節 避難対策（第２編-127ページ）」に準じ、避難の指示を行う。

３　救出、救助

「第２編 震災対策編－第２章－第６節 医療救護等対策（第２編-104ページ）」に準ずる。

４　消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防機関を主体とする町は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

５　応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第２編 震災対策編－第２章－第４節－＜応急対策＞－７ 自衛隊災害派遣（第２編-79ページ）」に、又他機関への応援要請は「同８ 応援要請（第２編-84ページ）」に準ずるものとする。

６　医療救護

町は、町内に航空機事故が発生した場合、「第２編 震災対策編－第２章－第６節 医療救護等対策（第２編-104ページ）」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第８節　電気通信設備災害対策計画

【東日本電信電話（株）埼玉事業部、（株）ＮＴＴドコモ埼玉支店】

第１　目的

この計画は、町内における電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うことを目的とする。

第２　災害予防計画

災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話（株）埼玉事業部及び（株）ＮＴＴドコモ埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずるものとする。

１　情報連絡員の確保
２　復旧要員の服務計画
３　可搬無線機等の出動準備
４　予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
５　移動電源車等の出動準備態勢の把握
６　建物の防災設備の一覧
７　非常持出しの準備
８　復旧活動の準備
(1)　工事用車両の確保
(2)　工事用工具、計測器類の点検整備
(3)　復旧資材の緊急確保
(4)　設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
(5)　非常食料の確保及び炊出しの準備
(6)　救護活動の準備

第３　災害発生時の対策

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合の応急対策は次のとおりとする。

１　応急対策措置

(1)　災害時における、電気通信サービス確保のための各種の措置
(2)　被害状況の把握
(3)　応急復旧班の編成
(4)　社員の動員計画
(5)　社外関係機関との情報連絡
(6)　資材の輸送計画
(7)　電源設備の確保
(8)　建物の防災
(9)　広報活動

第４　社外機関との協調

１　地方公共団体の災害対策本部との協調

東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。

①　災害に関する情報の提供及び収集
②　サービス提供状況、及び復旧状況

第９節　電力施設応急対策計画　【東京電力パワーグリッド（株）】

第１　目的

この計画は、東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社（以下、東電ＰＧという。）が、東京電力ホールディングス（株）（以下、東電ＨＤという。）、東京電力エナジーパートナー（株）（以下、東電ＥＰという。）、及び東京電力リニューアブルパワー（株）（以下、東電ＲＰという。）と連携し、埼玉県内の台風、雪害、水害、地震、塩害その他の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限ならしめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

第２　防災体制

１　非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常災害」という。）に対処するための非常態勢は次の区分による。

情　　勢	非常態勢の区分
・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合	第１非常態勢
・大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	第２非常態勢
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・電力供給区域あるいは事業所のある都，県内で震度６弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	第３非常態勢

２　災害対策組織

(1)　東京電力非常災害対策本部態勢は次の通りとする。

【東京電力非常災害態勢】

東電ＨＤは、非常災害の情勢に応じて東電ＰＧ、東電ＥＰ及び東電ＲＰと連携をとり、非常災害対策本部を設置する。

東電ＨＤ、東電ＰＧ、東電ＥＰ、東電ＲＰ本部は、連携して非常災害対応を実施する。

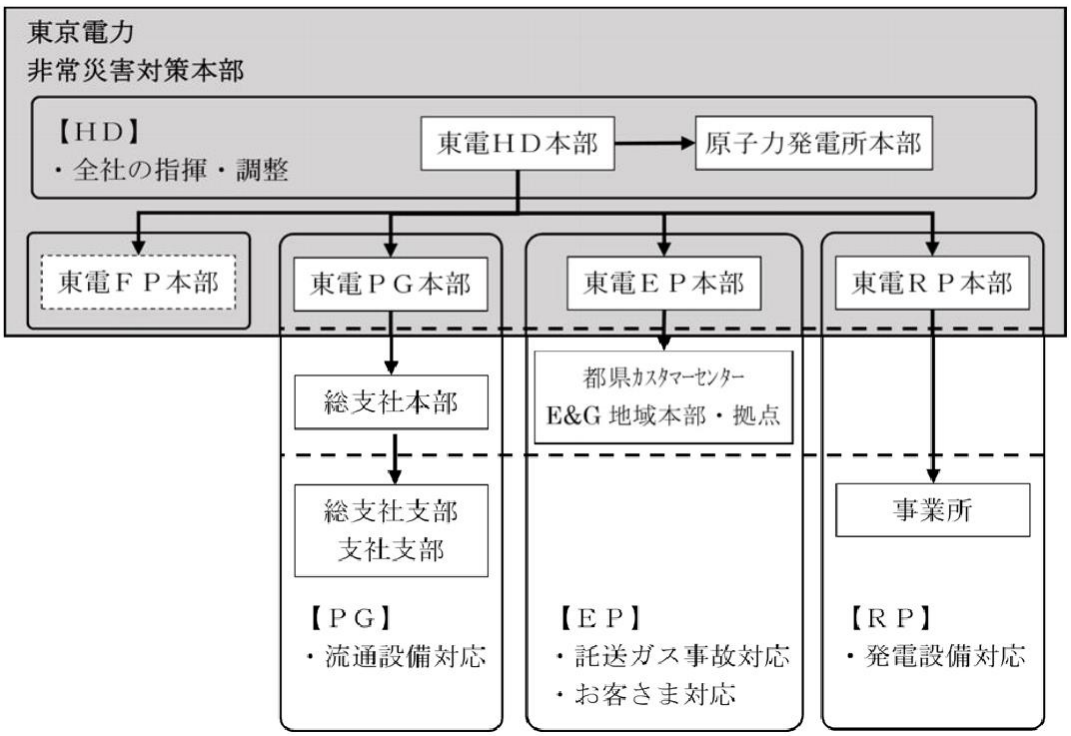

(2)　東京電力（ＨＤ、ＰＧ、ＥＰ、ＲＰ）本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、非常態勢に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ編成しておく（対策組織は、情報班、広報班、復旧班、給電班、資材班、厚生班、総務班により構成されることを基本とする。）。

(3)　対策組織を次のとおり非常災害対策本部と非常災害対策支部（以下「本（支）部」）という。）に区分する。

事　業　所	対策組織	機　　能
本社 （東電ＨＤ、東電ＰＧ、 東電ＥＰ、東電ＲＰ） ※第一線機関に掲げたものを除く。	東京電力 非常災害 対策本部	・東京電力全社における非常災害対策活動の総括・指揮 ・本社における非常災害対策活動の実施
原子力発電所（東電ＨＤ） 総支社（東電ＰＧ） 電力所（東電ＰＧ） 各地域本部（東電ＥＰ）	非常災害対策 事業所本部	・自事業所における非常災害対策活動の実施 ・各都県域等に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮

第一線機関	（東電ＨＤ） ・経営技術戦略研究所 ・建設所 ・ﾋﾞｼﾞﾈｽｿﾘｭｰｼｮﾝｶﾝﾊﾟﾆｰ （東電ＰＧ） ・支社 ・総合研修センター ・配電ｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ ・送変電機縁説センター ・その他第一線機関 （東電ＲＰ） ・事業所	非常災害対策支部	・自事業所における非常災害対策活動の実施

（注）建設所には、建設準備事務所を含む。

(4)　事業所が被災した場合の非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておく。
(5)　非常災害対策事業所本部とは、原子力発電所、総支社、電力所及び各地域本部などの都県域等のエリアを総括・指揮する本部をいう。

第３　対策組織の運営

１　非常態勢の発令及び解除

(1)　東電ＨＤ、東電ＰＧ、東電ＥＰの本社防災担当部（室）長（第１非常態勢の場合は防災担当グループマネージャー）は、非常災害が発生したときは、原則として関係部・組織と協議し、態勢区分に応じた非常態勢の発令を発令者へ上申する。発令者は、それに基づき非常態勢を発令するとともに、他の会社へ発令を通知する。
(2)　原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の長は、非常災害態勢を発令した場合は、速やかに対策組織を設置する。

態勢区分	発令者			
	東電ＨＤ	東電ＰＧ 東電ＥＰ	東電ＲＰ	原子力発電所 総支社、電力所、 各地域本部および 第一線機関
第１非常態勢	総務・法務室長	防災担当部（室）長	社長	それぞれの長
第２非常態勢	防災担当役員 （東海地震注意情報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合は総務・法務室長（防災担当部（室）長））		社長	それぞれの長
第３非常態勢	社　　長 （警戒宣言及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発せられた場合は総務・法務室長（防災担当部（室）長））		社長	それぞれの長

(3)　非常態勢が発令された場合は、速やかに本（支）部を設置する。

(4)　東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、本社は総務・法務室長が、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関はそれぞれの長が、あらかじめ定めた態勢区分を発令する。
(5)　特に、供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、本社並びに当該地震が発生した原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は自動的に第３非常態勢に入り、速やかに本（支）部を設置する。

２　原子力災害との複合災害発生時の対応

災害と同時に原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報すべき事態（原子力災害対策指針で定める警戒事態を含む）となった場合には、原子力事業者防災業務計画で定める緊急事態対策本部を東電ＨＤ本社及び原子力発電所等に設置するとともに、必要な各社非常災害対策本部を設置し、連携を密にしながら対応する。

第４　社外機関との協調

１　地方公共団体の災害対策本部との協調

災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

①　災害に関する情報の提供及び収集
②　災害応急対策及び災害復旧対策

２　防災関係機関との協調

警察、消防、地方気象台、自衛隊等、防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

３　他電力会社等との協調

他電力会社、（株）ＪＥＲＡ、電源開発（株）、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第５　災害予防に関する事項

１　防災訓練

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第６　電力設備の災害予防措置に関する事項

東電ＨＤ、東電ＰＧ、東電ＲＰは、各社が保有する電気設備に対し、災害の発生を未然に防止するため次の予防措置を実施する。

１　水害対策

送電設備においては、土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

２　風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

３　雪害対策

送電設備においては、鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には難着雪対策（リング等）又は鉄塔の設備強化を施す。

また、気象通報等により雪害を予知した場合で、可能な場合は系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。

４　雷害対策

送電設備においては、架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合で対応可能な場合は、系統切等により災害に伴う停電の拡大防止に努める。

５　土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係会社へのＰＲを徹底する。

６　地震対策

送電設備においては、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。

第７　防災業務施設及び設備の整備

１　観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設及び設備を強化、整備する。

(1)　雨量、流量、風向、風速、気圧及び水位の観測施設及び設備

(2)　潮位、波高等の観測施設及び設備

２　通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

(1)　無線伝送設備

①　マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備
②　移動無線施設及び設備
③　衛星通信施設及び設備

(2)　有線伝送設備

①　通信ケーブル
②　移動無線施設及び設備
③　通信線搬送設備
④　光搬送設備

(3)　交換設備（防災関係機関との直通電話を含む）

(4)　通信設備用電源設備

(5)　一斉放送装置

３　非常用電源の整備

本社、原子力発電所、総支社、電力所及び第一線機関には、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、非常用電源の整備に当たっては、十分な燃料の確保に努めるとともに、通常電源系統と非常用電源系統の区分により非常災害時における電源確保を行う。

４　コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

第８　災害時における情報の収集、連絡

１　情報の収集、報告

災害が発生した場合は、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

(1)　一般情報

①　気象、地震情報
②　一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

③　対外応対状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）
④　その他災害に関する情報（交通状況等）

(2)　当社被害情報

①　電力施設等の被害状況及び復旧状況
②　停電による主な影響状況
③　復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
④　従業員の被災状況
⑤　その他災害に関する情報

２　情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

３　通話制限

(1)　災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

(2)　非常態勢の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、本社にあっては防災担当部（室）長、原子力発電所、総支社、電力所及び第一線機関にあっては、その長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

第９　非常時における広報

１　広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

２　広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、ＳＮＳ及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第１０　要員の確保

１　対策要員の確保

(1)　夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(2)　非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。ただし、事業所又は通勤経路が津波による避難対象地域となる場合、津波のおそれがなくなった後に出社するものとする。

(3)　交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

２　復旧要員の広域運営

他電力会社、（株）ＪＥＲＡ、電源開発（株）並びに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第１１　災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東電ＰＧ本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」及び広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。

第１２　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第１３　災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、受持区域内の復旧対応が困難な場合等、応援が必要と判断される場合には、非常災害対策本部長は、被害地域の都県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第１４　災害時における応急工事

東電ＨＤ、東電ＰＧ及び東電ＲＰにおける災害に伴う応急工事については二次災害の防止等を考慮し、実施する。

第１５　災害復旧に関する事項

１　復旧計画

本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

(1)　復旧応援要員の必要の有無
(2)　復旧要員の配置状況
(3)　復旧資材の調達
(4)　電力系統の復旧方法
(5)　復旧作業の日程
(6)　仮復旧の完了見込
(7)　宿泊施設、食糧等の手配
(8)　その他必要な対策

上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

２　復旧順位

東電ＨＤ、東電ＰＧ及び東電ＲＰにおける電気設備の復旧計画策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設　備　名	非常態勢の区分
水力発電設備	１．系統に影響の大きい発電所 ２．当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ３．早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ４．その他の発電所
原子力発電設備	１．所内電源を確保できる発電所 ２．系統に影響の大きい発電所 ３．地域供給変電所を有する発電所 ４．その他の発電所
送　電　設　備	１．全回線送電不能の主要線路 ２．全回線送電不能のその他の線路 ３．一部回線送電不能の主要線路 ４．一部回線送電不能のその他の線路
変　電　設　備	１．主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ２．重要施設に配電する中間・配電用変電所 （この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配　電　設　備	１．病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 ２．その他の回線
通　信　設　備	１．給電指令回線（制御・監視および保護回線） ２．災害復旧に使用する保安回線 ３．その他保安回線

第１０節　雪害予防計画

第１　基本方針

この計画は、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、町民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずるものである。

第２　実施計画

１　道路交通の確保

道路交通を確保するため関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

２　公共交通の確保

公共交通を確保するため、各交通機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

３　通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

４　その他

町及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図っておくものとする。

第１１節　文化財災害対策計画

第１　基本方針

１　趣旨

町内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

２　留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する町民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

３　現況

町内において現在特に防火、防災を必要とするものは、【資料編】指定文化財一覧のとおりである。

【資料編】指定文化財一覧

第２　実施計画

１　予想される災害

文化財に対する災害は、多岐にわたり、風水害、地震、落雷、火災が時として、複合的におこることが予想される。

２　文化財の防火対策

風水害や地震により、倒壊・水没した文化財は、修復が可能な場合があるが、火災により消失した文化財は修復が不可能であり永久に失われてしまう為、火災（地震や落雷を伴う）による災害については特に注意をはらい、下記の事項について徹底を期するものとする。

３　火災予防体制

(1)　防火管理体制の整備
(2)　文化財に対する環境の整備
(3)　火気使用の制限
(4)　火気の厳重警戒と早期発見
(5)　消防署・消防団を交えた地域住民との訓練の実施
(6)　火災発生時における措置の徹底

４　防火施設の整備強化

(1)　火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
(2)　消火器、消火栓等の充実強化

５　その他

(1)　所有者・管理者・地域住民に対する啓発

(2)　管理保護についての助言と指導